

# 会報

第 147 号

◇エッセー

まぼろしの「天野勅語草案」 愛知教育大学長 将積 茂

■諸会議議事要録

理事会

第95回総会

第62回事務連絡会議

第1常置委員会

第2常置委員会

第3常置委員会

第4常置委員会

第5常置委員会

第6常置委員会

医学教育に関する特別委員会

教養教育に関する特別委員会

教員養成制度特別委員会

(第83回)入試改善特別委員会

生涯学習特別委員会

■要望書

国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書

■資料

阪神大震災で被災した受験生等への配慮について(要請)

阪神大震災で被災した受験生を対象とする特例入試の実施について

## 国立大学協会

平成 7 年 2 月

# 会報

平成7年2月 第147号

第45卷第1号通巻第147号

平成7年2月号

国立大学協会

●エッセー

まぼろしの「天野勅語草案」 愛知教育大学長 将積 茂 .....5

【事業報告】

諸会議議事要録 (平成 6 年 10 月～12 月)

理 事 会 (11.9) .....11

会務報告

協 議

常置委員会教員委員及び特別委員会委員の交代について  
第95回総会の日程について  
第96回総会の日時・場所について  
各委員会委員長報告と協議  
入試について  
当面する諸問題について

第95回総会〔第1日〕(11.16) .....22

会務報告

協議事項

各委員会委員長報告と協議  
入試について  
各地区学長会議の状況報告  
当面する諸問題について

第95回総会〔第2日〕(11.17) .....36

当面する諸問題について

第62回事務連絡会議 (11.18) .....41

総会状況報告  
大学入試センターからの連絡事項  
文部省からの連絡事項  
当面する諸問題について

第 1 常置委員会 (10.31) .....51

専門委員の交代について  
第 4 常置委員会との合同小委員会報告  
センター・オブ・エクセレンスに関する意見書  
21世紀に向けての国立大学の在り方

第 2 常置委員会 (10.24) .....52

報告事項	
平成9年度以降の大学入試センター試験の追試験実施の要否について	
平成9年度入学者選抜における各大学の学力検査実施教科・科目について	
<b>第3常置委員会 (12.19)</b>	55
平成7年度就職協定関係について	
平成6年3月大卒等未就職者実態調査について	
学生教育研究災害傷害保険について	
留学生の学生生活及び日本語教育について	
外国人留学生の学生生活等に関するアンケートについて	
<b>第4常置委員会 (10.26)</b>	58
「[教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について]」に対する回答を踏まえての提言」についての意見調査のまとめについて	
東京工業大学の「教室系技術職員に対し技術専門官等の名称を付与することについて(第2次中間報告)」について	
<b>第5常置委員会 (10.21)</b>	60
小委員会委員の委嘱について	
「第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議」について	
日米大学長シンポジウム及びJUSSEP小委員会とAAC&Uとの合同会議について	
その他(要望書の提出について/国立大学協会の英文名について)	
<b>第6常置委員会 (11.2)</b>	64
平成7年度国立学校特別会計概算要求について	
今後の活動方針について	
<b>医学教育に関する特別委員会 (10.4)</b>	66
委員の交代について	
医学部及び附属病院の課題と改善について	
<b>教養教育に関する特別委員会 (10.11)</b>	68
教養教育改善状況に関するアンケート調査	
委員の補充について	
<b>教養教育に関する特別委員会 (12.16)</b>	69
教養教育の改善状況に関するアンケート調査	
<b>教員養成制度特別委員会 (10.28)</b>	71
大学における教員養成	

(第83回) 入試改善特別委員会 (10.3) .....74

国立大学の入学者選抜についての平成8年度実施要領, 実施細目等  
(案)の作成について

平成9年度実施要領(案), 実施細目(案)等の検討について

国立大学の入学者選抜をめぐる中・長期的な諸問題について

生涯学習特別委員会 (10.25) .....76

生涯学習について国立大学の果たす役割

生涯学習に関して国立教育会館との共同事業(シンポジウム)の申し  
出について

■第95回総会国立大学協会事業報告 .....79

諸会合

要望その他の諸活動

要望書の受理

刊行物

■諸 会 合(平成6年10月~12月末までの開催会議) .....85

## 【要 望 書】

国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手

続きの郵送による代理申請に関する要望書 .....86

## 【資 料】

阪神大震災で被災した受験生等への配慮について(要請) .....88

阪神大震災で被災した受験生を対象とする特例入試の実施について .....89

## 【そ の 他】

学長等の異動 .....93

編集後記

## まぼろしの「天野勅語草案」

愛知教育大学長 将 積 茂

はじめに

国大協のメンバーである学長の方々は、おそらく第二次世界大戦終結までに小学校あるいは国民学校を卒業なさっていることと思う。したがって『教育勅語』は今でもかなりの方が暗記していらっしゃるのではなかろうか。そして『勅語』は戦後間もなく廃止されたが、第3次吉田内閣の折に、『勅語』に代わる『国民実践要領』草案という天野文相の私案が新聞にスクープされて、当時大きな話題になったのをご記憶の方も多と思う。世論の激しい批判にあって、結局は文相が草案を撤回することを余儀なくされた。私は今から30年程昔、『教育勅語』とこのいわゆる『天野勅語』について小論を纏めたが、後になってそれを著書に収録する際、全く予想外の奇妙な事態に遭遇して、冷や汗をかいた苦い思い出がある。少々カビの生えた昔話であるが、どうぞご寛恕願いたい。

教育勅語は人類の普遍的道徳か

第二次世界大戦で日本が敗戦するまで、わが国民の行為の規範は明治23(1890)年に天皇から下された『教育勅語』の示す諸徳目であった。周知のようにこの勅語は「之ヲ古今ニ通シテ謬ラス之ヲ中外ニ施シテ悖ラス」と自らの普遍妥当性を誇っている。そしてまた現在にあっても、教育勅語を賛美する人々は異口同音に、この勅語に示された徳目は人類普遍の道徳であって、どんな時代にも民族の違い

---

を超えて立派に通用するものである、と力説するのが常である。アメリカ生まれのユダヤ人で日本人論を何冊も書いているM. トケイヤー氏も、『教育勅語』の「父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ夫婦相和シ……」といったことは、どこの国でもあてはまる真理であるにもかかわらず、このようなことを日本の教師たちは、「封建的」、あるいは「反動的」であるというラベルを貼って退けてしまうが、このように自分の国の伝統を否定してしまうというのは、まったく乱暴というほかはない、と書いて、外国人であるのに『教育勅語』を弁護している。

たしかに、勅語の諸徳目を抽象的に言葉としてのみ表面的に解釈する場合には、人類に普遍的な道德であると言えよう。親孝行、兄弟愛、夫婦愛、その他勅語の説く徳目は言葉そのものとしては、いずれも道徳的な善い行為である。しかしながら、戦後間もない昭和23（1948）年、わが国の衆議院は「教育勅語等排除に関する決議」を行った。その理由は、勅語等の根本理念が主権在君および神話的国体観に基づいていて、基本的人権や国際信義を損なう疑念がある、ということであった。

#### 父母ニ孝ニ兄弟ニ友ニ

教育学部に勤務する哲学教師として、私は若い頃は『教育勅語』のもつ負の意義をば、倫理学の講義等で熱心に学生に説いたものである。かの有名な「不敬事件」で、内村鑑三を強く非難した東大哲学科教授の井上哲次郎は、『勅語衍義』という著書で、勅語の二大眼目は「孝悌忠信」と「共同愛国」であると規定したが、まさに彼の主張するように、勅語の徳目は見紛うことなく儒教倫理であり、また

---

国家主義道徳でもあった。ここでは、後者については触れず、儒教倫理の側面だけを取り上げることとする。儒教倫理である勅語の徳目は、本来的に上下の身分道徳であって、人間の平等、つまり基本的人権が認められていなかった。親子、兄弟、夫婦等の家族間の人間関係は、厳しい長幼の序列と男尊女卑の差別に支えられたものであった。

『教育勅語』が人類に普遍的で近代的な道徳ではなく、前近代的な身分道徳である儒教倫理にほかならないことを、学生に十分納得させるため、私は凡そ次のように説明するのが常であった。たしかに「父母＝孝＝」、つまり父母に孝行をすることそれ自体は、善い行為である。しかし、江戸時代や第二次世界大戦以前、社会的に日本人を支配した道徳観念はどうであったろうか。家が貧しければ、娘が身売りをすることは親孝行である。それは茶の間で視るテレビ時代劇で、日常茶飯事のように描かれているばかりでなく、昭和時代になっても、2・26事件では、冷害で身売りする農村女子からの知らせに悲しむ、部下兵士に同情する青年将校の政治に対する激しい怒りが、決起行動の背景にあった、とも言われている。つまり勅語の第一の徳目「父母＝孝＝」は人身売買を正当化する儒教的、封建的道徳であると言わざるをえない、と。そして第二の徳目「兄弟＝友＝」も大戦前の日本では、平等な人間つまり人格間の情愛ではなく、男尊女卑でしかも長男を特別扱いする差別の道徳であった、と。さらに、第三の徳目「夫婦相和シ」については、私は特に力を込めて、次のように説明を加えるのであった。



---

## 夫婦相和シ

優れた哲学者で、特にカント研究の権威として知られた天野貞祐氏は、吉田茂首相のたつての要請で文部大臣に就任したと伝えられるが、在任中の昭和26（1951）年に教育勅語に代わる現代版として、『国民実践要領』草案という私案を世間に問おうとしたことがあった。天野私案は一、二の新聞にスクープされるや否や、激しい世論の反撃に遭って間もなく撤回されてしまったが、ここで「私案」の性格を「夫婦相和シ」の書き換えに見ることにしよう。「私案」は「夫は妻を愛し、妻は夫を敬愛しなければならない」と書き換えている。天野氏は人間の平等、人格の尊厳の理論を打ち立てたカントの研究者でありながら、「私案」で夫婦間に愛情の差別を持ち込んでしまった。天野氏は『教育勅語』で育った明治生まれであったため、研究者として頭脳で学んだ理論を草案で貫くことができなかったのではないか。裏返して言えば、「私案」の書き換えは勅語の「夫婦相和シ」自体が平等な人格概念を欠いていたことの何よりの証明である、と。

## まぼろしの天野勅語草案

私は昭和39（1964）年に、『哲学と教育』という自分が所属する哲学教室の紀要に、以上のような教育勅語と天野私案を批判した「現代教育の課題」という小論を掲載した。そして凡そ20年の後、紀要に掲載した私の戦後教育論がたまたまところで、その小論を含めて単行本に纏めることにした。ところがその纏めの作業中に、私にとって思いも掛けない大変な事態が生じたのであった。

---

昭和48(1973)年に、『戦後教育史への証言』という題名の、新聞記者が当事者たちの証言を中心に編集した書物が出版されたが、その中で、ある記者が「天野勅語」こと『国民実践要領』は、その名の割りに内容はほとんど知られていない。当時の新聞をめくっても、あれほど大騒ぎになりながら、内容をくわしく紹介したものはない。“まぼろしの天野勅語”というわけである」と、書いているが、この証言は不正確である。“天野勅語”草案は解説付きで、原稿用紙7枚ほどの全文が、当時スクープした二つの新聞の紙面を飾ったのは、論文を書いた私にとっては、絶対に間違いのない事実である。しかし、さきの小論に改めて注をつけ加えているうちに、私は大変なミスに気付いたのである。肝心の草案が載っている新聞紙を、私はうかつにも紛失してしまっていた。

ところで、天野貞祐氏は、文相辞任後の昭和28(1953)年に、天野氏個人で『国民実践要領』を刊行し、それを後に『天野貞祐全集』に再録している。そこで、私は大学の図書館で『全集』を借出して、『要領』の文章を確認しようとしたのであるが、不思議なことに、どこにも「夫は妻を愛し、妻は夫を敬愛し」という文章が見当たらなかった。まさしく今や、『要領』草案は私にとって、“まぼろしの天野勅語草案”となって、消え失せてしまったのである。幸い、大学図書館の書庫をしらみつぶしに探し回り、暗くてかび臭い書庫の片隅に、当時の中部日本新聞を見つけ、肝心の文章を再発見した時は、無上の感激であった。また、その後、国会図書館に向いて、収蔵の読売新聞マイクロフィルムにも、同一の文章を確認することができた。

当時の新聞紙に掲載された『国民実践要領』草案は、その後の天野氏の述懐に

---

よれば、当時公職追放中であった、高坂正顕、西谷啓治、鈴木成高の三氏に編集を依頼し、自らは「いくらかの加筆をした」ということである。しかし、いずれにしても、世論の激しい批判を浴びた結果、天野氏は昭和28（1953）年に酣燈社から出版した『国民実践要領』で、新聞にスクープされた草案の文章を大幅に書き直してしまったのであった。“まぼろしの天野勅語草案”で冷や汗をかいたのは、私が不勉強で天野氏が書き直したことに気付かなかったせいである、と反省しているが、ただ、『国民実践要領』草案が、今もなお、あちこちの図書館などで静かに眠っていることは、否定しがたい事実である。

おわりに

戦後教育史の一コマである、天野文相の『国民実践要領』草案スクープ事件を改めて回顧する時、私は一つの疑問をもたざるをえない。歴史的文書は新聞紙に載って、世論を沸かせた「草案」であるのか、あるいは文相を辞任した天野氏が個人として、大幅に筆を加えて刊行した「著作」であるのかという疑問である。『資料日本現代教育史』という膨大な教育資料集が某大手出版社から刊行されており、私も度々利用させてもらい、大変重宝している。ただ残念なのは、資料として「著作」だけが収録され、「草案」は収録されていないことである。歴史的資料の価値を持つのは、むしろ「草案」の方であると思うのに。

# 事業報告

## 諸会議議事要録

### 理事会

日時 平成6年11月9日(水) 13:30~17:00

場所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 吉川会長

井村, 鈴木各副会長

廣重, 手代木, 西澤, 江崎, 丸山, 木村, 阿部, 野村, 小黒, 岡田, 加藤,

金森, 村上, 武田, 岡市, 和田, 横山, 池田各委員

佐々木(第3), 阪上(第4)各常置委員会委員長

武藤(大学院), 蓮見(教員養成), 石川(医学教育)各特別委員会委員長

堀川, 山本各監事

(大学入試センター)高橋所長, 平川副所長, 菊池事業部長

初めに井村副会長から次のように述べられた。

吉川会長には, 所用で出席が遅れられるため, 鈴木副会長と相談し, 会長が来られるまでの間, 先任副会長が議事の進行役を務めさせていただくので, ご了承いただきたい。

本理事会は, 来る11月16日, 17日の両日開催される総会前の恒例の理事会であり, 各委員会からの報告と入試関係及び国立大学協会の今後の活動方針等につき協議をお願いするためお集まりいただいた。よろしく願います。

なお, 委員会報告のため各特別委員会の委員長にもご出席いただき, また, 大学入試センター試験等についてご説明いただくため, 後刻, 大学入試センターの高橋所長にもご出席願うのでご了承いただきたい。

最初に, 学長交代等により初めてご出席の理事及び委員長をご紹介します。

(前任) (後任)

理事 千葉大学長 吉田 亮 丸山 工作

医学教育に関する 吉田 亮 石川 英一  
特別委員会委員長 (千葉大学長) (群馬大学長)

なお, ご欠席のご連絡があったのは, 教養教育に関する特別委員会の坪井山形大学長と生涯学習特別委員会の加藤岐阜大学長である。

ついで, 事務局から配付資料の説明があったのち, 議事に入った。

### I 会務報告

議長から, これについては, 「資料4」にその概要が記されているが, ここではその要点を報告することとしたい旨述べられ, 以下の事項について報告があった。

#### 1. 要望書の提出について

- (1) 6月の第94回総会で承認された「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については, 7月8日, 吉川会長, 第4常置委員会の阪上委員長, 菅原専門委員が人事院, 大蔵省ならびに文部省を訪れ, 人事院総裁,

大蔵大臣、文部大臣ならびに各関係官に同要望書を提出、その実現方を要望した。

- (2) 6月の第94回総会で承認された「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」については、7月13日、第3常置委員会の佐々木委員長、佐藤専門委員が文部省を訪れ、関係官に同要望書を提出、その実現方を要望した。
- (3) 6月の第94回総会においてその取扱いを会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱いに関する要望書」については、8月の人事院勧告及びその後の動向をみながら第4常置委員会と協議して取りまとめ、9月20日に、第4常置委員会の阪上委員長、菅原専門委員及び滝沢事務局長が総務庁、大蔵省、文部省に赴き、総務庁長官ほか各関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。
- (4) 「国立大学の学生納付金の在り方に関する要望書」を10月14日に、吉川会長、鈴木副会長、廣重第6常置委員会委員長及び滝沢事務局長が大蔵省、文部省に赴き、大蔵省主計局長ほか関係官に要望書を提出し、その趣旨に則り配慮方を要望した。

## 2. 全国高等学校長協会との懇談について

7月20日、国立大学協会と全国高等学校協会との懇談会が開催され、吉川会長、井村副会長、鈴木副会長、第2常置委員会の加藤委員長、山極専門委員、入試改善特別委員会の市川委員、天野委員が全国高等学校長協会の増井会長（東京都立九段高等学校長）ほか関係者と大学教育ならびに高校教育の現状と課題について懇談した。

## 3. 日本私立大学団体連合会との懇談について

- (1) 8月12日、入試改善特別委員会の石川委員、松井臨時委員及び滝沢事務局長が日本私立大学団体連合会教育改革委員会委員長ほか関係者と平成9年度以降の入試日程について懇談した。
- (2) 11月9日、入試改善特別委員会の井村委員長、石川委員、太田委員、松井臨時委員及び第2常置委員会の加藤委員長が橋高日本私立大学団体連合会会長ほか関係者と平成9年度以降の入試日程について懇談した。

## 4. 審議会等への意見提出について

- (1) 高等教育局から、「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学運営の円滑化について—」について意見の提出を求められたので、鈴木副会長に検討を依頼し、8月31日、特に問題がない旨回答した。
- (2) 学術国際局から、学術審議会「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）について意見の提出を求められたので、金森第1常置委員会委員長に依頼し、第1常置委員会と協議してまとめられた意見を9月2日提出した。

## 5. 職業教育活性化会議のヒアリングについて

初等中等教育局長から、今後の職業教育への期待と課題について意見発表者の出席依頼があり、10月25日加藤第2常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。

## 6. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、10月26日、第4常置委員会の阪上委員長及び永井委員が全大教の小山副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員の専行職移行問題について懇談した。

## 7. 国大協宛要望書

前総会報告後、本協会宛提出された要望書等は、「資料5」のとおりであり、関係委員会に回付した。

## II 協 議

### 1. 常置委員会教員委員及び特別委員会委員の交代について

議長から、常置委員会の教員委員及び特別委員会の委員の交代について、「資料6」のとおり選任してよろしいかお諮りする旨述べられ、異議なく承認された。

### 2. 第95回総会の日程について

議長から、来る11月16日、17日両日開催の第95回総会の日程を「資料7」のとおりとしてよろしいかお諮りすると述べられ、異議なく了承された。

### 3. 第96回総会の日時・場所について

議長から、次回の来年6月総会の日時・場所を「資料8」のとおり予定したいので、ご了承いただきたい旨述べられ、異議なく了承された。

### 4. 各委員会委員長報告と協議

議長から、これより各委員会の報告と協議を

お願いしたいが、入試は別議題としたいので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告はその時にお願ひすることにしたい、と述べられたのち、各委員長からそれぞれ次のとおり報告があり、協議が行われた。

#### (1) 第1常置委員会（金森委員長）

##### ① 専門委員の委嘱について

本年7月24日付で就任した田原昭之大阪大学事務局長を糟谷正彦前大阪大学事務局長に代って専門委員に委嘱することとした。

##### ② 学術審議会の「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）についての意見提出について

文部省から、学術審議会が取りまとめた「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）について意見を求められ、会長の依頼により、第1常置委員会委員長が第1常置委員会各委員の意見を聞いて意見を取りまとめ、これを提出（9月2日）した。

##### ③ 教育研究支援体制について

#### 1) 第1常置委員会小委員会と第4常置委員会小委員会との合同会議

前回6月3日開催の理事会で、第4常置委員会阪上委員長から、教育研究支援体制に関わり教室系技術職員問題について第1常置及び第4常置委員会で協議したい旨申出があり、去る9月7日、両委員会の合同小委員会を開催した。合同小委員会では、初めに阪上委員長から、技術職員問題についての審議経過と合同会議開催申出の趣旨説明があったのち意見交換を行った。その詳細については間もなく発行される「会報」第146号をご覧いただきたい。種々議論されたが、特に○研究支援については、研究者から研究支援専従者まで幅広くその分布は連続的で明確に

は分類しがたいが、教務職員、助手（公務員試験合格を要しない）として、場合によっては講師、助教授へと繋がる方向と、技術職員の流れ、の二つがあり、その両方必要ではないか、○待遇改善により優秀な人材を大学に吸収し将来の研究支援体制の強化が必要ではないか、○全体として組織化はすすんでいるが大学によって体制に差異がある、国大協としては、待遇改善も含め、国立大学全体にまたがる制度を考えるべきである、などの意見があった。当日の結論は、第4常置委員会は、待遇改善の面からさらに教育研究支援職員を考えていき、また、第1常置委員会は組織の視点から教育研究支援体制について引続き検討していくこととなった。

2) そこで、10月31日、第1常置委員会として教育研究支援体制について自由討議を行った。

それらをまとめると、概ね次のようである。

第一に、近年、教官の概念が広がり、たとえば学生相談室、資料室、留学生センター、留学生担当教官、情報処理センター等、従来の概念の拡張を必要とするグレーゾーンが出てきている。グレーゾーンは教官だけでなしに、事務官、技術職員に広がっていて、技術職員と教官、技術職員と事務職員との間にも生まれてきていて、これをどのような形で組織化するかが基本問題の一つとして指摘された。また、わが国の場合、教育研究支援業務は第二次的役割と見做されがちだが、そうではなく、特に自然科学系の分野では科学研究と技術開発は車の両輪の関係にあるものであり、たとえば、質量分析でノーベル賞を受賞したアストンは科学者というよりも技術者として評価されている例があるように、伝統的価値観を修正する必要があるとの意見もあった。

また、教育研究支援体制の充実への具体策については、幾つか意見が出され、次回さらに討議することにしたが、たとえば、ポストドクトラル（特別研究員）の増員、特に大学貼付の制度を創設することで研究者を増員し、助手、教務職員の職務のウエートを教育研究支援へ傾斜させるとか、同様に科研費の増額によって研究者を増やして助手、教務職員を支援業務に傾斜させる、あるいは一部の助手は教育者として認知する、というように、教官の枠組みの中で創意工夫ができるのではないかと、等の意見があったほか、大学にもっと裁量権を与えることで、大学の組織にも個性を許容することにしてはどうか、といった意見もあった。

## (2) 第3常置委員会（佐々木委員長）

1) 本日も承認いただいたとおり、伊藤忠士委員（名古屋大学教授）の後任として平野眞一名古屋大学教授をお願いすることとした。

### 2) 留学生の学生生活上の諸問題について

学生生活一般を考えていく上で、今回特に外国人留学生の生活上の問題を取り上げることとした。わが国への外国人留学生10万人受入れが急ピッチですすんでいて、種々留学生に対する施策が講じられているが、まだ十分な環境が整っているとはいえない。そこで、快適な学生生活をもたせるためにはどうするかという観点から留学生の学生生活上の諸問題について議論した。その主な事項は、①宿舎、②奨学金、③授業料免除、④日本語教育、のほか、生活相談のためのチュータ制、健康診断、交通、アルバイト等である。今後、各大学にアンケート調査を行い、それにもとづき何らかの提言をまとめたい。

### 3) 就職問題について

去る10月4日に就職問題懇談会が開催された。出席者から来年3月卒業予定者の就職状況について報告があったが、特に女子学生の就職は厳しいということであった。このため、懇談会では、男女雇用機会均等法の趣旨を企業側に改めて周知方を申入れることとしたほか、各大学間で相談体制を強化することを確認した。また、事態を重視した文部省では、内定状況の調査を行い、就職問題に対応するための専門官を設置するとともに、来年度以降、学生への就職情報提供事業を実施することを検討されている。

### (3) 第4常置委員会(阪上委員長)

#### 1) 教室系技術職員の専行職移行問題等について

本委員会では、教室系技術職員の専行職移行問題についての提言を前総会に提出したのち、この問題についての各大学での検討状況を照会した。調査対象の全大学から回答が得られ、現在、これを整理しているところであり、まだまとめきれないので、本日は各大学の「組織化」についてのみ報告したい。

これまでに組織化された大学は46大学(2年前の調査では21大学)、検討中が24大学(同42大学)である。また、組織化をしないとする大学が28大学あるが、これらの大学は技術職員がゼロ(12大学)か、いても数名以下のところである。組織化を人数で見ると、全技術職員数5,608人に対し4,347人、組織率78%であった。前回の調査では組織率は52%であったから、一段と組織化がすすんでいる、ということがいえる。

#### 2) 要望書について

会務報告で、会長から報告があったとおり、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及

び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を関係省庁に提出し、その趣旨を説明するとともに配慮方を要望した。

### (4) 第5常置委員会(江崎委員長)

#### 1) 日米大学長シンポジウムについて

去る10月17日から19日にかけて、滋賀県彦根市において日米大学長シンポジウム(国大協主催、世話大学・滋賀大学)を開催した。

今回のシンポジウムは、米国ミシガン州と滋賀県とが姉妹関係にあることと、彦根市にミシガン州立大学連合日本センターがあることなどから、ミシガン州立大学連合の事務局長らが提案し、それを国大協がうけて開催したものである。シンポジウムは、正式メンバー48人(アメリカ側11人、日本側37人、日本側のうち国立大学長26人)が参加し、「文明と科学技術の発展における大学の役割」をテーマに、3つのセッションに分かれ、様々な角度から討議が行われた。

なお、シンポジウムにAAC&U(The Association of American Colleges and Universities)のポーラ・ブラウンリー会長やカルコン日米学生交流ワーキング・グループのリチャード・ウッド＝アラム大学長などが参加されていたので、17日午前中、日米合同JUSSEP小委員会を開催した。同会議では、米国学部学生の日本の国立大学への短期留学生(Junior Year Abroad)の受入れ体制の整備について議論したが、特に、日本への留学の最大の障害である言葉の問題として、英語あるいはやさしい日本語での授業、単位互換を可能とする優れたカリキュラムの開発、などについて話し合われた。

#### 2) UMAP Japan '94 Osaka について

「アジア太平洋地域の多様性を踏まえた双方交流の促進」をテーマに、4つのシンポジウム



を予定する UMAP Japan '94 Osaka は、大阪大学を世話大学に引続き準備をすすめている。UMAP会議は、第1回1991年豪州キャンベラ、第2回1992年韓国ソウル、第3回1993年台湾台北に続くものであり、各国学長代表による定例総会（Reference Group Meeting）も開催される。10月21日現在、国内参加予定者は約200名、うち国立大学109名、海外参加予定は22カ国、計45名となっている。

### 3) 国立大学協会の英語表記について

「国立大学協会」の英語表記を「The Japan Association of National Universities」（J A N U）とすることを確認し、この旨理事会及び総会に諮ることとした。

### 4) 米大学事情視察団の派遣について

今後、米国の大学との間で学部学生の交流を活発化させることについて検討しているが、第5常置委員会として、米国の大学事情視察団を来年7月下旬から8月上旬にかけて派遣したいと考えており、この旨理事会に提案することとした。

### 5) 国立大学で受入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書（案）について

わが国で勉学する外国人留学生のほぼ9割は私費によるが、私費留学生のビザの取得については、多くの場合、受入れ大学の教官又は職員が法務省（地方入国管理局）に直接出向いて在留資格認定証交付の代理申請を行い、その交付を受けて本人に送付し、これを本人が在外公館に持参し所要の手続きをとることになっているが、関係大学からご意見もあり、代理申請を簡略化し、郵送によることを認めてほしい旨要望書を「資料11」のとおり取りまとめた。

以上の報告説明について、会長から、①「国

立大学協会」の英語表記を「The Japan Association of National Universities」とすること、②米国へ「大学事情視察団」を派遣すること、及び③「要望書」の総会への付議について諮られ、了承された。

### (5) 第6常置委員会（廣重委員長）

#### 1) 平成7年度国立学校特別会計概算要求及び国立大学学生納付金について

文部省の北村学生課長から、国立大学学生納付金引上げの動きと文部省の対応についての説明、また、近藤大学課長から、平成7年度国立学校特別会計概算要求について説明があり、質疑応答が行われた。

#### 2) 今後の活動方針について

学生納付金の問題への対応を含め、今後の活動方針について討議した結果、大局的視点から、①国・公・私立大学が一緒になって「高等教育経費倍增論」を国民各層にアピールするとともに、②国・公・私立大学それぞれの役割分担にしたがって、大学の存在意義、実績もアピールする必要がある。また、当面の具体策として、③奨学金制度の充実を図るべきである、との意見となった。

### (6) 学術情報特別委員会（木村委員長）

予算権をもたない国立大学の各附属図書館が経費の面でどのような運営を行っているか調査することとし、9月30日付で全国立大学の附属図書館長宛にアンケート調査をお願いした。その結果、既にすべての大学から回答が寄せられたので、これを集計し、次回この集計結果をもとに検討することとしている。

## (7) 医学教育に関する特別委員会

(石川委員長)

1) 医学部・附属病院の課題と改善について  
国立大学の医学部及び附属病院が抱えている諸問題について、これまでの総論的な討議の上に立って具体的課題について討議していくこととし、委員長が提示した「当面する課題(案)」をもとに討議した。特に、医学部学部教育及び大学院の充実、並びに大学間交流の推進、診療体制の改善、等について討議した。今後の予定としては、各課題の具体的改善策の討議に先立って、まず国立大学医学部・附属病院あてに、これらの課題について、①その重要性、②改善の必要度、③具体的対策、④現在までの改善状況についてアンケート調査を行うこととした。

ついで、会長から、アンケートの実施について語り、異議なく了承された。

## (8) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長の代理：岡市委員)

前回総会でアンケート調査を実施することが了承されたので、その後8月19日を回答締切期日として、大学設置基準の大綱化による教養教育の改善状況について各大学に照会した。その結果、教養教育を実施しているすべての大学(95大学)から回答をいただいた。目下、専門委員を中心に集計整理中であり、できれば本年度中(平成7年3月)に冊子にまとめ、各大学にお届けしたい。

なお、調査結果の一端をご紹介しますと、教養教育の現状は、従来どおりというところもあるが、平成5年度から6年度にかけてかなりの大学が何らかの改革を行っており、7年度にかけても改革がすすめられている。また、多くの大

学では教養教育科目の単位が減る一方、専門教育科目の単位は増える傾向にある。詳細にわたり回答をいただいたこともあって、取りまとめに尚時間を要するため、総会には「資料14」の「教養教育の改善状況一覧」表のみ提出したい。

## (9) 教員養成制度特別委員会(蓮見委員長)

昨年実施したアンケート調査結果の整理を引き続きすすめ、このほど、調査結果の整理分析とそれに基づく考察と提言を含む報告(案)をほぼまとめることができた。本日、「資料15」として報告(案)の「目次」と「調査結果の考察と提言」を提出したが、報告(案)は、第1部「教員需給の変化に対応する教員養成の現状調査」及び第2部「調査結果の考察と提言」の2部構成としている。このうち第1部については、前回理事会及び総会に報告したとおりである。委員会では、本日提出の「調査結果の考察と提言」について各大学のご意見を伺い、その結果を踏まえて最終的に報告書をまとめたいと考えている。

## (10) 大学院問題特別委員会(武藤委員長)

前回総会以降、本委員会(1回)及び調査専門委員会(2回)を開催し、「国立大学の大学院に関する調査表」(案)について、調査項目の絞り込みと文言等の小幅な修正を行い、これをもってほぼ成案を得ることができた。調査は、I. 個人的プロフィール、II. 国立大学大学院の役割、III. 国立大学大学院の現状と今後のあり方、IV. 国立大学大学院が直面している問題点、の4つを柱に合わせて40項目となった。これを全国立大学教官へ悉皆調査を行うが、今後の予定としては、①来年1月末頃までに調査表を印刷のうえ各大学に送付し、全教官(助手を含む)

に届ける、②回答締切期日は3月末としたい。  
なお、今回の調査にあたって、このほど文部省  
に科研費（総合研究(A)）を申請した。

## (II) 生涯学習特別委員会

（加藤委員長の代理：横山委員）

### 1) 生涯学習について国立大学の果たす役割 について

生涯学習に関し各大学での取組み、問題点等  
について意見交換した。特に公開講座のあり方  
及び問題点、科目等履修生、社会人入学、生涯  
学習教育研究センターと公開講座のかかわり方  
などの状況について議論した。また、地域に対  
する大学の広報活動のあり方について意見交換  
した。

### 2) 国立教育会館からの生涯学習に関する事 業協力の申出について

国立教育会館の西崎館長及び岡理事（社会教  
育研究所長）が本委員会に出席し、国立教育会  
館が行う生涯学習事業への国大協の協力要請が  
あった。それによると、国立教育会館では、生  
涯学習に関する事業について、今後国大協とも  
協力して高等教育の分野で水準を高めていき  
たいという希望をもっている。また、当面の課題  
として、来年11月に生涯学習に関するフォーラ  
ムの開催を予定しているので、これの協力を  
お願いしたい、ということである。フォーラムの  
趣旨は、「住民の学習ニーズが多様化、高度化  
する中、地域における生涯学習を推進するため、  
高等教育機関の果たす役割と地域の活性化方策  
等について研究協議を行う」とし、主として自  
治体の社会教育主事等を対象に実施しようとい  
うものである。これについて、委員会として協  
力することとした。

## 5. 入試について

### (1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試  
センター試験について次のような報告説明があ  
った。

1) 平成7年度大学入試センター試験の出願  
は10月25日で締切ったが、この志願者は約55万  
7千人となり、前年度に比べて高校卒業総数が  
7万人程度減少しているにも拘らず、前年を約  
2万6千人上回り、過去最高となった。地区に  
よっては、受験者が予め準備をお願いしていた  
数を越えたところがあり、これらの地区には試  
験室の増設を煩わせることになるが、該当大学  
にはよろしくご配慮をお願い申し上げる。

2) 身体に障害を有する受験者への特別措置  
として、平成5年度から代筆回答措置を講じて  
いる。これまで実際の受験者はいなかったが、  
平成7年度は4人の志願者があった。該当大学  
にはご配慮下さるようお願い申し上げます。

3) 平成9年度から新しい学習指導要領にも  
とづき入試センター試験を実施することになっ  
ているが、これに関連して、入試センターでは、  
予て入試センター試験追試験の要否、得点調整  
の要否、枝間配点の公表、等について検討して  
いる。後刻、これの検討状況についてご報告し  
たい。

ついで、平川副所長から、平成9年度以降の  
入試センター試験に関する次の事項について説  
明があった。

### 1) 追試験の要否について

追試験は、本試験の1週間後、急な病気等の  
事由で本試験を受験できなかった受験生を対象  
に共通第1次学力試験発足以来毎年実施してい  
るが、これの廃止又は縮小見直し(たとえば「国

語]、「数学」及び「外国語」の3教科3科目)を検討している。入試センターの試験問題は、本試験用、追(再)試験用、及び予備の3本を準備しているが、平成9年度からは、入試センター試験の出題教科・科目が大幅に増加することに伴い、①良質な試験問題の作成が困難、②本試験受験者と追試験受験者との間の公平性の問題、③追試験実施に要する経費の倍増、などの問題があり、入試センターとしては、状況が許されるなら、これを廃止し、それが難しければ縮小したいと考えている。ついては、国大協はじめ、大学関係者及び高校関係者などのご意見を伺ったうえ、来年6月に「平成9年度入学者選抜実施大綱」を決定するまでに、この結論を得るよう、引き続き検討したい。

## 2) 得点調整の要否について

各大学への入試センター試験の成績提供については、素点を提供し、得点調整は原則として行わないが、「社会」と「理科」の選択科目間で得点差(概ね平均点で30点程度の差を目安とする)が生じ、これが試験問題の難易差にもとづく認められる時には、試験の公平性の観点から例外的に調整の措置を行うことがある、としている。しかし、平成9年度からは、入試センター試験はA科目(2単位科目)、B科目(4単位科目)を含む出題教科・科目数が大幅に増え、また、近年各大学の試験科目の利用の仕方が多様化、複雑化してきている状況も踏まえ、得点調整の取扱いについて検討している。成績の提供については、①現行方式(選択科目間に平均30点程度の差が生じた場合、「等百分位点法」方式にもとづく得点調整)、②標準化方式(すべての教科・科目について偏差値を変換して標準得点を提供)、③素点方式(一切得点調整は行わない)、の3つの方向が考えられるが、入試センタ

ーとしては、試験の公平性の確保、受験者層の学力の判定能力、各大学の個別学力試験への影響、社会的影響等からみて、得点調整は不可能に近いと判断されるので、素点方式をとりたいと考えている。

## 3) 枝間配点の取扱いについて

従来、“輪切り”現象や大学の序列化の助長を懸念し、科目によっては枝間の配点を公表していないが、現在では、各大学の入試センター試験の利用方法が多様化し、その心配はなくなってきたと判断されるので、枝間の配点まで含めてすべて配点を公表したいと考えている。なお、予て高校側から要望のある受験者個人への得点通知については、現在の入試日程上不可能であるが、枝間の配点公表により受験生は正確に自己採点できることになるので、得点通知の代替になるものとする。

## (2) 第2常置委員会(加藤委員長)

### 1) 全国高等学校長協会との懇談について

会長からの会務報告にあったとおり、7月20日国大協と全国高等学校長協会との懇談会を行い、高校学習指導要領の改訂に伴う平成9年度以降の入試センター試験の利活用の問題及び個別学力検査の試験教科・科目等について話し合った。なお、今後、両者間で入試に関する問題について定期的に協議することとした。

### 2) 職業教育の活性化方策に関する調査研究会議(中間まとめ)について

文部省の木曾職業教育課長から、文部省の職業教育活性化会議が取りまとめた「職業教育の活性化方策に関する中間まとめ」について説明をきき、意見交換した。「中間まとめ」は、職業学科出身者に大学進学を広く開くべきとして、①推薦入学枠の拡大、②職業学科におい

て取得した資格の重視，③入試において職業科目の出題などの配慮，に加え④入学後の補習教育への配慮，などを提言している。委員会では種々意見が出たが，当日の結論としては，この問題は大学教育の多様化，個性化，高度化，生涯学習など，現在，各大学が取り組んでいる大学改革の方向に一致するので，本委員会の重要課題として引き続き検討していくこととした。

なお，10月25日，職業教育活性化会議が開催され，会長の依頼で，第2常置委員会委員長が出席し，委員会での審議を踏まえ，意見を述べた。

### 3) 平成9年度以降の大学入試センター試験の追試実施の要否について

既に入試センターから説明があったとおり，平成9年度以降の入試センター試験の追試験の廃止・見直し（案）について，入試センターから説明をきき，本委員会として審議した。提示された入試センター案について，見直し案については，異論が多く，一方，廃止案については，社会の理解が得られるかどうか疑問という意見も出されたが，大方は廃止の方向を是とする意見であった。ただし，廃止の理由が必ずしも十分でないので，これの再検討を要望した。なお，この件については，本理事会及び総会で意見を伺ったうえ，引続き慎重に審議し，「平成9年度大学入試センター試験実施大綱」が決定される来年6月までに最終的結論を出したい。

### 4) その他

朝鮮高級学校及び朝鮮大学校各代表者が別々に国大協事務局を来訪し，朝鮮高級学校卒業者の国立大学への入学資格，朝鮮大学校卒業者の国立大学大学院入学資格について要望された。各種学校に当る朝鮮高級学校及び朝鮮大学校の卒業生について，国立大学及び国立大学大学院

への入学資格を認めることは，法令上適当ではない，ということで，本委員会としては審議の対象として取り上げないこととし，事実の経過のみ報告する。

以上1)から4)の説明について，○仮に得点調整を行わないこととして，科目間（特に2単位科目と4単位科目間）に著しい得点差を生じた場合の公平性の確保，○職業学科からの推薦入学の実状，○職業学科卒業者の推薦入学受入れの問題点，○朝鮮学校卒業者の国立大学（大学院）受験資格認定の取扱い，等について意見交換があった。

ついで，会長から朝鮮学校からの要望の件について次のように述べられ，了承された。

国立大学への大学入学資格については，設置者によって規定されているものであり，朝鮮学校が各種学校と見做される以上，その卒業者を国立大学（大学院）に受入れるには法改正を必要とすることになる。したがって，朝鮮学校からの要望の件は，国大協として議論すべき問題ではないので，理事会としては取り上げないこととしたい。

### (3) 入試改善特別委員会（井村委員長）

#### 1) 国立大学の入学者選抜についての平成8年度実施要領（案）等について

前回第94回総会において，平成8年度も平成7年度に引続き「連続方式・分離分割併存制」により実施することが了承されたので，本委員会として平成8年度実施要領等の原案を作成のうえ各大学にこれの意見を伺った。これに対し1件，「現状，土曜・日曜も入試業務のために出勤することが多く厳しい日程となっているが，もう少し余裕のある業務が遂行できるように今後の日程の改善をお願いしたい」という要望が

寄せられたが、審議の結果、現状のかぎられた試験日程では要望に応えることは難しいとの結論となり、原案どおりとさせていただいた。なお、「推薦入学の適正な実施」に関連する新しい規定を「実施細目」(案)の「Ⅲ. 推薦入学に関する事項」の(1)及び(2)に追加することとしたほか、従来、「出身学校長」とあるのを「出身学校長(高等学校長等)」とすることとし、これを理事会に付議のうえ総会に諮ることとした。

## 2) 国立大学における平成9年度以降の入学 者選抜に関する申合せ(案)について

国立大学における平成9年度以降の入学選抜に関し国大協として現在までに確認されている基本的事項やその取扱いの原則について再確認し周知方を図るため「資料17」の「申合せ」(案)を取りまとめた。これを理事会及び総会に提案したい。

以上の説明があったのち、会長から、「国立大学の入学選抜についての平成8年度実施要領等(案)」及び「国立大学における平成9年度以降の入学選抜に関する申合せ(案)」の総会提出について語り、いずれも了承された。

## 6. 当面する諸問題について

### (1) 「高等教育問題に関する日米二国間会議」 への協力について

このことについて、会長から次のように諮られた。

私立甲南大学が幹事校となって、来年10月28日から30日まで開催を予定する「高等教育問題に関する日米二国間会議」について国大協へ協力方の要請がきているが、この件について協力の方向で第5常置委員会で検討していただくことでよろしいか。

この提案について、特に異議なく了承された。

### (2) 「文化学術立国をめざして一国立大学の 現状と展望一」について

初めに、会長から次のように述べられた。

前回総会でいわゆる「国大協白書」を刊行し社会各方面にアピールしていくことが了承されたので、その後、会長、両副会長、第1常置委員会委員長及び第6常置委員会委員長に若干の教員委員に参加願ひ白書の内容構成について検討し、案を取りまとめたので、ご意見を伺いたい。

ついで、井村副会長から、「資料18」の「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望一」について説明があったのち、審議が行われた。

その結果、これを基本的に了承するとともに、総会でさらに意見を伺うこととした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第95回総会（第1日）

日時 平成6年11月16日（火） 10:00~17:00

場所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学長

吉川会長から、開会の挨拶があったのち、引き続き、次のように述べられた。

この総会は、各委員会からの審議状況のご報告とそれに基づく協議事項及び入試関係、国立大学協会の今後の活動方針、当面の諸問題等について審議いただきたいので、よろしく願いたい。

当面の諸問題としては、前回の総会でご議論いただいた“いわゆる白書”について、今回もご議論いただき、白書の基本的な方針などについて活発なご討論をお願いしたい。

また、大学入試センター試験等についてご説明願うため、後刻、大学入試センターの高橋所長にご出席いただくこととしたので、ご了承願いたい。

### (1) 会議資料について

事務局から、今回総会の会議資料について説明があった。

### (2) 今回総会の日程について

会長から、今回総会の日程については、「資料3」により行いたい旨諮られ、了承された。

### (3) 学長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された学長について、次のとおり紹介があった。

（大学）	（前任）	（後任）
宮城教育大学	伊藤 博義	江崎陽一郎
千葉大学	吉田 亮	丸山 工作

### (4) 委員長の交代について

会長から、前回総会以後に交代された委員長

について、次のとおり紹介があった。

（委員会）	（前任）	（後任）
医学教育に関する特別委員会	吉田 亮 （千葉大学長）	石川 英一 （群馬大学長）

## I 会務報告

会長から、前回総会以後の主な事項について、次のとおり報告があり、その他の事項については、「国立大学協会事業報告」（資料6）を、また、国大協あての要望書については、「国大協宛要望書一覧」（資料7）をご参照いただきたい旨述べられた。

### 1. 要望書の提出について

7月8日、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院、大蔵省、文部省に、7月13日、「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」を文部省に提出し、その実現方を要望した。

また、9月20日、「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を総務庁、大蔵省、文部省に、10月14日、「国立大学の学生納付金の在り方に関する要望書」を大蔵省、文部省に提出し、その趣旨に則っての配慮方を要望した。

### 2. 全国高等学校長協会との懇談について

7月20日、吉川会長、井村・鈴木両副会長、第2常置委員会の加藤委員長、山極専門委員、入試改善特別委員会の市川委員、天野委員が全国高等学校長協会の増井会長ほかと、大学教育並びに高校教育の現状と課題について懇談した。

### 3. 日本私立大学団体連合会との懇談について

8月12日、入試改善特別委員会の石川委員、松井臨時委員及び滝沢事務局長が日本私立大学団体連合会教育改革委員会の代表者と、11月9日、入試改善特別委員会の井村委員長、石川委員、太田委員、松井臨時委員及び第2常置委員会の加藤委員長が日本私立大学団体連合会の橋高会長ほかと、平成9年度以降の入試日程について懇談した。

### 4. 審議会等への意見提出について

高等教育局から、「大学審議会組織運営部会における審議の概要－大学運営の円滑化について－」について意見の提出を求められたので、鈴木副会長に検討を依頼し、8月31日、特に問題がない旨回答した。

また、学術国際局から、学術審議会「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）について意見の提出を求められたので、金森第1常置委員会委員長に依頼し、第1常置委員会委員と協議してまとめられた意見を、9月2日に提出した。

### 5. 職業教育活性化会議のヒアリングについて

初等中等教育局長から、今後の職業教育への期待と課題について、意見発表者の出席依頼があり、10月25日、加藤第2常置委員会委員長が出席し、意見を述べた。

### 6. 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

全大教からの申し入れにより、10月26日、第4常置委員会の阪上委員長及び永井委員が全大教の小山副委員長ほか5名と会い、教室系技術職員の専行職移行問題について懇談した。

## II 協議事項

### 1. 各委員会委員長報告と協議

各委員会の報告に先立ち、会長から、次のように述べられた。

これより「各委員会委員長の報告と協議」に移るが、入試関係は別議題としたので、第2常置委員会と入試改善特別委員会の報告は、その時にお願ひすることとしたい。なお、委員会の審議状況の要旨は、各委員長にお取りまとめいただき、「資料8」として配布してあるので、ご参照願ひたい。

ついで、前回総会以後の各委員会の審議状況について、各委員会から、概ね次のとおり報告があった。

#### (1) 第1常置委員会（金森委員長）

10月31日（月）、本委員会を開催した。

議事は、7月24日付けで就任した田原大阪大事務局長を糟谷前事務局長に代わって専門委員に委嘱することを承認した後、次の議題について審議した。

第1の議題は、9月7日に開催した第4常置委員会との合同小委員会の報告である。本委員会からは、石川、内田、小黒、金森の各委員及び田原専門委員が出席した。阪上第4常置委員会委員長から教室系技術職員の待遇改善について、これまでの歴史と問題点が紹介され、合同会議開催の趣旨説明があった。次いで自由討議が行われ、多くの今後の問題点を認識した。詳しい議事内容は国大協会報に掲載されるので省略するが、根本問題としては、研究支援体制の充実と待遇改善のどちらが前後すべきものなのか、つまり、現状の組織と待遇改善を目指した



考えとが、やや齟齬がある大学も多いのではないかという意見もあったが、共通の結論としては、待遇改善問題は、いわば国立大学全体に関する枠を示すものであり、個々の大学での体制を規制するものではなく、国大協としては全体の大きな枠を議論すべきであろうということで、第4常置委員会としては、待遇改善の面から問題に取り組み、第1常置委員会としては、今後、大学における教育・研究支援体制についての検討の中で、この問題についても組織面から検討を進めるという結論に達したことを報告し、了承された。

第2の議題は、学術審議会から出された「卓越した研究拠点（センター・オブ・エクセレンス）の形成」（中間まとめ）について作成した意見書についてである。各委員に原案を書面で連絡し、了承を得、資料9の通り意見書を提出したことを報告した。関連して、学術審議会では、大学の学部、大学院研究科については個人に着目し、今後、現行のセンター・オブ・エクセレンスの自然形成を促す方策を一層強化することが検討される見通しである。

次いで、今委員会の主要議題として、前回からの継続議題である「21世紀に向けての国立大学の在り方」の一環として、教育・研究支援体制を中心とした討議を行った。第1議題であった第4常置委員会との合同小委員会での議論及びこれまでの第4常置委員会での審議を踏まえた背景説明の後に、自由討議によって、今後の審議の方向を模索することが提案され、了承された。なお、この自由討議及び理事会、総会での議論を踏まえて、次回の委員会に問題点の整理及び提案を盛り込んだ報告を提出できるよう努力することとなった。自由討論で出された意見は概ね次のとおりである。

教育・研究支援体制の充実が急務であることは、学術審議会等の答申を参照するまでもなく明らかなことであるが、具体的方策及び今後の大学組織を検討するために、基本的な問題として、教官、技術職員、事務職員のそれぞれの職務について、概念を整理するとともに、そのような区分にとられない新しい概念を創出する必要がある。例えば、教官についても、前回の委員会で、現在の助手の職務が、教育・研究の実質的な担い手、将来の教育・研究リーダーへの準備段階、研究設備の運転保守、教育・研究の補助者等の広範囲に広がっていることを分析したが、教授、助教授、講師を含めて、近年、学生相談室、調査室、資料室、留学生センター、留学生相談担当教官（講師）、情報処理センター等、従来の教官の職務概念の拡張を必要とする職務に教官が配置されている。このような職務は、必ずしも従来の教官についての概念の範囲内に納まるものではなく、他の職種の職務とのオーバーラップ領域（グレイゾーン）と考えられる。一方、事務職員としても、このようなグレイゾーンが広がっていて、国際交流、研究協力、厚生補導、教務、情報処理等について、公務員試験合格者からだけではなく、他の経歴を持つ人から専門的知識を持つ職員を配置することがますます必要となると考えられる。教育・研究支援体制については、技術職員と教官、技術職員と事務職員との間にまたがるグレイゾーンを形成している。これを、どのような形で組織することが望ましいかという基本問題を検討しなければならない。その際、公務員試験に合格していない人を任用できる可能性を残すことも重要である。

さらに、基本問題の1つとして、教育・研究支援業務の位置付けと意義を明確にする必要が

あることが指摘された。これについては、支援（英語のサポートの訳）の意味が、決して第二義的役割を意味するのではなく、特に自然科学系の分野では科学研究と技術が車の両輪の関係にあり、例えば質量分析でノーベル賞を獲得したアストン等が科学者というよりも技術者として、その科学への貢献が評価されている例があることが紹介された。関連して、日本の大学あるいは一般社会において、伝統的な価値観を修正することも必要であることも指摘された。

教育・研究支援体制の充実の具体策については、種々の方策が考えられるが、定員削減による教官・職員の減少が続く時期に、欧米に比べて実数の少ない教育・研究支援職員の増員及びその地位の向上を図るためには、新しい制度の導入が必要である。ただし、その際、大学運営への影響も慎重に検討する必要がある。また、大講座化等で助手の定員がますます減少していることも指摘された。具体的方策としては、特別研究員（ポストドクトラル）の増員と特に大学はりつけの制度を創設（場合によっては、助手の一部を転換して増員）することによって研究者を増員し、助手・教務職員の職務のウェイトを教育・研究支援へ傾斜させる方策、科研費を増額し人件費に利用可能とする方策（人材派遣制度利用、直接雇用等）、あるいは助手、教務職員を一本化して職務内容を教育・研究支援へ傾斜させつつ、一方で、現在の助手で直接教育に携わる人については、教育者として正式に認知し、教官に加える必要性がある等の議論がなされた。関連して、大学にもっと裁量権を与えることによって大学の組織にも個性を許容すること、制度の簡素化によって事務量を軽減し教育・研究の支援を強化する余力を生む可能性も議論された。同時に、学内運営制度及び学長の

裁量権も問題となるので、今後、討議を進めることとした。

大学間に色々な条件の差があるために、統一的な案を作ることは困難であることも指摘されたが、国大協としては、各大学に自由度ないしは選択の幅を残しつつ、しかし、時代の要請にこたえた方策を模索すべきであると考えられる。委員会としては、今後、検討を重ねて、素案を作成するべく努力を継続するつもりである。

## (2) 第3常置委員会（佐々木委員長）

先程、会長から会務報告があったとおり、本委員会で作成した「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」が承認されたことを受けて、関係方面に要望したが、同時に、各大学において、この要望書に基づき、教育研究に対する設備充実と同じレベルで、厚生補導施設の整備充実についても、お考えいただき、具体的には、明年度の概算要求にこの要望が反映するような措置をとっていただきたい。

本委員会としては、この要望書は一応の区切りとして、引き続き、留学生の学生生活について調査をし、必要があれば、なにがしかの提言をしていきたい。元来、留学生については、国際交流の面から第5常置委員会の所管ではあるが、学生生活という側面に絞り、一方、留学生ということ、留学生の学生生活について検討しようということになった。

そこで、去る9月26日（月）に、本委員会を開催し、各大学の実情について、いろいろ伺ったところ、共通していえることは、①宿舎関係、②奨学金、③授業料免除（減免）、④日本語教育、さらに⑤その他として、健康診断の充実、身元保証制度の立法化などが、問題点としてあげら

れた。そこで、次の委員会までに、アンケート調査の試案を作り、委員会で審議・訂正を行ったうえで、各大学にこのアンケートをお送りして、実情をなおつぶさに承知したいと思っているので、その際は、よろしく願いたい。

もう1つの議題として、学生の教育研究災害傷害保険について議論され、学内でいろいろ災害を被ると保険の対象として補償があるが、通学の途上で事故がおこった時も、その災害補償の対象にしたいという問題があり、東京商船の久々宮学長に標記保険の運営委員会に出席願ひ、国大協としては、それが実現される方向を希望するとの意見を表明した。

就職協定については、10月4日、就職問題懇談会が開かれ、平成7年度についても前年度同様に進めたいということとなった。その他、各団体から就職の現状について報告があり、就職難のほどがあらためて浮き彫りにされた。特に女子学生の就職は例年にない厳しい状況にある。

懇談会では、報告をもとに討議の結果、男女雇用機会均等法の趣旨内容を企業側にあらためて周知する、各大学間で相談体制を強化することなどを確認した。文部省でも事態を重視し、10月1日、12月1日時点での内定状況の調査、就職指導専門官の設置、さらに来年度から学生への就職情報提供事業を実施するなどして、これに対応したい旨の発言があった。

### (3) 第4常置委員会(阪上委員長)

前回総会以降、本委員会を1回(10月26日)、小委員会を2回(7月25日、10月18日)開催した。主要な審議事項及び活動等は、次のとおりである。

#### 1) 教室系技術職員の専行職移行問題等につ

いて

本委員会は、教室系技術職員の専門行政職移行問題について、現時点でとるべき方策として「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について(照会)』に対する回答を踏まえての提言」を提案し、前回の総会の審議を経て、これを各大学に提示した。その後、本委員会は、この「提言」に対する各大学・学部の意向を知るため、次の事項に関しての意見調査等を、9月26日を回収期限として行った。

① 技術職員は、「従来のように個別の講座等に特定個人が終身固定的に配置されるのではなく、ある一定分野ごとに、あるいは一定の職務内容ごとにゆるやかな組織化が実態的にも形成される必要がある、その内容、方法、時期等について、各大学の実状に応じた対応が求められる」ことについての賛否の意見。

#### ② 国立大学の教室系技術職員の職務を、

- ア) 専門的な知識、技術等に基づき教官の示す大綱的な方針のもと、研究教育に関わる技術指導等を独立して行う職務
- イ) 具体的には、次のいずれかまたは複数の業務を担当する職務
  - ・ 研究実験用設備・機器の開発、設計、試作、操作等
  - ・ 研究実験の実施、測定、分析、検査、データ処理、解析等
  - ・ 資料調査、保全、複製、古文書撮影等を通じての研究資料の作成等
  - ・ 研究実験用各種資料の採集、保存、標本作成、観察、分類、分析等(生物資料にあつては、さらに飼育、育成、培養等)
  - ・ 学部学生の実験及び実習の技術指導、大学院学生の研究の技術指導

- ・ 研究実験室環境の技術的保全と安全  
防災の技術的支援

とすることについて、A. 職務分類の妥当性、  
B. これらの職務担当者に専行職を適用するこ  
とを検討することの可否についての意見。

③ 大多数の技官が属する大規模大学の方法  
を見本として、中小規模の大学が実情にあった  
方法を検討する方策についての意見。

④ 「提言」全体についての意見。

⑤ 以上のほか、実態調査表への記入の要請。

このような照会を98国立大学に行い、全大学  
から10月19日までに、これに対する回答を得た。  
回答を事務的に集計した結果は、別紙配付資料  
の通りであり、回答の半数以上が提言の方向に  
賛成とみられ、組織化も77.5%に進んでいる。  
現在、文章による意見を含め調査結果を取りま  
とめており、今後この調査結果に基づき技術職  
員の専行職移行について、次の段階を進めてい  
きたい。

なお、以上に関連し、各委員より、研修II、  
行(二)職員の扱い、調査結果の見方等につい  
て質問意見があった。

2) 第1・第4常置委員会合同会議について

第4常置委員会では、国立大学の教職員の問  
題を、主としてその処遇改善の観点から取り扱  
ってきているが、それらは、制度、組織のあり  
方とも関連するところもあり、また、根本的に  
は、臨時教育審議会答申(昭61.4)及び学術審  
議会答申(平4.7)にもあるように、今日の時点  
において、研究支援機能の強化を総合的観点か  
ら検討し、適切な仕組みを整備する必要があり、  
本委員会は、第1・第4常置委員会の合同委員  
会の開催を要望してきた。これに基づき、9月  
7日に両常置委員会の小委員会委員による合同  
委員会がもたれた。これについては、先程、金

森第1常置委員会委員長から報告があったので  
省略するが、今後、さらに第1常置委員会は、  
研究教育支援体制について組織、機能等の観点  
から議論を深め、第4常置委員会は、研究教育  
支援職員の処遇改善、人材確保等の観点から引  
き続き検討を進め、双方の議論の進展状況に応  
じて臨時合同委員会を開くこととなった。

3) 要望書について

会長から会務報告で報告のあったとおり、前  
回総会で採択された「国立大学教官等の待遇改  
善に関する要望書」を7月8日に、また、前回  
総会で会長に作成並びに提出の時期を一任され  
た「人事院勧告の取扱いに関する要望書」を9  
月20日に、各関係機関に提出し、その趣旨に則  
っての配慮方を要望した。

4) 全大教との懇談について

会長から、会務報告で報告のあったとおり、  
全大教の申し入れを受け、10月26日の本委員会  
後、阪上委員長及び永井委員が、全大教の小山  
副委員長他5名と、教室系技術職員問題につい  
て懇談した。

(4) 第5常置委員会(江崎委員長)

第5常置委員会は申すまでもなく、大学間の  
国際交流の促進に努力しており、これに関して、  
UMAP(アジア太平洋地域大学交流)とJUS-  
SEP(日米学生交流)の2つの小委員会が設け  
られている。6月以降、7月28日にUMAP、10  
月17日に日米合同JUSSEP、10月21日には第5  
常置委員会を開いた。

第5常置委員会の活動状況を2つの大きなイ  
ベントに関連して説明したい。1つは、10月17  
日～19日に滋賀県彦根市において開催された国  
大協主催、日米大学長シンポジウム(世話大学、  
滋賀大学)であり、もう1つは、来る12月6日

～8日に大阪府豊中市で開催予定の第4回アジア太平洋大学交流会議（UMAP Japan '94 Osaka）である。

今回の日米大学長シンポジウム（JUNPS）は、米国ミシガン州と滋賀県とが姉妹関係にあり、また彦根市にはミシガン州立大学連合日本センターがあることなどから、ミシガン州立大学連合の事務局長が提案し、それを国大協が受けて開催する運びとなった。シンポジウムは正式メンバー48人（アメリカ側11人、日本側37人、その中現国立大学長26人）にその他関係者52人を加えて計100人の参加者のもと、“文明と科学技術の発展における大学の役割”をテーマに、次の3つの課題、“科学政策の観点から見た大学・産業間の関係促進”、“環境問題に適合できる持続可能な開発のための科学政策”及び“文化的・科学的発展のための日米学生交換の促進”が論じられた。多様な専門分野を持つ学長の集まりだけに、これらの課題については、実績を踏まえて様々な角度から討議するという点で意義があり、参加者も大いに刺激され、啓発されるところがあったと思われる。ところでJUNPSがこのように成果を挙げるに到ったことについては、尾上滋賀大学長とスタッフの並々ならぬご努力を多としたい。

なお、シンポジウム参加者の中に、The Association of American Colleges and Universities (AAC&U) の Paula Brownlee 会長、カルコン日米学生交流ワーキング・グループのアーラム大学学長 Richard Wood などがいたので、開催直前の17日午前、日米合同 JUSSEP 委員会を開いた。添付議事録(minutes)のとおり、国大協の目的は AAC&U の協力を得て、アメリカ学部学生の日本の国立大学への短期（1年または1学期）留学生（Junior Year Abroad）

の受入れ体制を整えることである。即ち、日本への留学の最大の障害、日本語の習熟を緩和するための英語、あるいはやさしい日本語での授業、また単位交換可能の優れたカリキュラムの開発などを論じた。九州大学ではすでに英語で講義を行う Japan in Today's World がアメリカから15人、韓国から3人の学生を集めて本年10月から発足しており、東京大学、筑波大学、千葉大学、広島大学などでは準備検討が進められている。また、この合同委員会では、国大協が豪州大学長協会（AVCC）と結んでいるようなアンブレラ協定を、国大協と AAC&U との間に結ぶ可能性も検討された。

“アジア太平洋地域の多様性を踏まえた双方交流の促進”をテーマに4つのシンポジウムが予定されている UMAP Japan '94 Osaka は、大阪大学を世話大学に、着々準備が進められその経過は7月の小委員会と10月の第5常置委員会で報告され討議された。本 UMAP 会議は1991年9月第1回、豪州キャンベラ、1992年4月第2回、韓国ソウル、1993年4月第3回、台湾台北に続くものであり、各国学長代表による定例総会（Reference Group Meeting）も準備され、UMAP の活動が審議されることになっている。10月21日現在、国内参加予定者数は195名、内国立大学109名、海外参加予定者数は22か国、計45名となっているが、より多くの参加者を期待したい。

国大協と AVCC のアンブレラ協定の中の学部学生の交流については、双方向同数、短期、単位の互換、（母校に授業料を払っている限り）留学生の授業料免除などがうたわれている。国大協と AAC&U の間にもこのような協定を結びたい意向があるので、第5常置委員会では、来年7月下旬～8月上旬、東海岸と西海岸各1

週間ずつのアメリカ大学事情視察団を送ることが提案され、10月21日の委員会で承認された。多くの参加者を期待したい。ともかく、学部学生の時に、Junior Year Abroad（あるいは、日本では Sophomore Year Abroad も可能性があるかもしれない）として外国に留学し、異文化の中に自分を置くことは、視野を広げ、自己の発見、啓蒙につながり、語学の鍛練を含めて、リベラル・アーツ教育上から大いに推奨されるべきプログラムであろう。

次いで、会長から、①国大協の英語訳を、「The Japan Association of National Universities」(JANU) とすること、②「国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書(案)」(資料11) について諮られ、了承された。

#### (5) 第6常置委員会（廣重委員長）

本委員会を11月2日に開き、主として平成7年度国立学校特別会計概算要求及び今後の活動方針について種々検討を行った。

当日の議題に関係して、文部省から近藤大学課長、北村学生課長、早田研究機関課長、他4名の方に出席していただいた。

近藤大学課長から、平成7年度国立学校特別会計概算要求について配布資料に基づき説明があり、奨学金の採択率など資料内容について質疑応答がなされた。次いで、北村学生課長から、平成8年度の国立大学学生納付金の値上げの動きと文部省の対応について説明があり、入学金の基本的コンセプトなどについて議論がなされた。また、会長から会務報告で報告があったとおり、去る10月14日、吉川会長、鈴木副会長、廣重第6常置委員会委員長、滝沢事務局長の4人で、大蔵省並びに文部省幹部に「国立大学の

学生納付金のあり方について(要望)」(資料12)を手渡し説明を行った旨の報告を行った。

さらに、今後の活動方針について、その後の経過等を勘案して今後の対応策を急ぎ検討すべきこととして、①市場メカニズム論が大勢をしめる現状では、奨学金制度の抜本的充実を求めるなどの対案を用意すべきである。②一方、大局的な視点にたち、「高等教育に係る経費倍增論」を打ち出すときではないか、との提案がなされた。種々討議の結果、次の結論に達した。

①将来わが国の国際競争力が低下することを防ぐために、国・公・私立の大学が一緒になって「高等教育経費倍增論」を国民各層にアピールすべきである。②その際、他者評価をもとに、国・公・私立各々の大学の存在意義・活動内容を国民に納得させねばならない。③当面の具体策として国立大学学生に対する奨学金制度の充実を図るべきである。

引き続き、国立大学のあり方、私立大学との問題、受益者負担の問題、高等教育と学術研究の問題等につき意見が出され、会長からこれを踏まえて第6常置委員会で更に検討することを願う旨述べられた。

#### (6) 学術情報特別委員会（木村委員長）

前回総会以前の2回の委員会です承された今後の活動方針に則り、予算権を持たない国立大学の図書館が経費的にどのような運営を行っているかの調査を行った。具体的には、関東地方の数大学に対し、東京工業大学で作成した調査のためのアンケート案を送付し、調査項目が妥当か否かについての意見を聴取した。その結果に基づき、原案に多少の修正を加えた後、9月30日付けで全国98の国立大学の附属図書館長宛に別紙参考資料に示すアンケートを発送した。締

切は10月31日とした。アンケートの集計は、東京工業大学にて行い、今総会後にその結果の検討を行うため、できるだけ早い機会に委員会を開催する予定である。アンケートの趣旨は図書館に文部省から予算がいくら配分され、また図書館運営の経費について大学からどのように出されているかを知ろうとするものである。

#### (7) 医学教育に関する特別委員会

(石川委員長)

10月4日、委員長交代後、最初の委員会を開催し、次の事項について審議した。

##### ① 委員の補充について

委員2名、専門委員2名が退任されたので、委員として佐々木博(富山医薬大)、山口雅也(佐賀医大)の各大学長に、専門委員として中里洋一(群馬大)、橘正道(千葉大)、武藤徹一郎(東大)、大山喬史(東京医歯大)の各教授に新たに参加していただくこととなった。

② 委員長から、これまでのご議論で浮かんできた医学部・同附属病院が抱えている多くの問題について、具体的課題の一覧(案)を示し、委員会でご検討願った結果について次のとおり説明し、アンケートを実施することが了承された。

今後の予定として、課題の具体的改善案の討議に先立って、まず国立大学医学部・附属病院あてに、これらの課題について、ア) その重要性、イ) 改善の必要度、ウ) 具体的対策、エ) 現在までの改善状況、についてできるだけ各論的なアンケート調査を実施し問題点を明らかにして、提言をまとめて改善を図っていくこととしたい。またアンケートの調査項目、内容、集計方法の詳細については、後日専門委員会で討議し、本委員会に諮った

うえ、来年の1月以降各大学医学部・医科大学あてにアンケート調査実施のお願いをしたい。

#### (8) 教養教育に関する特別委員会

(坪井委員長)

本委員会が実施した「教養教育の改善状況に関するアンケート調査」は、全ての大学(95大学)から回答を得た。

9月16日(金)小委員会及び10月11日(火)専門委員会を開催し、「同アンケート調査」の集計・まとめに関する集計内容、作業分担等について検討した。

10月11日(火)本委員会を開催し、「同アンケート調査」の分析・まとめについては、次のような作業スケジュールで実施することを確認した。

- ① まず、設問項目ごとに各専門委員(5人)が分担し、集計作業を行う。
- ② 11月4日(金)「専門委員会」を開催し、各専門委員が分担する集計作業の進捗状況等を確認・整理のうえ、中間まとめ(調査概要)を行う。
- ③ 12月16日(金)「専門委員会」及び「本委員会」を開催し、集計結果の分析並びに最終まとめの検討を行い、報告書を作成(印刷)する。
- ④ 平成7年3月末日までに、「同アンケート調査」の報告書をまとめ、各大学に配布する。
- ⑤ なお、今回の総会に「同アンケート調査」の集計概要を中間的なものとして、別紙資料「教養教育の改善状況一覧」(資料14)を作成したので参照されたい。

吉田亮(千葉大学長)委員が、学長の任期満了により委員を退任したため、後任委員を橋本

周久茨城大学長に要請し、同学長の承諾を得た。

退任した植村典昭（香川大学教授）専門委員の後任は補充しないこととした。

(9) 教員養成制度特別委員会（蓮見委員長）

前回総会以降に、小委員会を4回、本委員会を10月28日に開催した。

平成5（1993）年2月、国立大学の教育学部及びそれ以外の教職課程を持つ学部、教育大学・学部の学生、都道府県及び政令指定都市教育委員会等を対象とする複数の調査を実施した。その後、昨年11月にはこれらの調査の一部である教育学部学生の意識調査について、「教育大学・教育学部学生の教職への意識と意見」としてその結果を発表したが、引き続いて、そのほかの調査の結果についての集計とそれに基づく改善方策の考察を進めてきた。前回の総会においては、調査結果の主要な所見について報告したところであるが、このほど調査結果の整理分析とそれに基づく政策的な提言を含む報告（案）をほぼまとめることができた。

委員会としては、この調査結果と提言を報告書として印刷刊行する予定である。別添の資料（資料15）は、報告の構成とその第2部にあたる調査結果の考察と提言である。第2部の調査結果の考察と提言は、1. 教員定数の改善方策、2. 教員の計画養成の再検討、3. 教育学部の位置づけと教育改革、4. 教職の地位向上のための諸施策、おわりに、教育改革と教員養成、という構成となっている。

この第2部について各大学の意見を参考にしたいうえで、報告書として印刷刊行を行いたいと考えているので、12月17日までにご意見をお出しいただきたい。

(10) 大学院問題特別委員会（武藤委員長）

7月8日（金）、8月30日（火）に調査専門委員会を、9月19日（月）に委員及び調査専門委員による合同委員会を開催した。

7月8日開催の調査専門委員会では、国立大学の大学院に関する調査（国大協）の調査表及び回答用紙のアンケート項目について、前回の委員会後、調査専門委員から意見のあったものを入れた案について、検討を行った。

平成6年度文部省科学研究費－総合研究(A)申請のための研究目的と必要性、研究計画と方法について検討するとともに、研究組織（研究代表者及び研究分担者）について検討した。

8月30日開催の調査専門委員会では、前記、調査表、回答用紙、実施要項、依頼状について、次回、本委員会に提出するための最終案について検討した。

ここでできた最終案は、本委員会の委員及び調査専門委員のほか、国立大学協会会長及び副会長、文部省高等教育局大学課大学教育改善推進室、牧山友助室長補佐にも届け、意見をいただくこととした。

前記、科学研究費－総合研究(A)申請のための、研究分担者の分担項目などについて協議を行った。

9月19日開催の委員及び調査専門委員による合同委員会では、委員の方に新しい調査専門委員である、江原武一教授（京都大学）と生田孝至教授（新潟大学）の2名が紹介された。

前記、調査表、回答用紙、協力依頼書の最終案について、小範囲であるが修正を行い、後日、委員長と数名の調査専門委員とで整理することとした。

調査表による調査について、11月16日～17日開催予定の第95回国立大学協会総会と11月18日



の国立大学協会事務連絡会議で協力をお願いすることとした。

10月上旬に、平成6年度文部省科学研究費－総合研究(A)計画書の内容及びこれを提出することの了承を得た。

また、今後の予定について協議し、平成7年1月上旬、科学研究費－総合研究(A)内定通知(予定)、1月中旬、調査表用紙など印刷、2月中旬、調査表用紙など発送、3月末日、調査締切、回答用紙の回収後、委員会を開催することとした。調査項目の概要は、1. 個人的プロフィール、2. 国立大学大学院の役割、3. 国立大学大学院が直面している問題など40項目にわたるもので、助手以上の6万人を越える者を調査対象としており、できるだけ回収率を高めたので、ご協力をお願いする。

#### (II) 生涯学習特別委員会(加藤委員長)

委員会を10月25日に開き、文部省生涯学習局の佐久間生涯学習振興課課長補佐から、生涯学習に関する一般的な報告があり、県民大学など自治体の生涯学習に対する対応などについて、協力依頼があった後、議事に入った。

議事内容の概略は、次のとおりである。

##### 1) 生涯学習について国立大学の果たす役割

この議題について、現状分析を中心にして自由討論の形式で、各大学及び周辺大学の取組み方、問題点等について議論した。公開講座のあり方、科目等履修生の受入れ、社会人入学、生涯学習研究センター等の活動状況について検討を行った。また、総体的に生涯学習について国立大学の取り組みが社会に知られていないので、社会に対する広報活動を強化すべきであるということで、そのあり方について意見交換を行った。

##### 2) 生涯学習に関して国立教育会館との共同事業の申し出について

この議題について、西崎国立教育会館館長及び岡理事(社会教育研究所長)の出席のもと、国立教育会館側から生涯学習に関して国立教育会館側も強い関心があり従来から対応してきたが、今後は国大協とも協力して、高等教育の分野で水準を高めてゆきたいとの発言があった。当面の課題として、来年度に生涯学習に関するフォーラムを実施することになったが、委員会としては、協力することで了承した。また、高等教育における生涯学習への対応についても意見の交換を行った。次いで、会長から、このことにつき国大協としても協力することにつき諮られ、了承された。

#### 2. 入試について

##### (1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について報告があった。

##### 1) 平成7年度大学入試センター試験の出願状況等について

平成7年度大学入試センター試験の志願は10月25日で締め切ったが、志願者数は約55万7千人となり、前年度に比べ高校卒業生総数が7万人程度減少しているにもかかわらず、約2万6千人上回り、過去最高となった。地区によっては、受験生が予め準備をお願いした数を越えたところがあり、これらの地区の大学には試験室の増設を煩わせることになるが、当該大学にはよろしくご配慮をお願いしたい。

##### 2) 平成9年度以降の大学入試センター試験について

予て入試センターでは、平成9年度以降の大

学入試センター試験の実施に関連して、①追試験の要否、②得点調整の要否、③枝間配点の公表、について検討しており、その検討状況についてご報告する。

追試験については、平成9年度からセンター試験が従来の5教科18科目から6教科31科目に倍加するため、①良質な試験問題の作成が困難、②本試験受験者と追試験受験者間の公平性の確保の困難、③追試験実施に要する経費の倍増、などの理由から、入試センターとしては、情況が許されるならば、これを廃止したいが、なお、大学、高校関係団体、文部省と相談しながら引き続き検討したい。

次に、各大学への受験生の成績提供については、素点を提供し、得点調整は原則として行わないが、社会と理科の各選択科目間で極端な得点差(概ね平均点で30点程度の差を目安とする)が生じ、それが試験問題の難易差に基づくと認められる時には、試験の公平性の観点から例外的に調整の措置を行うことがある、としている。しかし、平成9年度からは出題教科・科目が大幅に増え、また、各大学のセンター試験の利用も多様化・複雑化しており、得点調整は、公平性の確保、受験者層の学力判定能力、個別学力試験への影響などからみて、不可能に近いと判断されるので、得点調整することなく、すべて素点を提供したいと考えている。

枝間については、“輪切り”や大学の序列化の助長を懸念し、科目によっては配点を公表していないが、現在では各大学のセンター試験の利用方法が多様化し、その心配はなくなってきたと判断されるので、枝間の配点まで含めてすべて配点を公表したいと考えている。なお、予て、高校側から要望のある、受験者個人への得点通知については、現在の入試日程上不可能である

が、枝間の配点公表により受験生が正確に自己採点ができれば得点通知と同じ効果をもたらすものと思われる。

## (2) 第2常置委員会(加藤委員長)

### 1) 全国高等学校長協会との懇談について

前回総会以降、9月5日及び10月24日に本委員会を開催した。主な審議事項について報告する。

会長からの会務報告にあったとおり、去る7月20日、全国高等学校長協会と高等学校学習指導要領の改訂に伴う平成9年度以降の大学入試センター試験の利活用の問題及び各大学の個別学力検査の試験教科・科目について話し合いを行った。

なお、今後も入試に関する問題について定期的に協議することとした。

### 2) 職業教育の活性化方策に関する調査研究会(中間まとめ)について

文部省の木曾職業教育課長から「職業教育の活性化方策に関する中間まとめ」について説明があり、意見交換を行った。

委員会における議論の詳細は「会報」第146号に掲載されているが、主な意見としては、

- 推薦入学枠を拡げてほしいというが、現在も相当数職業学科からの推薦が行われており、推薦入学の理念がやや損われて利用されつつある現段階で、これ以上ふやすことは如何なものか。
- 学力不足を承知の上で特別枠を設けることは如何なものか。
- 基礎学力が不足する者について入学後補習教育を行ってほしいという点については、高等教育の中に中等教育を持ち込むことになり、大学教育の破壊につながる。補習教育は

高校段階で対応すべき。

- 補習教育を行う場合は財政支援するというが、殆どは非常勤講師手当てであり、不十分である。現状、事務職員や研究支援職員の削減等々、大学本来の教育研究機能を維持する限界ぎりぎりにある中で、さらなる任務は過重な負担になる。
- 職業学科自身の改革も必要。などであった。

なお、10月25日に調査研究会議でヒアリングがあり、会長の依頼によって第2常置委員会委員長が出席し、委員会での議論をまとめて意見を述べた。

### 3) 平成9年度以降の大学入試センター試験の追試験実施の可否について

大学入試センターから、平成9年度からの大学入試センター試験の追試験の廃止・見直しについて、平成9年度から入試センター試験の出題教科・科目が大幅に増加するに伴い、3つの理由(①良質な問題の確保が困難、②本試験受験者と追試験受験者の公平性の確保が困難、③追試験実施のための経費が倍増)から、追試験の廃止又は、見直し(国語、数学、外国語の3科目により試験を実施する案)を検討中である旨の説明があったのち、種々意見交換した。提示されたセンター案について、見直し案については異論が多く、むしろ、廃止案に絞って検討すべきであろうというのが大方の意見であったが、社会の理解が得られるよう、廃止の理由について再検討いただくよう要望した。本日、入試センターから提示された案は第2常置委員会の意見を一部取り入れていただいたと思っている。なお、この問題は重要であるので、社会状況等をも勘案しながら、引き続き慎重に審議し、「平成9年度大学入試センター試験実施大綱」を

決定公表する来年6月までに結論を出したい。

### (3) 入試改善特別委員会(井村委員長)

平成6年10月3日に委員会を開催し、次の事項についてそれぞれ審議した。

#### 1) 実施要領等について

平成8年度の入学者選抜第2次試験は、平成7年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施することが第94回総会において承認されたので、平成7年度に準じて実施要領等の本委員会としての原案を作成し、その原案を7月15日付けをもって各国立大学長宛に送付し意見等があれば9月30日までに回答されたい旨照会したところ1件の意見・要望が寄せられたので、その内容について検討した結果、次のとおりとすることとした。

寄せられた意見・要望は、「平成8年度の実施日程で入試業務を実施すると曜日が土・日・祝日に重なることが多く、また、重ならない場合も、準備等のため休日出勤で業務を行うことが多く、厳しい日程となっている。センター試験の日程が変更されない限り困難と思うが、週休2日制が実施されている現状の中、余裕ある業務が遂行できるように今後の日程の改善をお願いしたい。」という要望である。

審議の結果、「少なくとも平成8年度において土曜・日曜日を入学者選抜日程から除外することは出来ない旨を当該大学へ回答すること。」とした。

上記の審議を踏まえて本委員会の原案を確定した。ただし、「推薦入学の適正な実施」に関連する新しい規定を実施細目(案)の「Ⅲ. 推薦入学に関する事項」の(1)、(2)に追加し、もとの(1)~(9)を(3)~(11)に修正することとした。

なお、お手許に、各大学の平成8年度第2次

試験実施方式・日程（予定）をまとめた表を配付したが、平成7年度に比べてA日程から分離分割方式に変った程度で基本的に殆ど変わっていない。

- 2) 「国立大学における平成9年度以降の入学  
者選抜に関する申合せ（案）」の作成につ  
いて

国立大学における平成9年度以降の入学  
者選抜に関し、「資料18」の「申合せ（案）」  
を作成し、これを本日の総会に提案すること  
とした。その趣旨は、国大協として現在ま  
でに確認された基本的事項やその取扱いの  
原則について、再確認し周知方を図るもの  
である。

- 3) 「国立大学の入学  
者選抜についての平成  
9年度『実施要領（案）』  
『実施細目（案）』  
及び『申合せ事項（案）』」について

本件について、本委員会として審議・検  
討を行ったが、私立大学側との協議を要  
する入試日程問題など、まだ未確定な要  
因が幾つかあるので、今総会への提出は  
見送り、次回以降の総会にお諮りし  
たい。

- 4) 国立大学の入学  
者選抜をめぐる中・長  
期的な諸問題について

国立大学における入学  
者選抜の在り方及び選  
抜方法等の一層の改善  
を推進するための諸課  
題について、種々意見  
交換を行った。この件  
については、本委員会  
において引き続き検討  
を行う。

以上の説明ののち、会長から、「国立大  
学の入学  
者選抜についての平成  
8年度実施要領（案）」  
、「同実施細目（案）」  
、「平成8年度第2次  
試験実施上の申合せ  
事項（案）」及び「国  
立大学における平成  
9年度以降の入学  
者選抜に関する申合  
せ（案）」について諮  
り、いずれも異議なく  
承認された。

### 3. 各地区学長会議の状況報告

会長から、前回総会以降、今総会までの  
間に開催された各地区学長会議の状況  
を、各当番大学から報告願いたい旨述  
べられ、それぞれ次の  
とおり報告があった。

- (1) 東北地区（坪井山形大学長）

10月6日～7日に開催し、協議事項  
として、① 教養教育の在り方について、  
② 学長補佐体制について、照合事項  
として、① 各県における看護系大  
学設置（4年制、3年制）の現状と  
見通しについて、② シラバスの作  
成とその編集方針について、意見の  
交換を行った。

- (2) 関東・甲信越地区（堀川埼玉大学長）

10月14日に開催し、学長のリー  
ダーシップについて、意見の交換  
を行った。

- (3) 東海・北陸地区（小黒富山大学長）

11月1日に開催し、協議事項  
として、① 国立大学のあり方につ  
いて、② 生涯学習への対応につ  
いて、照合事項として、① 地域  
社会等との連携について、② 学  
長補佐体制について、意見の交換  
を行った。

- (4) 近畿地区（丸山京都工芸繊維大学長）

11月7日に開催し、大学にお  
ける教育方法の改善策につ  
いて、意見の交換を行った。

### 4. 当面する諸問題について

会長から、当面の諸問題として、前  
回の総会で了承された「白書」につ  
いて、今回、ご議論  
いただきたい。できれば、白書の  
基本方針、形式、具体的な執筆者  
の選定といったところまで、

議論が進めばと考えている。いずれも各委員会の審議と深い関係をもつと思われるので、活発なご討論を願いたい旨述べられ、次いで、井村副会長から次のような説明があった。

国立大学は日本で100年余の歴史があり、その間どのような役割を果たしてきたか、特に戦後における我が国の発展の中で国立大学がどのような役割を果たしてきたかを訴え、さらに現在当面している問題を取り上げ何らかの提言をしてゆくということで、前回の総会で国大協としていわゆる白書を出すことが決定された。前回の総会で決定をいただいてから、まず国大協会長、

両副会長、第1常置委員会委員長、第6常置委員会委員長にお集まりいただき討論を行った。また専門家として教育学の天野教授（東京大）、科学史・科学哲学の村上教授（東京大）、行政学の村松教授（京都大）の3名に加わっていただき、さらに検討した結果、大まかな構成について資料のような案を作成した。これにつき議論をいただきたい。なお、執筆者についても、適任者を推薦いただければと考えている。

引き続き資料に基づき各項目につき説明があった後、意見の交換が行われた。

以上をもって、本日の議事を終了した。

## 第95回総会（第2日）

日 時 平成6年11月17日（木） 10：00～12：00

場 所 学士会館（神田）210号室

出席者 各国立大学長

### 1. 当面する諸問題について

会長から、昨日に引き続き「白書」についてご議論願いたい旨挨拶があり、次のように述べられた。

昨日配付した「白書」の原案について、具体的な編集、執筆者、項目等も含めてご意見をお伺いしたい。「白書」は国立大学の今後に係わる計画を含むものであり、基本的には、常置委員会あるいは特別委員会等の委員会にお願いすることかと思うが、各人がそれぞれの項目を執筆する際に、最初に気になることは、基本的に国立大学をどの様に位置付けるかということであり、国立大学の本来の姿とは何かということも討議して頂きたい。

昨日、江崎学長から、国立大学と私立大学の役割についてお話があったが、国民が高等教育

を支えており、私的なものから公共的なものまで高等教育を支えるメカニズムは、国か私立かという単純な二分法では済まない。国立大学も授業料を取っているし、私立大学も国の補助を受けているとすれば、混合的な状況が既に生じているということがいえるであろう。ただし、象徴的にこれらを踏まえて国立大学の国立大学的なものの側面を考えたときには、たとえば、国が高等教育を非常に大切にしようとする政策として決意したならば、国立大学は、平均的な意味での国民の願望を実現させる国の「顔」であり、日本のアイデンティティであると言える。一方、私立大学は、個性性といった側面を持つこととなるだろう。

国立大学が平均的な国民の顔であるとすれば、現在、独創的な人材、国際的な人材、経済的利益以外の信念で行動出来る人材等の育成を

国民が期待しているとすれば、それを供給すること、教育の内容でも、理科系離れを防ぐ教育体制に変わっていくこと、つまり、効率的に学習できる理科の科目の整備、授業料の安い理科系を実現していくこと、人文社会科学系でいえば現場で生かせる教育を実現していくことが、国立大学の使命となろう。

教育レベルで言えば、日本が、基礎研究を通じて国際貢献をしようとするれば、より一層大学院重点化等により、研究機能を前進させなければならぬ。これをどうまとまりある筋書きとするかが問題である。

国立大学として、大学設置基準の大綱化により、より多様性を持った教育内容を各大学の裁量で決定していくといった面もあるが、大綱化をした以上、財政面で大学としての裁量権を拡大することも、将来必要となるであろう。

以上のような問題を踏まえた上で、「文化学術立国をめざして」との表題のもとに、いわゆる「白書」の作成を提案するものである。

以上の説明に対し、続いて、概ね次のような意見交換があった。

- 予算を倍増するとの議論は、国の現実の財政事情を考えた場合不可能であろう。予算を獲得する場合には、個々の経費がいくら必要だとポジティブに言わなくてはならないが、ここ10年来、財政難が続き、積極的な考え方がなくなった。これを突破し、白書により積極的な提案をすれば財政の内容に触れるところがないと、倍増論だけで終わってしまう心配がある。
- 「国際化への対応」について、国際的な人間の教育はどのようになされようとしているのか曖昧である。大学において国際的な人間の養成を一般教養で教育しようとするこ

は、遅いのではないか。このような国際感覚は高等学校の教育でなされる部分もあってしかるべきであろう。全ての人間が大学へ進学するわけではないので、高等学校段階で完結した教育があってもいいのではないか。

- 私立大学が約80パーセントの学生を養成している現状がクローズアップされているが、国立大学は大学院において、特に理工系のベーシックサイエンスに対する貢献度等、学生の数だけではなく、独創的な研究を通して人間の教育という面がクローズアップされているのではないか。ただし、米国等と比べると日本のベーシックサイエンスの立場は強いものではない。今のリジットな日本の制度は果して21世紀に生き残れるのか危惧されている。ベーシックサイエンス及び国際人の養成について21世紀に向けての国大協の取組みを具体的に提案していただきたい。
- 日本では、国際化というと、留学生の受入れだけを考えがちだが、それ以上に、島国である日本の学生にどのように国際性を持たせるかといったことの方が大切ではないか。国際性とは、語学力だけではなく、クリティカルに物事を考え、自分の立場を主張できる人間を教育することである。第5常置で検討しているようなジュニア・イヤー・アブロードを利用するなどして、国際社会へエクスポーズさせることが重要であろう。
- 国立大学が過去に果たしてきた役割については国民も認める場所であろうが、今後、管理運営が国立というシステムでなければならぬかどうかは別のことではないか。国立大学のアイデンティティを主張していくのであれば、国立大学でなければできない、他のシステムよりベターだということを謳う必要

があろう。

国民の負担によって予算を倍増させるのか、負担は増やさず現在の財政の中でバランスを変えるのか、つまりリストラをやるのかどうかの問題である。倍増論を打ち出すのもう少し考えてからのほうがいいのではないか。

- 「大学評価」について、ほとんど国大協では議論されていない。白書は国大協として出すこととなるが、個人でこれを執筆する場合の基本的な立場というものをご教示いただきたい。第三者評価をどうするか、評価の結果を国大協の管理運営・財政にどのように反映させるかといったことも含むとすれば、この場で議論していただかないと書けない。
- 国大協としてまとまった見解を出すとする、相当な討議が必要であり、了承を得なければならない。「大学評価」「女性と大学」「地域と大学」等についてはほとんど議論されておらず、私見として書いていただいてもよいのではないか。
- 大学の場合、個性化が問われる中で一律の議論ができないとすれば、違った切り口で書かなければならない。例えば、財政問題を国の政策として議論するのであれば、文教政策以外を視野に入れ、経済界等の財政に詳しい方に書いていただいてもよいのではないか。
- 国大協という立場で、一人一人の名前で執筆するものであり、各大学の代表として自分の大学の問題点を提起するのではなく、国立大学一般という視点で書くことがよいと思う。

国立大学共通の問題については、共通の認識・取決めのようなものをここで生み出し、共通の理解のうえで行われればよいのではない

いか。

- 財政問題について、国の財政がいきづまり、奨学金、委任経理金等に頼り、一部の国立大学が企業に奉仕させられているような構図になっている。金が要ることは確かだが、貧乏でもよいとの観点も必要ではないか。
- 大学間協力について、大学を超えたプロジェクトや大学を超えてカリキュラムを組む等も考えられるであろう。大学間の関係というのは新しい視点であり、白書に加えてもよいのではないか。
- 財政問題について、現実的な予算は数字の積み上げであり、一つ一つの項目が対外的にも対内的にも説得可能なものでなければならないことは厳然たる事実であるが、財政にはトレンドがあるのではないか。昭和36年の理工系学生倍増の時には、何かの審議会で将来の理工系の人材が不足するとの意見が出、それによって国立大学に多くの理工系学科を増設し、理工系学生を倍増し、社会の要請に応じてきた。  
現在、21世紀に向けて何が必要かを考えた時に、独創性・国際性をもった人材ということしかなく、マクロ的なものとして、頭脳を2倍にしなくてはならないであろう。その必要から高等教育が、拡大の方向にある。そのような議論がされている時に、国大協として、どのようにそれを受け止めるかが、国大協が主体的に関与していくべき問題だと思われる。おおきなトレンド、コンセプトとして、倍増ということが出てきているのではないか。
- ヤードステイックたるべき国大協が、他人任せではいけない。我々が到達目標をしっかりと持って意思表示をしていけば、実現が可能

であろう。何故国立大学が必要かというスタンスを決めて、そのスタンスに基づいて要求すべきである。

- 白書とは、概算要求の資料ではなく、国民に訴えアピールするものである。経済団体の提案は、制約条件の尺度と考え、論理的可能性、実現的可能性の中間位のスタンスで書いてはどうか。
  - 倍増は、時期尚早との意見もあったが、もう遅いのではないか。国の政策で、高等教育を含め、科学技術といているが、基礎研究を含めた予算を倍増することは、既に閣議決定された政策大綱に出ている。その点で国民に訴える新鮮さやインパクトはない。対症療法的な立場だけでものを考えることは、国大協の体質であり、脱却したほうがよいのではないか。授業料等の問題も大切であるが、国大協としては、もっと基本的な国立大学のあり方及びビジョン等について議論してしかるべきではないのか。
  - 今後、国立大学という管理運営形態が他より優れており、このような特徴があるのだということを国民の支持を得ながら進めていく必要がある。
  - 「女性と大学」とは大学の中の女性か、女性総体の中における大学かわからないが、大学側からの視点だけではなく、大学に行けない人、わざわざいかない人等も踏まえた中で、大学がどうあって、国立大学がどうあるかとの視点が必要ではないか。
  - 平成9年度からの入試の改革について、前回の総会で、第2常置委員会委員長の見解として、A科目をできるだけ見捨てないように対処してほしいと要望した。平成9年度からの入試の改革は、高校の新指導要領に伴いバ
- ッブルに変えざるを得なくなった。入学試験の問題だけでなく高校教育に対して、国大協として何を期待し何を考えているか、たとえ短くても、一つの提言としてまとめる必要がある。
- 文部省において、教育の在り方について、初等教育から大学院まで全体を見通した視点はなかった。大学側からも発言すべきだが、大学入試が高等教育をかなりの程度規制することから、一定のミニマムが必要であることはいうまでもないが、高等学校教育を崩壊させてしまってもいけない。
  - 今まで大学側の教育政策は、他の要因が原因となって教育の最適点が求められるという受け身のものであった。最近、教育政策によって他の社会現象が影響を受けるという時代になりつつある。国大協が今まで受け身で、比較的保守的な立場できていたが、今、政策を転換し社会的な影響を持つために発言をすることもその一つであろう。
  - 高校教育の多様化は大学教育を複雑化しており、大学の現場からは、高校教育を単純化したほうがよいとの提言もあり得るが、高校進学率が96%という現状からするとそれではすまされない。多様化とは、平面的に教科数を増やすだけではなく、学習時間の多様化もある。それらを大学から提案すべきではないかとの意見もある。
  - 執筆者を、現在の国大協の構成メンバーのみとするべきかどうか、外部に適任者がいる場合は、外部の方をお願いすることもあり得るのではないか。委員会名であるものは、原則委員長と考えているが、場合によっては、委員会内で執筆者を決めていただく等して、委員会の責任で執筆頂くこととしたい。



○ 現実的に実現可能な視点で書くか、夢物語で書くのかの立脚点をハッキリさせる必要がある。社会的にインパクトを与えるとの視点で賛成したが、この案では国民が果して読んでくれるのか疑問である。対象が、国民か、大蔵省か、文部省か経済界か何を対象とするかが重要である。国民の理解を得るといふことだったら、要約版やパンフレットの方がよいのではないか。

最後に、吉川会長から、次のとおり述べられた。

第4章「21世紀と国立大学」の執筆者がないこと及びそれが最後の章となっていることについて、編集委員会等でも議論があった。21世紀の国立大学のあり方を規定し、それに基づきそれぞれの項目を書いていくことが、現時点では、国大協としてできないのではないかとの判断であり、これが現在の我々の状況であろう。

執筆者は、原案どおりとし、委員会名のところは委員長に一任する。第4章は、やや作業が進行した後、小委員会で執筆者の選考を行うこととなろうが、会長、副会長にご一任いただきたい。第5章の「提言」は、現在の構成メンバーだけではなく、OBも含め、はっきりした考えをお持ちの方に依頼する予定である。白書についての総会での討議は、本日で最後としたい。

続いて、井村副会長から次のような説明があ

った。

国大協として統一見解を出すことは至難のわざであろう。21世紀の国立大学のあり方をまとめた上で出すことが出来ればベストだが、かなり難しいと思われる。それでも、現状を明らかにし、将来に向けての方策を模索する基礎はできるであろう。

年内には小委員会を開催し、執筆者等を決定したうえで、原稿の量等もその際に知らせることとしたい。なお、4・5月位を締切りとし、次回総会には間に合わないが、できるだけ早く出版することとしたい。

## 2. 退任学長に対する謝辞

会長から、次回総会までに退任予定の長倉三郎学長(総合研究大学院大学)、鳥塚莞爾学長(福井医科大学)、林真二学長(鳥取大学)、加藤晃学長(岐阜大学)及び阪上信次学長(東京農工大学)に対し、謝辞が述べられた後、それぞれの学長から、挨拶があった。

## 3. 第96回総会の日時・場所について

会長から次回の総会は平成7年6月13日(火)、14日(水)の両日に、学士会館(神田)にて開催したい旨述べられ、了承された。

以上をもって第95回総会を閉会した。

## 第62回事務連絡会議

日時 平成6年11月18日(金) 10:00~15:10

場所 学士会館(神田)210号室

出席者 各国立大学事務局長

(大学入試センター) 平川副所長

(文部省) 早田研究機関課長, 小口政策課長, 木曾職業教育課長, 近藤大学課長

滝沢事務局長司会のもとに開会。

開会にあたり、吉川会長から次のような挨拶があった。

目下、多くの大学で大学改革がすすめられつつあるが、今総会でも、国立大学の改革のあるべき方向について議論があった。

わが国が「文化学術立国」として、複雑化しようとする社会の出現を目前にし、知能的人材、特に、独創的、国際的評価に耐え得る人材を多数必要としている中で、国立大学が負うべき使命は非常に大きい。そういう認識のもとに、国立大学が抱える問題に具体的にどう対応していくべきかを討議し、また、国大協として対社会へのアピールとして刊行することとした、いわゆる国大協「白書」の大綱について検討した。その論議の中で、現在のように、学問が幅広く展開するようになると、各大学ともすべての学問分野をカバーすることは難しくなっているので、大学間の協力関係について、研究協力を留まらず教育上の協力についても積極的に国大協の場で議論してはどうかという新しい視点からの話も出ていた。

大学改革についての議論が、カリキュラム編成や教育研究体制の問題から、今後さらに財政や大学の裁量権の問題にまで広がってくると思うが、いずれにしてもこれらの問題は息長く取り組んでいく必要があり、特に事務局の役割は重要である。事務局長はじめ事務局各位のご協

力をよろしくお願ひしたい。

本日は有益な議論を期待し、挨拶に代えたい。

以上のような挨拶があったのち、野島事務局長より配付資料の説明及び会議日程の説明があった。

### I 総会状況報告

#### 1. 会務報告

滝沢事務局長より、別紙資料「第94回総会会務報告」等に基づき、今総会において会長から報告のあった次の会務報告事項について説明があった。

##### (1) 要望書の提出について

①「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」、②「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」、③「人事院勧告の取扱いに関する要望書」、④「国立大学の学生納付金の在り方に関する要望書」

##### (2) 全国高等学校長協会との懇談について

(3) 日本私立大学団体連合会との懇談について

##### (4) 審議会等への意見提出について

①「大学審議会組織運営部会における審議の概要—大学運営の円滑化について—」についての意見、②学術審議会「卓越した研究拠点(センター・オブ・エクセレンス)の形成」(中間まとめ)についての意見

- (5) 職業教育活性化会議のヒアリングについて
- (6) 全国大学高専教職員組合（全大教）との懇談について

## 2. 議事概要

滝沢事務局長より、総会における議事概要について説明があった。

### (1) 各委員会の委員長報告と協議について

前回総会以後の各常置委員会及び各特別委員会の審議状況について各委員長から報告があった。なお、第2常置委員会及び入試改善特別委員会が担当する入試関係の問題については、「各委員会報告」とは別議題として扱われた。

#### 1) 第1常置委員会

「21世紀に向けての国立大学の在り方」に関わり、教育研究支援体制の問題を中心に検討している。また、主として待遇改善の観点から技術職員問題を検討している第4常置委員会からの申出で、第1常置委員会小委員会と第4常置小委員会の合同会議を開き、教育研究支援問題について、制度・待遇改善の両面から意見交換した。

#### 2) 第3常置委員会

外国人留学生の学生生活及び日本語教育上の問題を検討しているが、今後各大学にアンケート調査をお願いし、それをもとに何らかの改善提言をまとめた。

また、就職問題については、厳しい就職状況を踏まえ、就職問題懇談会で協議した結果、特に厳しい女子に対する就職差別が生じないように配慮方を企業側に申入れることとした。

#### 3) 第4常置委員会

各大学に意見照会した「教室系技術職員の専

行職移行問題についての委員会提言」についての意見調査の集計結果の中間報告があった。また、「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」及び「人事院勧告の取扱いに関する要望書」の関係方面への提出について報告があった。

#### 4) 第5常置委員会

去る10月17日から19日まで滋賀県彦根市で開催の「日米大学長シンポジウム」の報告、来る12月6日から8日まで大阪府豊中市で開催の「UMAP Japan '94 Osaka」の準備状況の報告があった。

日米間の学部学生交流を促進する趣旨から、米大学事情視察団を来年7月下旬から8月上旬にかけて派遣することが了承された。

私費外国人留学生の在留資格認定証明書の代理申請の簡便化（郵送）の要望書の関係機関への提出が了承された。

また、「国立大学協会」の英語表記を「The Japan Association of National Universities」にすることを確認した。

#### 5) 第6常置委員会

学生納付金の問題への対応とともに、国立大学財政のあり方について検討している。委員会では大局的視点から「高等教育経費倍增論」を打出し、国民各層にアピールする、当面の具体策として、奨学金制度の充実を図るべきとの意見が出ている、などの報告があった。

#### 6) 学術情報特別委員会

予算権を持たない国立大学附属図書館の運営経費について予備約にアンケート調査を行い、その結果にもとづき調査票を作成のうえ各大学宛アンケート調査を行った。いずれ、委員会を開催しアンケート結果の検討を行うことにしている。

#### 7) 医学教育に関する特別委員会

国立大学の医学部及び医学部附属病院が抱える諸課題について、これまでの総論的な討議の上で課題の具体的な改善案を取りまとめるべく検討することとし、これに先立って関係大学宛アンケート調査を行うこととした。

#### 8) 教養教育に関する特別委員会

本年7月、大学設置基準の大綱化に伴う教養教育の改善状況について各大学に照会した結果、すべての大学から回答と関係資料が寄せられた。現在、専門委員会で集計整理をすすめており、できれば本年度中(平成7年3月)に報告を取りまとめたい。

#### 9) 教員養成制度特別委員会

昨年実施したアンケート調査の整理をすすめた結果、このほど、調査結果の整理分析とそれに基づく政策的提言を含む報告(案)がほぼまとまった。今後、1カ月程度を期限に「提言」について各大学から意見を求め、その結果を踏まえて最終的に報告書を作成したい。

#### 10) 大学院問題特別委員会

予てから「国立大学の大学院に関する調査表」の取りまとめをすすめてきたが、間もなく成案を得る見通しとなった。調査項目は全部で40項目、調査対象は全国立大学教官(助手を含む)である。今後、来年1月末頃までに調査票を印刷のうえ各大学に送付、回答締切は3月下旬としたい。

#### 11) 生涯学習特別委員会

生涯学習について国立大学の果たす役割を中心に検討しているが、先の委員会では、各委員が所属する大学の生涯学習の取組み、問題点等について、特に公開講座のあり方、生涯学習教育研究センターと公開講座のかかわり方、地域に対する大学の広報のあり方などについて意見交換した。また、国立教育会館の西崎館長から、

来年11月に国立教育会館が主催して開催の「生涯学習に関するフォーラム」への協力依頼があり、国大協として協力することとした。

#### (2) 入試について

##### 1) 大学入試センターからの報告

大学入試センターの高橋所長から、平成7年度大学入試センター試験の出願状況について説明があったのち、平川副所長から、平成9年度以降の大学入試センター試験に関し、概略以下のような説明があった。

①追試験について、廃止又は見直しを検討中であるが、入試センターとしては、できれば廃止したい。

②成績提供について、得点調整することなく、すべての科目について素点を提供したい。

③枝間の配点について、これまで“輪切り”や大学の序列化の助長を懸念して、科目によっては枝間の配点を公表していないが、各大学での入試センター試験の利用方法が多様化し、その心配はなくなってきたので、この際、枝間の配点まで含めすべて配点を公表することにしたい。

##### 2) 第2常置委員会

職業教育活性化会議が取りまとめた「中間まとめ」について文部省から説明をきき、意見交換した結果、「中間まとめ」に提言された事項は、現在各大学が取り組んでいる大学改革の方向の範疇に入る重要な問題であるので、委員会として引続き検討することとした。

入試センターから、平成9年度からの入試センター試験の廃止・見直しの検討状況について説明をきき、意見交換した。入試センターから提示された見直し案については異論が多く、むしろ廃止案に絞って検討すべきであろうという

のが大方の委員の意見であったが、委員会として引き続きこの問題を検討し、来年6月までに結論を出すこととした。

### 3) 入試改善特別委員会

委員会で取りまとめた「国立大学の入学者選抜についての平成8年度実施要領(案)」等について、各大学に意見照会した後、若干修正のうえ最終原案を総会に提案審議した結果、異議なくこれが承認された。

また、平成9年度以降の入学者選抜に関し、国大協として現在までに確認されている基本的事項やその取扱いの原則について確認する「申合せ(案)」を総会に提案審議の結果、これも異議なく了承された。

### (3) 各地区国立大学長会議の状況報告

前総会以後今総会までの間に開催された各地区学長会議における審議の様相について各地区世話大学よりそれぞれ報告があった。

### (4) 当面する諸問題について

1)「高等教育問題に関する日米二国間会議」(私立甲南大学が幹事校となって来年10月開催予定)に国大協として協力することが了承された。

2)来年秋の刊行を目途とする国大協「白書」(「文化学術立国をめざして一国立大学の現状と展望一(案)」)の内容構成案が了承された。

以上をもって、滝沢事務局長からの総会関係事項についての報告を終了した。

## II 大学入試センターからの連絡事項

大学入試センターの平川副所長から、大学入試センター試験に関する次の事項について説明があった。

### (1) 平成7年度大学入試センター試験について

#### ① 志願者数について

平成7年度大学入試センター試験の願書受付は10月25日で締切ったが、志願者数は55万7400人と昨年に比べて26,200人上回り、過去最高となった。志願者の総数はほぼ予想したとおりであったが、一部の大学では予め準備をお願いした志願者数を超えたため、試験室の増をお願いせざるを得なくなったので、該当大学にはよろしくご配慮をお願いしたい。なお、志願者が増えた原因には、浪人は前年度並であったのに対し、現役の出願率が昨年の20.2%から今回22.5%に伸びたことが挙げられる。

#### ② 代筆回答措置について

身体に障害がある受験者に対する措置の一つに代筆回答がある。これまでは実際の受験者はいなかったが、平成7年度は4人の受験者がある。該当大学には配慮方よろしくお願い申し上げる。

### (2) 平成9年度以降の大学入試センター試験について

平成9年度から新しい高校学習指導要領にもとづく大学入試センター試験を実施するが、これに関連して、予て入試センターでは、①追試験、②得点調整、③枝間の配点、の扱いについて検討しているが、その検討状況をご報告したい。

#### ① 追試験について

追試験は、本試験の1週間後、急な病気等の事由で本試験を受験できなかった者を対象に共通第1次試験発足以来実施している。これの受験は毎年200人から300人程度、その殆どは風邪

と腹痛であり、そのほか親族の死亡・危篤、骨折などであるが、全体の8割以上は本人の不注意に起因するものである。平成9年度からの取扱いを検討し始めたのは、入試センター試験の試験問題は、現在、本試験用、追(再)試験用、予備の3セットを準備しているが、平成9年度からはA(2単位)科目、B(4単位)科目なども含まれ、6セットを準備する必要がある、また、出題教科・科目が現在の5教科18科目から6教科31科目に増加するため、①良質な試験問題の確保の観点から、できれば作成する試験問題の本数を減らしたい、②本試験受験者と追試験受験者との公平性の確保が困難、③追試験実施のための必要経費が倍増する、などの問題から、入試センターとしては状況が許せば追試験を廃止し、それが難しいということであれば、縮小見直しできないかどうか、検討している。

#### ② 得点調整について

試験の実施結果により各受験者の素点を調整すること(得点調整)は原則として行わないが、各選択科目間に極端な素点の差(平均点で30点程度の差を目安とする)が生じ、これが試験問題の難易差に基づくものと認められる場合には、例外的に公平性の観点から得点調整を行うことがある、としている。平成9年度以降は、入試センター試験の出題教科・科目数が増え、その中のA(2単位)科目もB(4単位)科目も同等に扱うことになっているので、この間に調整を必要とするような得点差が生じることが考えられるが、入試センターとしては、平成9年度以降の入試センター試験については得点調整は行わず、素点に加え平均点及び平均点の分布などのデータを提供したいと考えている。

#### ③ 枝間の配点について

これまで、科目によっては枝間の配点を公表

していない。これは枝間の配点まで公表すると、“輪切り”や大学の序列化を助長するのではないかとの懸念から伏せているが、現在では、各大学の入試センター試験の利用方法の多様化がすすみ、その心配はなくなってきたと判断されるので、枝間の配点まで含めてすべての配点を公表したいと考えている。なお、予てから高校側より要望のある受験者個人への得点通知については、現在の入試日程では物理的に不可能であるが、枝間の配点公表によって受験生は正確な自己採点ができるので、得点通知に代りうるものとする。

### III 文部省からの連絡事項

文部省から関係官が出席し、概ね以下のような説明があった。

#### 早田研究機関課長

##### ○ 学術研究の推進について

初めに、学術審議会の答申(「21世紀を展望した学術研究の総合的推進方策について」(平成4年7月23日))の概要と、同答申に基づく文部省の学術振興の基本方針について説明があったのち、具体的施策、予算(平成7年度)等について、配付資料をもとに次のような説明があった。

(科研費の充実について)科研費については、平成7年度概算要求では、対前年比110億円増の934億円を要求している。増加分については、特に基盤的研究の一般研究(A)、一般研究(B)及び一般研究(C)に重点配分したほか、卓越した研究拠点(COE)を形成するための「COE形成基礎研究費」を創設(18億円)した。科研費は、学術審議会の答申が提言した目標の1,000億が間近になったところで、科研費制度について、新たな目標設定に向けた部会での検討が始めら

れた。検討事項としては、研究種目、配賦限度額、採択率、補助対象の範囲、オーバーヘッド制度、等が予想される。

(学術情報基盤等の整備充実) 独創的・先端的な学術研究を生み出すための基盤として、学術情報ネットワークの整備、データベースの形成、等の整備充実をすすめているが、特に国内通信回線及び国際通信回線の大幅スピード化を図りたい。

(卓越した研究拠点(COE)の形成) 大学審議会答申(平成3年5月)及び学術審議会答申(平成4年7月)並びに同審議会中間まとめ(平成6年7月)の提言を踏まえ、世界の最先端の学術研究を推進する卓越した研究拠点(COE:センター・オブ・エクセレンス)の形成に必要な措置を講じるため、平成7年度新規に61億1千万円を要求している。要求内容としては、一つに「中核的研究機関支援プログラム」がある。これは、既にCOEとしての特色を有する大学共同利用機関(15)、全国共同利用研究所(17)及び大学附置共同利用施設(14)、合わせて46機関について、さらに研究の一層の高度化を図ろうとするものである。もう一つは、「中核的研究拠点形成プログラム」であり、国際的に水準の高い研究活動を行っている、特定の分野において中核的な研究拠点として発展する可能性をもった組織に重点的に投資してCOEとして育成しようとするものである。

(日本学術振興会研究者国際交流センター(仮称)の新設) 学術審議会の学術国際交流の推進についての建議(平成6年7月)にもとづき、外国人研究者に対するオリエンテーションの実施、各種情報資料の提供、カウンセリング・サービスの実施、並びに内外研究者によるシンポジウム、セミナー等を実施する「研究者国際交

流センター(仮称)」の新設を要求している。

(特別研究員制度の充実) 日本学術振興会の特別研究員制度は、若手研究者の養成・確保の上で高い評価を得ているが、特別研究員の採用数の大幅な拡充と研究奨励金の増額を要求しており、前年度比PDを500人から600人に、DCを1,600人から1,900人に増加する。なお、PDのうち100人について採用期間を2年から3年に延長することとしている。

(留学生交流推進体制の充実) 外国からの留学生数は平成5年5月1日現在、52,405人であるが、このうち9割以上はアジア地域からの留学生という実態である。日米文化教育交流会議(CULCON)の勧告で、アメリカからわが国への留学生の受入れ拡大が一つの課題になっているが、アジア、太平洋地域も含めて、短期交換留学生制度の拡充を図りたい。このため、大学間交流協定等を締結しているアジア・太平洋地域の大学との間で短期(原則1年間)の受入れ(前年100人を1,000人)及び派遣(新規100人)を行うこととしている。

なお、研究設備整備については、特に基盤的設備及び先導的研究設備の充実の観点から両者のバランスに配慮しつつ、前年度比約51億円増の329億円を要求している。

#### 小口政策課長

##### ○ 教育上の例外措置について

第14期中央教育審議会答申(平成3年4月)は、生徒の個性を伸ばす観点から、数学や物理などの特定分野に特に能力の伸長が著しい中等教育段階の生徒に、大学レベルの教育研究に触れる機会を与えることが必要であるとし、教育上の例外措置を提言した。この提言を受けて設置した、調査研究協力者会議の報告(平成6年

3月)は、当面、「教育上の例外措置」の対象分野を数学と物理、対象者を高校レベルの生徒とし、いくつかの異なる例外的教育機会の形態を設定して実践的調査研究を行う必要を提言した。文部省では、同会議の提言に基づき、平成6年からパイロット事業として、国立大学4校、公立、私立大学各1校、民間団体2団体の計8機関に依託し、それぞれの事情に応じて、公開講座、セミナー、個別指導、科目等履修生の受入れなどによる指導を行っていただいている。このパイロット事業については、引続き、実施校の地域的バランスに配慮しつつ、多様な形態の在り方を調査研究する必要がある、平成7年度新たに国立大学3校を予算要求している。

なお、教育上の例外措置について、一部に、エリート教育に結びつくことを危惧する向きもみられるが、この措置の趣旨は、生徒個人の個性を伸ばすことを狙いとしているものであり、いわゆるエリート教育とは無縁であることをご理解いただきたい。

なお、中教審答申は、教育上の例外措置に関わり、「飛び級」については、受験戦争に利用される弊害から、これを否定し、また、数学等の分野での大学入学年齢制限の緩和については、さらに専門的な調査研究が必要であることが指摘されている。

#### 木曾職業教育課長

##### ○ 職業教育の活性化について

社会の変化の中で、高校教育は、教育課程の基準の弾力化、総合学科の創設等学科制度の再編成、履修形態の弾力化、新しいタイプの高等学校の設置、入学者選抜の多様化・選抜尺度の多元化、など大学教育改革と軌を一に改革がすすんでいるが、職業高校における職業教育の活

性化方策を検討していた、調査研究会議から、このほど「中間まとめ」が提出された。「中間まとめ」は、若者達に夢と希望を抱かせるような職業教育の方向について、職業学科への入学者、教育内容、卒業後の進路、の3つの観点から提言をまとめている。そして、入学に関しては、職業学科がもつ魅力ある教育を様々な方法で積極的にPRする必要、さらに、教育内容に関しては、時代のニーズに合った形で教育内容の高度化、学科改編の促進などの必要を、また、卒業者の進路に関しては、技能・技術の世界で活躍できる支援策の必要性とともに、大学への進学を希望し、かつ、大学で学習する能力、適性がある者に対し進学のを広く開くことが必要であるとして、①職業学科卒業者に対する推薦入学枠の拡大、②職業学科において取得した資格の重視、③入試での職業科目の出題、④入学後の補習教育の実施など教育上の配慮を提言している。文部省としては、職業学科出身者の大学入学については、職業学科が普通科とは異なるカリキュラムで履修していることも考慮され、推薦入学などの形で生徒の能力・適性をきめ細かにみていただくことをお願いしたい。なお、推薦入学を実施している国立大学は、現在31大学あるが、それらの職業学科出身者に対する推薦入学枠は、毎年約40万人いる職業学科卒業者（全高校卒業者の約25%に当る）からみてあまりに小さい状況にある。高校教育が多様化する中では、多くの国立大学で職業学科出身者の受入れが拡大されることを期待したい。

#### 近藤大学課長

(大学改革の推進)学部教育の充実という面では、教養教育と専門教育との有機的な連携による教育内容の充実とか、新たな社会的要請に



対応した、組織の新設・再編、シラバスの作成・公表、教授方法の改善・開発など、各大学それぞれ改革をすすめていただいているが、今後ともそれぞれの特色を発揮しながらカリキュラムの改善充実のための創意工夫に引続きご努力いただきたい。特に、授業の質の向上のために、シラバスの作成、データベース化への意欲的な対応をお願いしたい。

大学院については、わが国の大学院は他の先進諸国に比べて量的にも質的にもまだ不十分である。それぞれの大学の個性化、特色ある大学づくりを前提としながら、全体として質・量両面にわたる整備充実が必要と考えている。大学院制度の弾力化への対応が各方面から期待されているところであり、学位授与、社会人の受入れ、他大学や大学以外の研究機関などとの協力について、さらに推進を図られるようお願いしたい。

また、国の行政改革の一つとして、地方分権が大きな課題になっていて、その中で国立大学の地方移管論などが取り沙汰されているが、移管論が出てくる背景には、国立大学が必ずしも地域に開かれていないのではないかとといった不満も一因としてあるのではないかと思われる。地域に開かれた国立大学づくりに事務局を含めて一層のご配慮をお願いしたい。

(平成7年度予算編成について)平成7年度予算編成日程の見通しははっきりしないが、毎年お願いしているように、予算編成時の文部省への来庁は必要最少限度に留めていただきたい。また、個別の概算要求事項についての教官の動きにもご留意いただきたい。なお、補正予算については、現時点では具体的な話はないが、一般論として申し上げるなら、いつでも対応できるよう事務的心づもりはしておいた方がよい

と思う。

(経費の配分について)高度化推進経費、大学改革推進等経費、学長裁量経費の配分が遅れているが、高度化推進経費については過日各大学に通知したところであり、その他の経費についても間もなく通知を発出する予定である。それぞれの経費の趣旨を踏まえ有効な活用をお願いしたい。特に高度化推進経費と大学改革推進経費については、教育研究の実績、大学改革の進展状況を参考に配分しており、各大学とも引続き積極的な取組みをお願いしたい。なお、これらの経費の申請が多いため、ご希望に応えられない場合もあるが、来年度も若干ではあるが増額を要求しているので、積極的に申請していただきたい。

(教育研究組織について)国家公務員抑制策がとられる中であって、国立学校特別会計の増員要求については厳しい環境にあるが、大学院の整備充実とか、学部・学科の改組など必要な部分は極力確保するよう努めたい。一方、財政当局からは、時代のニーズや学問分野の進展によって、スクラップ、縮小すべき部分があるのではないかと、との指摘もうけている。引続き交渉努力するが、そういう厳しい状況にあることをご理解いただき、大学の教育研究組織のリストラについても真剣に検討していただくようお願いしたい。

(学生定員臨時増募の取扱いについて)学生定員の臨時増募については、平成12年までに解消することになっているが、平成7年度については、640人の減を図った。その結果、国立大学の入学定員は38年ぶりに前年度を下回る(200人)こととなった。平成8年度についても7年度以上の減が必要であり、来年年明けに行う各大学へのヒアリングの際併せてご相談させてい

ただきたい。

(大学事務組織について) 研究支援職員の確保の要望が強いが、今後の定員事情からみて大幅な定員増はのぞみ難い。第8次定削は平成8年度に終了するが、引続き第9次定削の話が出てくることになると思われる。文部省として、引続き研究支援職員の定員増に努力するが、一方では、公立・私立大学に比べて事務職員の数が多いのではないかと、の財政当局の指摘もあり、各大学とも職員の学内の再配置、事務の一元化、一部業務の民間委託などについて真剣に検討をお願いしたい。また、大学運営が複雑化する中で大学改革を推進していくには教官団と事務局が、それぞれの分担はあるが、一体となって取り組むことが求められており、相互の連携という面にもお心配りいただきたい。

(入試について) 国立大学の入学者選抜については、平成9年度から「分離分割方式」に統一実施されることとなったが、各大学には前期、後期の定員比率について、例外措置による募集を含めてアンバランスになることのないようご配慮いただきたい。いずれにしても、入試改善は難しく、よりよい方策を求めて不断の努力が肝要かと思われるが、何と云っても入試は社会的関心が強い問題でもあり、選抜方法や試験問題の作成などとともに、推薦入学、帰国子女、社会人特別選抜、職業学科出身者の受入れなどについてもご配慮をお願いしたい。また、高校学習指導要領の改訂に伴う各大学の平成9年度学力検査実施教科・科目について、本年12月15日までに決定・公表することをお願いしているが、高校側から要望もあり、各大学速やかな対応をお願いしたい。

(附属学校の週5日制について) 高校以下の週5日制については、今月10日に協力者会議か

ら、平成7年度当初から、これまでの第2土曜日休日に加えて第4土曜日を休日として各学校一斉に実施することが適当との提言をいただいた。これを受け、文部省では関係法令を改正し、近く関係国立大学長に通知するが、国立の附属学校の休業日については、公立の学校に準じて定めることとしているので、附属を置く学校には遺漏のないようお願いしたい。

(大学入学資格について) 最近、朝鮮高級学校から幾つかの国立大学に朝鮮高級学校から国立大学への入学資格を認めてほしい旨の要望があったと聞くが、わが国の大学入学資格については、学校教育法によって、高等学校卒業者又はこれと同等以上の学力がある者として文部大臣が定める者に与えられることが基本になっている。朝鮮高級学校も含め、国内にある外国人学校は殆どが各種学校であり、各種学校の教育内容については法律上特段の定めが設けられていないために、その卒業生には高等学校卒業者と同等以上の学力がある者と認定することが困難であるということから、大学入学資格を認めていない。私立大学や公立大学の一部で、学校教育法施行規則第69条の5号を適用し、朝鮮高級学校卒業者の入学資格を認めている例があるようであるが、これは学校教育の法制度の問題であり、各大学が個別に判断する事柄ではないと考える。しかも、この件は、外国人学校中等部卒業者の高校入学資格ということにも跳ね返り、わが国の学校教育体系の根幹にかかわることになるので、適切に対応していただくようお願いしたい。なお、今年9月、国会でもこの問題が取り上げられ、質問に対し村山総理大臣から、ただいま述べたのと同趣旨の答弁がなされ、また、今総会終了後行われた記者会見での質問に対しても、吉川会長から同様の回答があった

と承知している。

(大学における同和教育の推進) 各大学における同和教育, 特に教員養成系大学において将来教職に就く学生に対し同和教育に関する知識・理解を深めさせるようご配慮をお願いしたい。また, 同和地区の卒業予定者の就職についても配慮をお願いしたい。

以上をもって, 文部省からの説明を終了した。

#### IV 当面する諸問題について

初めに滝沢事務局長から, 当面する問題について, 今回は①大学の組織及び活性化等, ②大学における人材養成, の2つのテーマについて, 文部省関係者を交えて自由討議を行いたい旨述べられたのち, 東京大学の佐藤事務局長司会のもとに, 午後2時から3時過ぎまで, 問題提起, 事例紹介なども含め, 各テーマについて質疑応

答, 意見交換が行われた。その主な事項は次のとおり。

- 大学の組織及び活性化等について
  - ・大学の教育研究の多様化と学生部及び事務組織の見直し
  - ・事務局と学生部の一元化
  - ・学長補佐体制としての事務局のあり方
  - ・事務官の学内人事交流
  - ・学生サービス
  - ・学長のリーダーシップと学長補佐体制の強化
- 大学における人材養成について
  - ・国際交流, 情報処理等, 新たなニーズに対応した大学事務局の人材の確保
  - ・事務局職員の研修

以上をもって本日の会議を終了した。

## 第1 常置委員会

---

日 時 平成6年10月31日(月) 14:00~16:00

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 金森委員長

清水, 坪井, 石川, 太田, 長倉, 武村, 尾上, 武田, 岡市, 早坂各委員

田中, 天野, 田原各専門委員

---

金森委員長主宰のもとに開会。

委員長より, 国大協による「国立大学の現状と展望」と題した, いわゆる白書の作成計画について, 説明があった。

〔議 事〕

### 1. 専門委員の交代について

委員長より, 専門委員の糟谷正彦大阪大学事務局局長転出に伴う後任の専門委員として, 田原昭之大阪大学事務局局長を委嘱したい旨諮られ, 異議なく承認された。

ついで, 出席の同専門委員の紹介があった。

### 2. 第4常置委員会との合同小委員会報告

委員長より, 次のような報告があった。

合同小委員会は9月7日に開かれ本委員会からは議題が技術系職員問題であり, 理工系大学から石川, 内田, 小黒各委員, 田原専門委員と私が出席した。初めに両委員会の現状説明が行われ, 続いて技術職員の専門行政職への移行を巡る諸問題並びに教育研究支援体制について意見交換が行われた。今後, 第4常置委員会においては給与, 待遇改善の面からの検討を引き続き進め, 第1常置委員会としては, 大学における教育・研究支援体制の整備を検討する中で, この問題についても, 検討を進めることになった。

### 3. センター・オブ・エクセレンスに関する意見書

委員長より, 次のような報告があった。

学術審議会から出された「卓越した研究拠点センター・オブ・エクセレンスの形成」(中間まとめ)について会長から意見を求められたので, 各委員に原案を送り意見をうかがった。ほとんどの委員から内容について, 賛成である旨回答を得たので, そのまま提出することにした。次の理事会, 総会に諮ることになる。

### 4. 21世紀に向けての国立大学の在り方 —教育・研究支援体制を中心にして—

委員長より, 概ね次のように述べられた。

大学の組織運営の基本的事項について, 更に議論を進めて行く延長線上から, 議題を設けてみた。前回は助手の問題についてかなり集中して議論していただいた。助手には研究者への養成, 将来リーダーとなるべき性格の者から教育研究支援職員としての助手, その中間には, 種々な段階が実例から考えられる。本日はこの問題と, 第4常置委員会との合同小委員会での問題点を併せて議論していただきたい。

第4常置委員会では, 職員の待遇改善が検討されており, 技術職員の組織化を提案, かなりの大学が組織化を進めている。これに関連して上位等級増が図られ, 待遇の面でも一部実現している。しかし将来的には専門行政職移行の実

現を課題としている。同委員会では、教務職員の待遇問題も検討されているが、職務内容が、技術職員と同様と考えられる者がいる一方、研究教育補助職に従事している者もいる状況であり、技術職員の専門行政職移行を考える上で、何んらかの整理が必要である。更に大学院学生の教育研究支援に携わることも考えられる現状から、助手の職務をはっきりさせる必要がある等の問題提起が合同小委員会であり、本委員会でこの点議論して見ることにしたので、教育研究支援体制についてどのように考えるか、隔意のないご意見をお願いしたい。

このあと主として次の点について、意見交換があった。

- 教官、技術職員、事務職員のそれぞれの職務についての概念の整理並びに新しい概念の創出の必要性
- 教務職員の採用時における利点とその後の

運用上の問題

- 事務系職と教育系職との中間的職種の存在とその組織の帰属
- 教育・研究支援業務の位置付けと意義の明確化
- 教育・研究支援体制の充実の具体策として特別研究員の増員と大学張り付け制度の創設、科研費の増額による人件費の利用、助手・教務職員の一本人による職務内容の教育・研究支援への傾斜等
- 大学の裁量権の拡大

以上の点につき意見交換ののち、委員長より次のように述べられ、了承された。

本日の貴重なご意見を後日整理し、ご一任いただければ、11月開催の総会に報告することにした。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 第2 常置委員会

日 時 平成6年10月24日(月) 13:30~15:40

場 所 学士会分館(本郷)6号室

出席者 加藤委員長

山田, 阿部, 江崎(代理: 渋谷附属図書館長), 橋本, 丸山(工), 木村, 野村, 宮地, 深谷, 吉田, 丸山(和), 松浦, 入野, 三木, 喜多村, 高木, 池田  
各委員

山極, 小嶋, 猪岡, 荒井専門委員

(説明者) 松井入試改善特別委員会臨時委員

(大学入試センター) 高橋所長, 平川副所長, 菊池事業部長

(文部省) 山根大学入試室長, 錦戸企画係長, 鳥居調査指導係長

加藤委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、江崎委員の代理として出席された渋谷宮城教育大学附属図書館長及び入試改善特別委員会の審議状況の報告のため出席された、同委員会の松井臨時委員の紹介があったのち、引続き次のように述べられた。

前回、本日の議題として、「平成9年度以降の大学入試センター試験の追試験の要否」の問題と「朝鮮高級学校・朝鮮大学校卒業者の国立大学・国立大学大学院入学資格」の問題の2つを予告したが、後者の問題については、法令上、設置者の国(文部省)が判断することであり、

本委員会が検討の対象とすることはなじまないと考えられるので、本日は議題としては取り上げないこととしたい。

〔議 事〕

## 1. 報告事項

委員長の要請で、入試改善特別委員会の松井臨時委員から、同委員会の審議状況について報告説明があった。その概要は以下のとおり。

① 国立大学の入学者選抜についての平成8年度実施要領、実施細目等（案）について平成7年度に準じて作成した、平成8年度実施要領等の入試改善特別委員会としての原案を各大学に送付しご意見を伺ったところ、実施日程について1大学より、「週休2日制」の実施を踏まえた土曜・日曜日と入試業務日程との関連について考慮して貰いたい旨要望があった。

審議の結果、要望の件については、少なくとも平成8年度においては、土曜・日曜日を入学者選抜日程から除外することはできない旨、当該大学に回答することとしたが、新たに「推薦入学の適正な実施」に関連する規定を「実施細目」（案）に追加（「Ⅲ. 推薦入学に関する事項」の(1)及び(2)）する等の変更を加え、これを本委員会の最終原案として、理事会及び総会に付議することとした。

② 国立大学における平成9年度以降の入学者選抜に関する申合せ（案）について

国立大学における平成9年度からの入学者選抜については、平成7年6月の総会で日程を含めてその取扱いの原案を作成し、同年秋の総会で最終決定したいと考えているが、国大協として現在までに確認された基本的事項やその取扱いについて、配付資料のとおり各項目について今秋の総会で確認し、申合せたい。

③ 国立大学における平成9年度以降の入試日程について

試験開始期日繰り上げについて、これまで私立大学団体連合会代表者と5月9日、8月2日の2回話し合ったが、私立大学側は、国大協の考え方についてはある程度の理解を示しつつも、18歳人口の減少に伴う受験生減少の危機感もあって、話し合いは難航している。近く、第3回目の会談を予定しており、理解を得べく引き続き話し合っていきたい。

④ 国立大学の入学者選抜をめぐる中・長期的な諸問題について

18歳人口の減少をはじめ大学を取り巻く社会情勢の変化を踏まえた国立大学における入学者選抜の在り方や選抜方法等の一層の改善を図るための方策、諸課題について中・長期的な観点から意見交換を行った。

以上の報告説明について、平成8年度実施細目（案）の追加項目の字句について質疑があった。

## 2. 平成9年度以降の大学入試センター試験の追試験実施の要否について

初めに、大学入試センターの高橋所長から、平成7年度大学入試センター試験の志願者数は昨年以上に増加が予想されるため、試験場の増設等を関係地区大学にお願いしているが、試験の円滑な実施についてよろしくご協力をお願いしたい旨述べられたのち、引き続きのように述べられた。

大学入試センターでは、平成9年度大学入試センター試験について、追試験の廃止・見直しのほか、得点調整、枝間の配点の公表の取扱いの問題などについて専門委員会で検討している。追試験の実施に関する事項については、「大

学入試センター試験実施大綱」(文部省高等教育局長通知)で告知する必要があるが、平成9年度の実施大綱は平成7年6月頃までに決定・公表される。そこで、追試験の問題についての大学入試センターの検討状況と基本的な考え方をご説明し、ご意見を伺いたい。

ついで、平川副所長から、配付資料にもとづき、概要次のような説明があった。

#### ○追試験の現状について

追試験は、本試験(1月中旬)の1週間後、疾病等の事由で本試験を受験できなかった者を対象に共通第一次試験を始めて以来実施しており、この受験許可者数は、平成6年度で251名(志願者総数の0.05%)である。

#### ○追試験の廃止・見直しを検討すべき理由

高等学校学習指導要領の改訂に対応して、平成9年度からの大学入試センター試験は、現行の5教科18科目から6教科31科目に増加する。センター試験の試験問題は、本試験用、追(再)試験用、予備の3本を作成しているが、平成9年度からの追試験も本試験同様6教科31科目で実施するとした場合、科目が増えて問題作成に要する労力が倍加するばかりでなく、これら科目の中にはA(2単位)科目などのような出題範囲が狭く、特に問題作成が難しい科目も含まれている。このため、①良質な試験問題の確保が困難、②本試験受験者と追試験受験者との公平性の確保が困難、③追試験実施のための必要経費の倍増などの問題がある。

#### ○追試験廃止・見直しの具体案と問題点

##### ①追試験の廃止

追試験の廃止は、本試験未受験の事由を問わず、国公立大学への出願資格を失うことに直結することから、関係者の理解を得る必要

がある。また、大学入試センター試験を受験しなくても、第2次試験への出願を認めることとした場合、それは大学入試センター試験の根幹に関わる問題となる。

##### ②追試験の見直し

###### ・出題教科・科目の縮小実施

高等学校における履修状況、各大学の入試科目としての共通性及び入学者選抜のための資料として最少限の機能性等を勘案し、例えば、「国語」(I・II)、「数学」(I・A)、「外国語」(英語)の3教科3科目で実施することが考えられる。この場合、各大学においては、追試験受験者の合格判定基準を個別に定めて公表する必要がある。

###### ・試験場の縮小

東日本地区及び西日本地区各1カ所としているのを全国1カ所(東京)にする。

以上のような追試験の廃止・見直し案を検討中であり、入試センターとしては、状況が許すならば、追試験を廃止し、それが難しいということであれば、縮小できないかどうか検討している。

以上の説明のほか、菊池事業部長から、配付資料の「追試験受験許可者数一覧」、「追試験受験許可事由内訳」、「追試験の科目別受験状況一覧」の説明があった。

ついで、主として次の点について意見交換が行われた。

#### ○追試験及び再試験の定義

○追試験を廃止した場合の救済措置(特例によりセンター試験を受験することなく第2次試験の出願を認めるなど)の可否

○救済措置認定の主体(個別大学又は入試センター)

○許可認定の厳格化による追試験の継続

- 追試験廃止に伴い特例で第2次試験の受験を認めた場合の国立大学入学者選抜の基本原則との関係
  - センター試験の本質論を含めた追試験廃止の論議の必要
  - 追試験廃止が悪用あるいはセンター試験の軽視に繋がる危険性
  - センター見直し案(3科目)による追試験の不公平性
  - 追試験を廃止するとした場合の時期とタイミング
  - 追試験廃止の理由の明確化の必要
  - 追試験廃止が及ぼす影響
  - 本試験、追(再)試験を含めて試験問題のバンク化による省力、合理化の工夫の必要
- 最後に、委員長から、意見交換を締め括り次のように述べられた。
- 入試センターから提示された、追試験の廃止・見直し案についていただいたご意見は、見

直し案については異論が多く、廃止案については、大勢はその方向が望ましいとしつつも、廃止の理由がやや不十分という意見や、さらにはセンター試験の本質論を含めた論議が必要との指摘もあった。本日は、この問題について結論は出さず、引続き検討することとし、来る理事会及び総会には、いただいたご意見を総論的にまとめ、報告することとしたい。

### 3. 平成9年度入学者選抜における各大学の学力検査実施教科・科目について

平成6年6月15日付、文部省高等教育局長通知に基づき、本年12月15日までに文部省に報告することになっている、平成9年度各大学の大学入試センター試験及び第2次学力試験出題教科・科目について、各委員よりそれぞれの所属大学における検討の進捗状況が報告された。

以上をもって、本日の議事を終了した。

## 第3 常置委員会

日 時 平成6年12月19日(月) 13:30~16:00

場 所 学士会分館(本郷)7号室

出席者 佐々木委員長

荒川、坂村、船越、小野寺、山本、久々宮、加藤、平野、加茂、井上、村田、細川、野村各委員

豊岡、齊藤、佐藤各専門委員  
(文部省)井上留学生課長

### 〔議 事〕

佐々木委員長主宰のもとに開会。

新たに委員に就任された平野眞一名古屋大学教授の紹介があった。

#### 1. 平成7年度就職協定関係について

委員長から、次のとおり報告があった。

11月14日に就職問題懇談会が開催され「平成7年度就職協定」について、平成6年度の協定の文言を変更せず継続することでほぼ合意されたが、運用上の順守事項で求人票公示開始が7月1日としている点などについて一部意見があり最終的に決まらなかった。そこでその後男女雇用機会均等法の趣旨徹底、留意事項などを



加えた文書を作成し、これを懇談会委員にお送りして持ち回りによる就職問題懇談会を開催し、「平成7年度就職協定」を決定することとした。今後企業側を含む就職協定世話会を開催し、就職協定を確定することとなる。

## 2. 平成6年3月大卒等未就職者実態調査（労働省調べ）について

委員長から、次のように述べられました。委員長の承された。標記調査の依頼が文部省を通じてあり、59国立大学を調査対象校として選定し、調査にご協力願うこととしたのでよろしく願いたい。

## 3. 学生教育研究災害傷害保険について

久々委員長から次のとおり報告があった。標記保険に通学中の事故担保特約を新設することについて、内外学生センターでは賛助会員校に対してアンケート調査を実施した。そしてその結果をもとに全国9か所で検討課題についての説明会を開催したがとくに反対の意見もなかった。別紙のとおり実施案を作成した。12月8日に標記保険の運営委員会小委員会を開催し、この実施案を付議し了承されたので、今後大蔵省の認可を得て平成8年4月からの実施を目指している。通学中の事故を担保することとなった場合の保険料は死亡保険金2,000万円のコースで年間300円前後、1,200万円のコースで250円前後の見込みである。

## 4. 留学生の学生生活及び日本語教育について

委員長から、標記課題について前回に引き続きご議論願いたい旨述べ、各委員から次のような意見があった。

### (1) 日本語教育について

○ 大阪で開催されたUMA P総会で日本語教

育が議論されたが、留学生に日本語を習得することを強く要求しており、派遣国の立場にたてばきつい条件を出しているという感じであった。それに対して修士課程等の留学生は英語ができれば良いのではないかとの意見もあり、学部と大学院留学生に対する日本語教育の考え方の違いが出てきたように思えた。

○ 日本に留学する以上日本語をかなりの程度習得して貰うべきである。理工系と文科系で差はあると思うが、その国の言葉が判らなければその国の文化も吸収できない。

○ 大学院の国際コースでは日本語を全く知らない留学生を入学させ、卒業に必要な単位は英語で行われる講義のみで取得できるようになっているが、入学後早く日本語を習得して貰うつもりである。それは日常生活のためもあるが、講義についても日本語を覚え広い範囲の講義を受けて貰いたいという趣旨である。

○ 留学生に日本語教育についてのアンケートをとったところ早く日本語を覚えたいという希望が圧倒的であった。日本語能力に差がありレベルに応じたクラス別教育が必要である。また正しい日本語を指導してくれるボランティアの人がほしいとの意見もあった。

○ 留学生の英語能力にも差があり、英語で教育すれば良いとも言切れない。英語で授業してもついていけない留学生も出てくる。日本の大学で英語で授業するのは難しい面もある。

○ 東京地区の大学が共同して理工系の日本語教育の教科書を作成する話もあるようであり、各大学の協力が必要である。

○ 日本語教育の教科書作成について多くの大学から開発経費の要望も出ており、文部省と

しても検討しているが、統一的教科書を作成することの是非についても議論のあるところである。例えば、能力別に作るか、分野別に作れるかなどまず検討しようと考えている。基本的に教えるべきことを主たる教材の形で作り、教育してもらい、それに副教材を加えて教えるという形はどうかと思っている。

○ プロジェクトチームを設置して作成する方が現実的で早急に作成する必要がある。

#### (2) 奨学金について

○ 地方大学であるが、平成4年までは研究生を含め留学生全員がなんらかの奨学金を受けていた。しかし平成5年から状況が悪化し、平成6年の奨学金受給率は50%以下となった。原因は不況による金利低下で民間財団の運営資金が減少しているからである。

○ 学内の基金により留学生に奨学金を支給しているが、中国人留学生に偏っているのを是正したいと考えている。

#### (3) 宿舎について

○ 文部省としても留学生について第1の課題は宿舎問題だと思う。平成5年度に国立大学で約千戸の留学生用宿舎を新設したが、まだまだ不足しており、さらに今後拡大される短期留学生のための宿舎も必要である。建てるだけでなく地域社会が持つ住宅、下宿等を留学生用に確保できるよう地方自治体等にもお願いしているがなかなか前に進まない。

○ 地方大学では公営住宅や企業の社宅を留学生宿舎に利用させて貰っている例もあるが、大学誘致の経緯や地域の事情により異なると思う。小都市ほど留学生に親切的な面もあるが、アルバイト先が少ない事もあり、各大学が自分の背丈にあった範囲で留学生を受け入れることが大事である。

○ 古い職員宿舎の空き室を留学生用に活用しようとしても職員宿舎は大蔵省の所管で転用が難しい。

○ 住宅事情を整備せずに留学生10万人計画が走りだしたとの意見もあるが、各施設の不足の中で留学生用宿舎ができるのは10万人計画があることが大きな力になっている。

○ 混住寮などへ入寮すれば留学生も日常生活からも日本語を覚え、日本人の生活が判る。学生宿舎から隔離して留学生会館を建て留学生を集めていれるという考えが良いとは思わない。

#### (4) 学位について

○ 文科系は理工系に比べ学位が得にくいといわれる。留学生は学位を取得しないで帰国すると無能とみられることさえあり、学位に対する要望が強い。

○ 昔は大論文を書かないと学位が貰えず、文科系では教官が学位を持たない場合も多かった。学位の意味も異なってきているが教官の中に戦前からの学位についての見識がある。これも課程博士の数が増え世代交代が進めば変わってくると思う。これからは文科系でも学位を持たないと就職などで不利になるので学位を出す方向になると思う。

#### (5) 入国管理関係書類の申請手続きについて

○ 連合大学院の留学生についての入国管理関係書類は設置大学ですることとなっているが時間がかかるので、定型的な書類については参加大学で作成できるようにならないか。

○ 留学生がビザの更新を申請したが、貯金額が多すぎるということでビザの更新が認められなかった場合がある。

○ 私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの代理申請事務簡素化に関する要望

を法務省に提出し郵送による申請が認められるよう要望してあるが、申請窓口となる出張所の数を増加すること等の検討を含め前向きな回答を得ている。

#### 5. 外国人留学生の学生生活等に関するアンケートについて

委員長から、配布資料をもとに次のような説明があった。

今まで種々ご議論願ひ、各大学でご検討の状況もご紹介頂いたが、次の点についてアンケート調査し今後の資料としたい。

○留学生数 ○留学生宿舍の設置状況 ○奨学金（私費留学生の奨学金受給状況、大学独自

の奨学制度、短期貸し付け制度） ○学位授与状況 ○日本語教育（担当教官の配置状況、授業実施状況、補講等の実施状況） ○地域との交流状況 ○その他留学生の諸問題

以上についてアンケート案について審議が行われ、各委員から、○日本語教育のテキストの現状、○課外活動への留学生の参加状況等についてもアンケート項目に加えたいとの意見があったのち、各委員より追加意見があれば年内に委員長までご提出願うこととし、委員長がそれらの意見を取り入れ、本日配布のアンケート案を手直ししたうえ、各国立大学長あてアンケートを実施することが了承された。

以上をもって本日の協議を終了した。

## 第4常置委員会

日時 平成6年10月26日（水） 13：30～16：00

場所 国立大学協会会議室

出席者 阪上委員長

新野、星埜、大谷、佐々木、永井、浅野、野地（代理：外山）各委員

小島、長松、磯野、黒崎、菅原各専門委員

### 〔議事〕

阪上委員長主宰のもとに開会。

#### 1. 「『教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について』に対する回答を踏まえての提言」についての意見調査のまとめについて

委員長から、標記意見調査の回答状況について次のとおり説明があった。

意見調査の項目は専門委員会でご検討願ひ、配布資料のように決め、アンケート案を作成し、各大学にお送りしたが、数日前に全大学からの回答が集まった。今日までに回答を事務的に整理した結果を中間的にご報告したい。回答状況は概ね次のとおりである。

#### ○ 「提言」の推進に関連して把握すべき実態調査項目について

教室系技術職員の組織化について2年前の調査と比較すると、

組織人数は2,948人から4,347人に増加

全教室系技術職員に対する組織率は52.8%から77.5%に増加

組織化された大学数は21から46に増加

組織化を検討中の大学は42から24に減少

組織化しない大学は35から28に減少

している。

なお、98大学中技術職員0人の大学が12、1人の大学が12ある。

#### ○ 技術職員が講座等に終身固定的に配置され

るのではなく、ある一定分野ごとに、あるいは職務内容ごとに緩やかな組織化が実態的にも形成される必要があり、各大学の実情に応じた対応が求められるとしている点について

この点について、基本的に賛成及び提言の方向で推進、検討していくとするものが半数、早急な実現は無理、小人数で組織化に馴染まない等が約4分の1。

- 提言が示した教室系技術職員の職務の分類の妥当性について

この職務分類は適切である70件、別の職種がある及び別の分類の検討が必要である14件、別の意見がある9件。

- これらの職務を担当する者に専行職を適用することを検討することについて

検討することに賛成である75件、ここまで一挙に検討するのは時期尚早である4件、別の意見がある6件。

- 大規模大学の方法を見本として、中小規模の大学が実情にあった方法を検討する方策について

この方策に賛成である71件、別の意見がある12件。

以上の説明ののち、委員長から、委員会としては、文章での意見も含め専門委員に調査結果を取り纏めて頂き、来年6月の総会に提言についての意見調査の結果を報告できるようにしたい。また、調査結果が纏まった後、今後何をすべきか委員会としての態度を示す必要があり、東京工業大学の案等も参考に専行職移行に向けて、具体的に専門行政職となる技術職員の資格、審査基準、審査機関、研修II等についての検討、組織化の困難な小規模大学でとるべき方向などについて検討したい旨述べ承された。

## 2. 東京工業大学の「教室系技術職員に対し技術専門官等の名称を付与することについて（第2次中間報告）」について

委員長から、東京工業大学で標記の報告が出されたので、長松専門委員からご説明願いたい旨述べ、長松専門委員から次のとおり説明があった。

東工大では、2年前から、専行職移行がなかなか実現しない状況を踏まえ、大学が一步進めることを検討し、別紙の案を作成した。まだ検討中の段階のものである。

要点は技術職員の職務内容、能力、意欲その他を審査する機関を作り、一定の基準を満たす技術職員には技術専門官の名称を付与しようとするものであり、この名称を有する者は専行職移行が実現した際には、専行職に移行できる資格を有するということである。この案は基本的には現制度を崩さないもので小規模大学でも対応できると思う。研修IIの実現の困難性も考えると、統一的全国的な審査基準と審査機関ができれば、それに漏れた者のアフターケアも各大学、各個人が努力できるようになると思う。報告及び添付資料の内容は、①名称の種類、名称付与の形態、方法、②現状の問題点と今後の課題、③技術専門官等の資格及び選考方法、④教室系技術職員の組織の参考例等である。

以上の説明ののち、委員長から、先の提言では、職務分類を示しこれに該当する者を専行職移行の対象として検討することを提案したが、現行の専門行政職俸給表適用者は大学卒で公務員採用試験II種試験合格者又はそれに準ずるものであることが原則となっており、その移行に際してはこれらの職務に従事するとともに別に定める専行職適用の資格基準を充たすことが必

要となるであろう。その点東工大の案は参考になると思う。先に提言を各大学に送付した時は他の案がなかったので東大の案のみ参考とし送付したが、今回東工大の案が出されたので、何らかの形で各大学に一つの例として示す必要があると思う旨述べ、各委員から意見があったのうち、東工大の案については、小委員会で誤解を避けるための解説文の作成などを含め、案を各大学に流す方法について検討したうえで各大学へ送付することが了承された。

### 3. その他

委員長から、前総会以後の出来事について次のとおり報告があった。

- ① 6月の総会でご承認を得た「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」については、7月8日、人事院、大蔵省、文部省等関係方面に要望書を提出しその実現方を要望した。
- ② 6月の総会での取扱を会長及び第4常置委員会委員長に一任された「人事院勧告の取扱に関する要望書」については、9月20日、総務庁、大蔵省、文部省等関係方面に要望書

を提出し、その趣旨ののっとり配慮方を要望した。

- ③ 本常置委員会から要望していた第1常置委員会との合同会議が9月7日開催された。本委員会からは小委員会委員、第1常置委員会からも数名の委員が出席し、本委員会からは主として教室系技術職員の待遇改善と専行職移行問題についてのこれまでの審議経過を説明し、第1常置委員会からは主として研究教育支援体制のうち助手に関する問題について審議した内容について説明があり、種々意見交換が行われた。本委員会で審議している技術職員の待遇改善を中心とした専行職移行の問題と本来的な教育研究の支援体制の在り方を探る第1常置委員会の問題は質的に異なる面もあるので、今後、双方で別々に審議を進め、審議が進んだところで合同委員会を開催し、議論を突き合わせ整合性を図り、技術職員の待遇改善とあるべき教育研究支援体制の実現を図ることになった。(詳細については会報第146号21頁参照)
- 以上をもって、本日の協議を終了した。

## 第5 常置委員会

日 時 平成6年10月21日(金) 13:30~16:00  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 江崎委員長

谷本(代理:桑山弥寿男北海道教育大学附属図書館長), 平林, 有山, 山澤, 岡田, 川島, 池田, 櫻井, 原田, 西村(代理:藪野祐三九州大学法学部教授), 吉田, 砂川各委員  
水岡専門委員

(文部省) 田浦宏己留学生課留学生交流政策室長, 松川憲行国際企画課課長補佐

江崎新委員長の主宰の下に開会。  
協議に先立ち、委員長より就任の挨拶があった後、新たに委員に就任した吉田 将九州芸術

工科大学長及び有山正義電気通信大学長の紹介、並びに谷本委員・西村委員の代理出席の桑山北海道教育大学教授と藪野九州大学教授の紹

介があり、引き続き文部省の田浦留学生交流政策室長と松川国際企画課課長補佐の紹介があった。

## 〔議 事〕

### 1. 小委員会委員の委嘱について

これについて委員長より次のように諮られた承された。

糟谷正彦大阪大学事務局長の退任に伴い、7月25日付で後任の田原昭之事務局長にUMAP小委員会委員を、また6月9日付で能登路雅子東京大学教養学部助教授、10月17日付で細野昭雄筑波大学副学長にJUSSEP小委員会委員を委嘱したので本日ご追認いただきたい。

### 2. 「第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議」について

#### (1) 「学生国際交流協定実施状況に関するアンケート」について

これについて委員長より次のように述べられた。

前回の本委員会に諮り了承を得た標記アンケートは、3月10日開催の理事会の了承を得て、配付資料の通り各国立大学長に依頼した。本日はこれの取りまとめをお願いしている水岡専門委員より、その後の経過報告をお願いしたい。

続いて、水岡専門委員より次のような報告があった。

「学生国際交流協定実施状況に関するアンケート」は全大学より回答いただき、現在、データをコンピュータに打ち込む作業を行っており、10月末までには基本的な統計表の作成が出来上がる予定である。このアンケート結果は、来る12月に開催される「第4回アジア太平洋大

学交流(UMAP)会議」の定例総会において、日本のUMAP活動状況の報告として紹介する予定である。

#### (2) 「第4回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議」開催について

これについて、まず川島委員より配付資料「第4回アジア太平洋大学交流会議案内状」「大阪宣言(暫定版)」に基づき、開催趣旨、会議日程、シンポジウムのパネリストの変更等の会議の概要について説明があった後、大阪大学で現在、会議開催当日に配付する報告書及び案内状の作成、会場準備等種々の作業を進めているとの報告があった。

続いて、川島委員より配付資料「第4回アジア太平洋大学交流会議参加申込状況(10月21日現在)」に基づき、以下の通り報告があった。

国内参加予定者	国立大学	109名
	公立大学	9名
	私立大学	62名
	後援・協賛団体	15名
海外参加予定者(22カ国・地域)		45名
合 計		240名

次に、山澤委員より概ね次のような報告があった。

川島委員は会議本体を中心に担当されているが、私は外国からの参加者や定例総会の運営を中心に担当した。

第一に、海外参加予定国に各1名のコンタクト・パーソンを指名し、その人を通じて定例総会・Working Partyの出席者、基調講演者、パネリストの取りまとめを依頼した。その回答を取りまとめたのが配付資料「UMAP国別参加者一覧」である。会議には当地域の主要大学の学長が参加する予定である。なお、この内、ミャンマー、ラオス、ベトナム、モンゴル、カン

ボジアの5カ国は文部省の学者・専門家招致事業で招く。

第二に、海外参加予定状況は川島委員の報告の通り、海外から多くの参加申込みがあった。また、シンポジウムのパネリストも約半数は外国人である。全シンポジウムが同時通訳付きとなったので、活発な意見交換がされることを期待している。

第三に、定例総会は江崎委員長が議長を務める。定例総会での協議内容は配付資料「Draft Report on Meeting of UMAP Working Party held in Tokyo, 17-18 February 1994」の通り本年2月に開催した「第4回アジア太平洋大学交流会議」準備のための Working Party 会合で協議し、ほぼ同意を得ている。その主な内容は次の通りである。

- (1) 定例総会では各国より国際交流の進捗状況を報告する。そのために各国にレポート提出を依頼している。日本については、私を取りまとめるが、その際、先程、水岡専門委員より報告のあった「アンケート調査結果」を活用し報告する。なお、各国で日本と同様の調査の実施を提案したい。
- (2) UMAPの組織化については、各国がUMAP国内事務局を設置し、国内の大学に情報等を提供すると共に、何処かのUMAP国内事務局が国際事務局の役割を果たすことを提案する。
- (3) 今後のUMAP会議の持ち方については、次のことを提案し、主催国の経済的負担を軽減する。
  - ① 毎年開催を隔年開催とし、その中間年に Working Party 会合を開催する。
  - ② 主催国が各国代表2名の滞在費を負担するのを改め、次回より旅費・滞在費は

全額自己負担とする。

- (4) 1994年5月にシアトルで開催されたAPEC指導者の教育イニシアティブに関する会議は、学生交換の促進の重要性を強調し、交流を実施する適切な手段としてのUMAPの活動を確認した。定例総会では財政的に余裕のない大学が、UMAPの交流計画に参加できるよう、APECに基金の設置を要望したい。なお、この要望は、大阪宣言の一つの柱になる。
- (5) 次回開催国については、1996年にニュージーランドで開催する予定である。

### 3. 日米大学長シンポジウム及びJUSSEP小委員会とAAC&Uとの合同会議について

これについて、委員長より配付資料「日米大学長シンポジウム日程」に基づき、10月17～19日滋賀県彦根市で開催された日米大学長シンポジウムについて詳細な報告があった後、同じく配付資料「Minutes of Discussion Between The Japan-U.S. Student Exchange Program Subcommittee of JANU and AAC&U」「江崎委員長宛のアーラム大学長からの書簡」に基づき、10月17日午前に開催されたJUSSEP小委員会とAAC&Uの代表者との合同会議で合意した事柄について詳細な報告があった。

続いて、委員長より次のように述べられた。

AAC&Uは全米の約650大学が加盟している。この協会の特徴はカリキュラム開発に力を入れていて、この度もFIPSE(Fund for the Improvement of Post-secondary Education)に日本への短期留学のためのカリキュラム開発の予算申請をし、3年間の調査研究が認められたとのことである。

これに対し、先程説明した通り、JUSSEP

P小委員会としてもモデル・カリキュラムの開発に協力するが、その実施は各国立大学の裁量に委ねられるべきと主張し、その旨覚書きに記した。

個人的見解だが、現在、多くの日本の国立大学の学生がJYAプログラムで米国留学しているわけではないので、今後、米国学部学生の受入れを検討をするに際しては、相互に優秀な学生を双方向で交流する方向で検討できればと考える。また、そのために必要な経済的障害やカリキュラムの問題等を解決してゆきたい。

以上の報告に関して次のような意見交換があった。

- 私の大学では毎年米国の大学と双方向で学部学生の交流を実施しているが、カリキュラムを相互に認定し、履修証明を与えるまでには至っていない。私の大学では帰国後、履修科目を審査し決定しているが、米国の学生は帰国後に私の大学で履修した全科目についてクレジットをもらってはいないと考える。個々の大学で相手大学と単位互換の協定を締結するのは非常に困難な問題であるので、この度のAAC&Uがカリキュラムの共同開発を提案しているのは良い機会であるので、是非、日本の国立大学に適用できるような形にお取りまとめいたしたい。
- 日米間で大学の教育事情が異なる。日本では1学期に12~13単位が取得可能なのに対し、米国ではレポート提出等が課され、せいぜい3~5科目しか取得できないのが実情である。学生の勉強の度合いから見て、米国での取得単位を日本でどう換算するかも検討課題の一つであろう。

次に、九州大学法学部の藪野教授より、本年9月に開始した九州大学の短期留学プログラム

(Japan in Today's World)の問題点(主な問題点は、①補講及び単位認定の問題、②留学生の国籍の問題、③学期の相違の問題)について報告があった後、この報告に関して活発な意見交換があった。

続いて委員長より、次のような提案がありました。

本年度は日米大学長シンポジウムと第4回アジア太平洋大学交流会議という、二つの大きなイベントを実施するが、来年度は第5常置委員会として、現在のところ大きな行事の計画がない。そこで只今の協議と関連して、もう少し米国の大学教育事情を勉強する必要もあると考えるので、来年7月下旬~8月上旬、米国の東部と西部に1週間ずつアメリカ大学視察団を組みたい。なお、経費は原則的には自己負担とするが、文部省にも何等かのご支援をお願いしたい。

#### 4. その他

##### (1) 要望書の提出について

委員長より国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書交付手続きの代理申請事務簡素化の要望書提出の件が諮られ、協議の結果、異議なく了承された。

続いて委員長より要望書の作成について、次のように述べられました。

要望書の原案作成は提案者でもある西村委員にお願いしたい。原案の作成ができれば第5常置委員会委員に文書をもってご意見をうかがった上、来る11月に開催される理事会及び総会の了承を得て、吉川会長名で関係方面に要望したい。

##### (2) 国立大学協会の英文名について

このことについて、委員長より次のように述べられました。



事務局の説明によると、現在、国立大学協会の英文名として「The Japan Association of National Universities」(JANU)を慣例的に用いているとのことで、本日、これについて協議いただき来る11月開催の理事会及び総会に諮り

たい。

国立大学協会の英文名について、特に異議なく、これをもって理事会及び総会に諮り、正式に決定いただくこととなった。

以上をもって、本日の協議を終了した。

## 第6 常置委員会

日 時 平成6年11月2日(水) 13:30~16:00

場 所 国立教育会館402号室

出席者 廣重委員長

松井、堀川、宮島、鈴木、田村、村上、中内、和田、山口各委員

佐藤、菊川、加藤各専門委員

(文部省) 近藤大学課長、北村学生課長、早田研究機関課長、常盤大学課長補佐、秋山学生課長補佐、谷口第二予算班主査

(国立学校財務センター) 前川所長、久賀研究部長

廣重委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日出席の文部省の近藤大学課長、北村学生課長、早田研究機関課長、常盤大学課長補佐、秋山学生課長補佐、谷口第二予算班主査並びに本委員会オブザーバーとして出席の国立学校財務センターの前川所長、久賀研究部長の紹介があったのち議事に入った。

〔議 事〕

○ 学生の納付金について

委員長より、北村学生課長には、文部省に急遽戻る関係上先に納付金関係の最近の状況をご説明願ひ、のち程今後の活動方針の中で、ご意見をうかがうことにしたい旨述べられ、同課長より次のような説明があった。

大蔵省では、国立大学の入学金、検定料を平成7年度から引き上げる方針と10月24日の新聞報道は伝えているが、現在の処文部省に大蔵省からの話しは入っていない。

この間国大協でも、慎重な取り扱いをするよう関係機関に要望したところであり、現在の処

確定したわけではない。ある新聞では、大臣が入学金の引き上げを容認したかのような記事を掲載していたが、決して容認したわけではない。従来から授業料等納付金の問題は、学生の進学確保、人材養成の点から慎重であるべきで、文部省の従来の方針に変わりはなく、この点ご理解いただきたい。

大蔵省としては財政事情の厳しい社会情勢から、従来のパターンで、私学との格差比較をしてくるものと思われる。

以上の説明ののち、入学金の位置付け、入学金、授業料の性格等について、意見交換があった。

(北村学生課長退席)

1. 平成7年度国立学校特別会計概算要求について

近藤大学課長より、別紙平成7年度国立学校特別会計概算要求額総表に基づき、次のような説明があった。

平成7年度要求額は2,557,881百万円で5.7%

増となっている。内訳としては一般会計よりの受入れとして1,520,353百万円で対前年度より6.1%増と財政状況の厳しい中での繰入れ配慮がなされている。歳出では人件費の占める割合が高く6.3%、物件費が4.9%増となっている。

(以下主な項目説明)

教育研究基盤経費 6.8%増  
設備充実費 8.9%増  
特別施設整備費 8.9%増

(緊急な対応を迫られている国立大学の老朽化、あるいは狭隘化建物のために平成4年度から国立学校特別会計に特別施設整備資金を設置)

○ 概算要求主要事項

イ. 機構・定員関係

1. 教養部の改組, 全学の再編成 4大学
2. 学部の創設 2大学
3. 大学院の整備充実
4. 短期大学部の転換 3大学

ロ. 主要経費関係

1. 教育研究費の充実
2. 理工系教育の推進
3. 卓越した研究拠点(COE)の形成(新規)
4. 情報基盤の整備充実
5. 設備費の充実
6. 大型基礎研究の重点的推進
7. 国立学校施設の整備・充実

ハ. 研究費関係

1. 科学研究費補助金
2. 日本学術振興会特別研究員
3. 育英奨学事業

以上が平成7年度の概算要求事項の内容で、財政当局との折衝は大変厳しく、この点ご理解をいただきたい。

このあと、主として次の点について意見交換があった。

- 国立学校施設整備費の具体的内容について
- 育英奨学事業の貸与月額を増額
- 貸与による免除資格の拡大
- カリキュラム改革による経費
- 図書購入費、特に学生図書購入費を増額

2. 今後の活動方針について

委員長より、次のように述べられた。

学生納付金の問題では、何名かの委員からご意見をいただき、別紙「国立大学の学生納付金の在り方について(要望)」を作成、会長の了承を得て10月14日に吉川会長、鈴木副会長と私とで、大蔵省と文部省に要望書を持参した。大蔵省では篠澤主計局長、武藤主計局次長、木村主計局主計官、水洗文部係主査の4名に要望書を手渡し国立大学の現状を説明した。面談では、授業料の学部別格差を考えていることも話しに出たため、格差導入によって高等教育の機会均等が失われる危険性を重ねて要望した。全体の感触は、大変良いと理解していたが、その10日後に納付金の上げが、財政当局の意向として、新聞報道された。受益者負担の原則の方針が強く感ぜられ、今後の活動方針として唯反対しても良い結果が得られないので、奨学金の充実等を図るなどの具体案を検討しなければならない。経団連が平成3年10月に発表した報告「21世紀をめざして研究開発の体制確立をのぞむ」の考え方を援用するならば、高等教育にかかる経費増計画を強く推し進めることも考えられるので、忌憚のないご意見をうかがいたい。

以上の説明について、次の点について意見交換があった。

- 国立学校特別会計と人件費との関係

- 国立大学の存在意義
  - 国公立大学の評価の問題
  - 学生納付金引き上げによる社会の受け止め方
  - 国立大学の社会への文化・経済への寄与と役割
  - 高等教育に係わる公立私立大学を含めての経費増計画
  - 予算経費の重点配分の必要性
  - 国立大学の特色として学術研究の重視
  - 初・中等教育における18歳人口減による高等教育の経費関係
  - データ等による要望の強化
- 概ね以上の点について意見交換があったのち、委員長より次のように述べられ、了承され

た。

学内納付金引き上げは容認できない旨の要望書を引き続き作成していくことにしたい。今回の貴重なご意見を整理し、国大協総会に報告する一方、各学長の協力を得て、機会を捉え財政界関係者に大学の現状を訴えて行きたい。

現状のままでは国・公・私立大学を含め、日本全体のアカデミーレベルの低下を招来することが予想され、ひいては国際競争力の低下を来たすことが強く危惧される。財政当局その他関係者を説得するためにも「高等教育に係る国庫負担増論」の理論構築を行うことが必要である。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 医学教育に関する特別委員会

日 時 平成6年10月4日(火) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 石川委員長

坪井, 山本, 宮地, 佐々木, 川島, 岡田, 武田, 山口各委員  
中里, 大山各専門委員

### 〔議 事〕

石川委員長主宰のもとに開会。

#### 1. 委員の交代について

委員長より、学長の交代及び専門委員の退職に伴い、本日付けで下記のとおり新たに委員及び専門委員を委嘱したい旨諮られたり承されたのち、新委員を含め、自己紹介があった。

#### 委 員

佐々木博 富山医科薬科大学長

山口雅也 佐賀医科大学長

#### 専門委員

中里洋一 群馬大学教授

橋 正道 千葉大学教授

武藤徹一郎 東京大学医学部教授  
(医学部付属病院長)

大山 喬史 東京医科歯科大学教授  
(歯学部付属病院長)

#### 2. 医学部及び付属病院の課題と改善について

委員長から、次のとおり説明があった。

前委員長の時から医学部及び付属病院の種々の問題について、本委員会で、勉強会を行ってきたが、これまで議論してきた色々な課題を含め検討することが必要で適当と思われる課題について、医科系の大学にご照会し、その課題の重要度、現在の取組み、今後の計画、改善方法などについて当該大学がどのように考えている

かアンケート調査したい。アンケート案は専門委員会で作成することとし、各大学からの回答が集まったら、その調査結果をもとに本委員会で討議し、その課題についてのガイドライン的なもの作成し、各大学がノウハウを共有できれば良いと考えている。

については本日、医学部及び付属病院の課題と思われる項目を列挙した資料を配布してあるので、これについてどの項目を取り上げ、アンケートの対象とするかご審議頂きたい。

以上の説明ののち、委員長から配布資料により、次のような項目について順次説明があり、各委員から種々意見があった。

#### ◎ 学部教育関係

- 専門教育と教養教育の統合など6年一貫教育
- コアカリキュラムの確立と選択科目の増加
- 早期体験学習など医師候補、研究者としての動機付けの維持・強化
- 基礎教育養成教育プログラムの組み込み
- マルチメディアの機器(コンピューター)の活用
- 学外教育病院の確保など教育スタッフの充実
- 視聴覚、情報処理教育など教育設備の充実
- 落ちこぼれ者などに対する学生対策

#### ◎ 大学院関係

- 医学系大学院の充足率の改善対策
- 大学院重点化、臨床系大学院の在り方など組織の見直し
- 基礎研究者の不足と低収入の改善
- 論文博士授与範囲の限定など学位審査制度の見直し

- 外国人留学生への財政的支援体制
- 研究員制度の拡充など大学院卒業者に対する対策

#### ◎ 研究関係

- 基礎医学者と臨床系医学者の協力体制の推進、非医学系基礎学者との共同研究など基礎医学研究の充実
- 臓器移植など先端的医療研究の推進
- 支援スタッフの確保対策
- 動物実験施設、遺伝子組み替え施設など研究施設設備の充実

#### ◎ 付属病院関係

- 総合診療部、救急部の充実、教育病院の確保など卒前臨床教育の充実のための受け皿の強化
- 共通教育、専門教育の対象と内容の見直し、大学院教育との有機的連結策など卒業教育の改善
- 医学の進歩、特定機能病院制度などに対応する診療単位の根本的見直し
- 機能別、教育別単位の導入など病床単位の見直し
- 整備工事室の設置など診療機器の管理体制
- 一般診療、専門診療の充実度の調査等による地域社会を考慮にいたした診療体制の確立や遠隔診断システムの検討
- 院内感染予防対策の充実
- ボランティア制度の検討、活用
- 高度診療経費対策及び経費節減対策
- インフォームド・コンセントなど広報や診療評価体制の確立
- 病院の近代化、統合など環境整備

以上について審議したのち、本日の模様を総会に報告し、アンケートの実施について、了承

を得たのち、専門委員会で本日の意見をもとにアンケート案を作成することが了承された。

以上をもって本日の議事を終了した。

## 教養教育に関する特別委員会

日 時 平成6年10月11日(火) 13:30~15:00  
場 所 国立大学協会会議室  
出席者 坪井委員長  
岡市, 森野, 池田各委員  
石黒, 福田, 小林, 夏目, 立田各専門委員

坪井委員長主宰のもとに開会。

〔議 事〕

### 1. 教養教育の改善状況に関するアンケート調査—アンケート調査のまとめについて—

委員長より、次のように述べられた。

教養教育に関しての問題では、平成3年7月に大学設置基準の改定が施行され、大綱化が図られた。このような状況の中で各大学における改革の進捗状況を把握するため、本年7月に「教養教育の改善状況に関するアンケート調査」を実施した。各大学のご協力を得ることが出来たため、回答率は100%であった。集められた調査表の整理と集計について、本日午前中に開いた専門委員会で検討した結果、整理の進め方及び今後の作業予定等の大略が纏ったので、本委員会にお諮りし、ご了承を得ておきたい。

引き続き委員長より、設問による整理区分、グループ分けによる担当者について、説明が行われた。

なお、設問3「教官（専任講師以上）及び学生の現状」、設問4—(3)「教養教育の改善結果の評価について」、5「自由意見」についての纏めは、各グループの整理が終了した段階で改めて検討することとした。今後のアンケートの纏めと報告書の作製スケジュールは、早期に大学の

改善状況を知らせる必要があるので、明年3月を目途とすることにし、この間に専門委員会を開き進捗状況を確認しながら調整を図りたい。

以上について、意見交換があったのち、作業の進め方が了承された。

引き続き、委員長よりアンケート調査について、整理上の参考として作成された各大学の「教養教育の改善状況一覧」の披露があり、次いで立田専門委員から補足説明並びに記載欄の記号、一覧表の見方、大学改革進行状況等について、質疑及び意見の交換が行われた。その結果、11月開催の総会に於ける中間報告の資料として、会員に配付することになった。

### 2. 委員の補充について

委員長より、次のように諮られた。

吉田 亮委員（千葉大学長）の学長任期満了により退任されたあとの補充を行いたい。については、後任として関東・甲信越地区から橋本周久茨城大学長にお願いすることにしたので、ご了承を得たい。

以上協議の結果承認され、11月の理事会に諮り、次回委員会より出席願うことになった。

### 3. その他

委員長より、欠員となっている専門委員補充の可否について検討したい旨述べられ、検討の結果、植村典昭専門委員（香川大学教授）の後任補充は行わないことが了承された。

このあと、アンケート調査に関して、主として次の点について意見交換があった。

○ 「教養教育の改善状況一覧」の大学区分は、

理系、文系、教育系、医科系及びその他とする。

○ 大学改革中での調査のため、追加調査の必要性の有無。

○ 教養教育・専門教育の単位増減傾向からみた今後の教育。

○ 夜間主コースを開設した場合の教養教育と教官の教育負担の問題。

以上で本日の議事を終了した。

## 教養教育に関する特別委員会

日時 平成6年12月16日（金） 13：30～15：50

場所 国立大学協会会議室

出席者 坪井委員長

平林、森野、池田各委員

石黒、福田、小林、夏目、立田各専門委員

坪井委員長主宰のもとに開会。

〔議事〕

### 1. 教養教育の改善状況に関するアンケート調査—アンケート調査のまとめについて—

本日の委員会では、教養教育の改善状況に関するアンケート調査の集計が、各専門委員の協力で完了し、調査報告書（案）が作成されたのでご審議いただき、ご了承が得られれば整理の上纏め印刷し各大学に配布することにした。については立田専門委員より概要について説明願ひ、各項目については、担当の専門委員から説明していただく。

ついで立田専門委員より、概要について次のような説明があった。

前回の委員会で調査項目の整理担当者を決めたので、それぞれの担当者は集計を行い、構成を小委員会で議論し、その結果、別紙調査報告書（案）を作成した。

構成は「第1章 アンケート結果の概要」、「第2章 資料編」とに分け、第1章には、1.教養教育の理念と実施体制、2.教養教育の現状、3.教養教育の改善状況と特色、の順序に並べ纏めてみた。第2章の資料編では各大学からのアンケート回答を載せることにした。第1章にある（前文）と記してある事項は、1ページに記してあるように総合大学、単科大学（教育系、文系、理系、医系、その他）に区分し、改善の状況を、(1)実施済の大学70校、(2)平成7年4月に実施予定の大学16校、(3)検討中の大学20校に分類し、大学名を列記、現状を先ず把握していただくことにした。アンケートの回答中「設問3.教官（専任講師以上）及び学生の現状」「設問4—(3)教養教育の改善結果の評価について」及び「設問5.自由意見」の3項目については、集計の対象外とし、原文のまま掲載して参考に供することとした。

また資料編の「設問2—(1)教養教育の区分、

授業科目及び必修単位数」は各大学を掲載するとなると膨大な頁数を要するので、これも省略し、その旨を記載することにした。

ついで各担当専門委員から説明があったのち、概ね次の意見交換が行われた。

- アンケート調査結果が纏められた後に、教養教育のあり方が問題となると思うが、その検討はされているのか。
- 一般教育科目の多様化がこのように行われている現状では、提言そのものが無理と思われる。この調査は集計のみに止め、他大学の進捗状況を参考にさせていただくことでよいと思う。
- 集計結果から教養教育の改善方向を読み取することは難しい。例えば、一般教育と専門基礎教育の単位数増減が明らかであっても、一貫教育の理念のもとに、一般教育の一部の科目が専門基礎教育に転換したことは、改善策の一環であるとの見方もあり、科目数と単位数とで教養教育の減退と判断するには複雑すぎ、その傾向を知るのは難しい。
- 単位数の増減を解析することにより、ある程度知り得る。但し、どのような方向で、どういう意味合いを持って、教養教育の改善に連っているのか結論はでない。したがって、調査結果の資料提供に止め、大学独自の判断

に委ねたい。

- 改善方向を示すことができないにしても、問題提起はできると思う。教養教育の重要性が認められている以上、その線に沿った充実を図る改善を行うべき点等を概括的にも提起することは、時宜に適した取り扱いと言えるのではないか。
- タイミングの問題もあろうかと思うが、改善が実施されてから経過年も短いので、ある程度の評価が行われた段階で、改革の方向性が見いだされるのではないか。現時点では、議論のための基礎データと理解し、改革への参考とすればよいと思う。

以上の他に、教養教育と専門基礎教育とに介在する科目に関して、学生の将来に真に役立つ教養教育のあり方等の意見交換があった。

ついで、委員長より次のように述べられ、これを了承した。

種々隔意のないご意見をうかがったが、アンケート調査報告書（案）については、早期に大学の改善状況を知らせる必要があるので、原案通りお認め願ひ、2月中に原稿校正の上印刷、少なくとも3月末には各大学長宛に送付することにした。

以上で本日の議事を終了した。

## 教員養成制度特別委員会

日 時 平成6年10月28日(金) 10:00~12:15

場 所 学士会分館(本郷)8号室

出席者 蓮見委員長

谷本, 横須賀, 星埜, 椎名, 篠田, 将積, 武村, 尾上, 加茂, 山田(昇), 山田(深), 野地(代理:佐竹鳴門教育大学教授), 金谷, 田代, 野村, 岡本各委員

関口専門委員

蓮見委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長より, 野地委員の代理として出席した佐竹勝利鳴門教育大学教授の紹介があった。

〔議 事〕

### ◎大学における教員養成

一調査結果の考察と提言のとりまとめについて一

委員長より, 次のように述べられた。

前回の委員会(5月24日)開催以降小委員会を3回開き, 昨年2月実施の教員養成に関連した一連の調査の結果に基づいて, 小委員で分析, 協議を重ねて提言を含めた別紙報告書(案)を作成したので, ご審議をお願いしたい。ご了承が得られれば, 11月開催の国大協総会にお諮りする。

本日ご審議いただく別紙「大学における教員養成一教員需給の変化に対応する教員養成のあり方一」は, 第一部は教員養成の現状調査, 第二部は結果に対するの考察と提言としてあるので, 纏めを担当している山田委員から, 全体の概略説明をしていただき, 主として第二部の考察と提言に重点をおきご検討願ひ, 疑問点等があれば, 担当した委員から説明していただくことにしたい。

引き続き山田委員より, 次のように説明が行われた。

第一部は調査結果の集計と分析についてのコメントを纏めたもので, 大変分厚いので骨子について説明し, 後日ご意見があればお知らせいただくことにしたい。

第一部 教員需給の変化に対応する教員養成の現状の調査

(以下各項目説明)

I 教員の需給関係に関する全般的な動向

I-1 最近10年間の教員採用試験の受験者, 採用者数の推移

I-2 教員養成系大学・学部における入学と就職

I-3 国立一般大学における教員供給動向

II 教育大学・学部における教員養成の改善充実の課題

II-1 新免許制度下の教員養成

II-2 全学の教職課程と教育学部の役割

II-3 教育学部の入試方法の改善をめぐって

II-4 教育学部における新課程の実態と問題

II-5 教育学部の将来の在り方の問題

II-6 教育学部附属学校の将来の問題

II-7 教員の資質向上, 教員養成改善の抜本的方策

III 一般学部における教員養成の改善充実

III-1 履修基準の引き上げの影響

III-2 教職課程と教育学部の関係

III-3 一般大学における教職課程の役割



### III-4 優秀な教員を誘致するための抜本的施策

#### IV 教育委員会調査の概要

##### IV-1 教員志願者の動向と志願者の資質

##### IV-2 優秀な教員の確保方策

##### IV-3 採用の現状と問題

##### IV-4 現職教育、免許法認定講習、初任者研修等の問題

#### V 教育大学・教育学部学生調査結果

第二部では第一部の調査に基づき、教員養成の現状への対処、あるいは、教員養成の改善、教育学部の在り方、更に一般大学の教員養成への係わり方等についての提言を取り纏めたもので、隔意のないご意見をお聴かせいただきたい。

#### 第二部 調査結果の考察と提言

##### 1 教員定数の改善方策

##### 2 教員の計画養成の再検討

##### 3 教育学部の位置づけと教育改革

###### 3-1 教育学部の改革

###### 3-2 附属学校の責務と存在理由

###### 3-3 教育学部における現職教育と大学院教育の充実

##### 4 教職の地位向上のための諸施策

###### 4-1 教員資格の向上のための施策

###### 4-2 教員の社会的地位向上のための施策

#### おわりに 教育改革と教員養成

以上の説明について、小委員から補足説明があったのち、次のような意見交換が行われた。

○ 附属学校は調査の対象となっていないが、公立学校と比べて、職員数、施設、設備等の条件が明らかに悪いと判断されるので、その事項も含めたらよいのではないか。

○ 附属学校については、次の段階で調査の対象とすることが、話題となっている。ご指摘の整備面と附属学校の教育改革とを同時に裏

付けるようなことに触れたらどうかと思っている。

○ 教員の定数改善方策では、学校規模の見直しにあると思われるが、先進諸国と比較して、日本は1クラスの生徒数が多く、十分な教育に欠ける。その反面数の多いことによる教育効果が災いし進歩しない。今後は小規模化が絶対必要であり、このことを強調してほしい。

○ 学級規模を数字の上で具体的に論議してみたが、教育論的な考えが優先したことによりクラスの見直しがやや後退した印象を受けるので、適切な方法を考えてみたい。

○ 学級規模の問題は、生徒数による比較研究があるが、現実の問題として日本の教育状況を考えると難しい。例えば、比較実験的なことに問題もあり、教育効果の判断も個人差が加わり難しい。欧米には歴史的背景のもとと比較研究した文献があるので、その傾向を捉えることは可能で、一つのセオリーを基幹とした提案にすれば説得力がある。

○ 国内においても、昭和30年代に比較研究を行った例はある。教育効果の判断は、基準とすべき尺度に問題はあるものの、附属学校としての特殊性を考えた場合、柔軟な定員配置のもとに研究を行っても非難を受けることはない。

○ 学級規模の見直しに関しては、小規模化を試み、事実効果を挙げた事例も認められるので、原文の補強をしてみたい。

○ 教員の年齢構成のバランスが崩れると、深刻な問題が起る。京都市を例に年齢層をみると、30歳～40歳後半が60%を占め、20歳代、50歳代が少ない状況で、10年後を考えた場合、学校の管理・運営に大きな支障を来たす。現状での解決策は見当たらないが、少なくとも毎

年一定数の教員採用は不可決である。

- 教員採用をめぐる改善策の中で、採用制度に触れた内容と方法の根本的改善策が必要と述べているが、提言と言う意味合いからすれば、少し踏み込んだ、具体的な例を示すことができないものか。
- 採用に関しては、免許法改正が教員採用試験にどう反映されているかであるが、ほとんどが考慮されていないのが現状である。大学では、法改正に沿った教員養成を行っているので、受入れ側も対応してほしい。しかし各教育委員会においては、試験の方針、その他特殊な事情を抱えているので、具体的に示すことに疑問を感じる。
- 採用者側の教育観、初任者に期待する内容と大学の教員養成との間に較差を感じる。教員の資質向上連絡協議会でも、採用者側が求めるのは、実践力、意欲等が強調される。何をどう評価されるのか、公正な基準をどこに求めるのか、この点更に議論すべき難しい問題で、提言の中に含めたい問題でもある。
- 教育学部の教官定員削減が予想される事態に至っているが、大学院を積極的に進める上で、学部の教官定数に左右されない修士課程を維持するための教官確保を「教育学部の改

革」の内に加えてほしい。

以上の他、財政事情と教員配置、教員採用における推薦の問題等の意見交換があった。

ついで委員長より、報告書の今後の扱いについて次のように諮られ、了承された。

第二部についてご意見をいただいたが、検討事項も多く細部に渡りご検討いただく余裕がなかったと思われるので、お持ち帰りの上お気付きの点があれば、後日お寄せいただき小委員会で整理し、報告書（案）を作成する。

また来月開催の総会には、第一部、第二部の目次と第二部の報告書（案）を配布し、特に提言についてのご意見を伺うことにしたい。以上を含めて小委員会で作業を進める。手続的にはこの段階で委員会を開き、ご了承を得ることになるが、ご一任いただければ、本日ご指摘の事項及びご意見等を踏まえて、小委員会で協議し報告書（案）を作成し、各委員に送付し、ご了承を得ることにはしたい。その後は印刷に廻し、明年2月末を目途に各大学に報告書が送れるよう努力したいと考えているので、ご協力の程お願いしたい。

（意見書の期限を12月17日までとし、提出先を事務局とした。）

以上をもって本日の議事を終了した。

## (第83回) 入試改善特別委員会

日 時 平成6年10月3日(月) 13:30~16:00

場 所 国立大学協会会議室

出席者 井村委員長

廣重, 平林, 石川, 市川, 天野(郁), 太田, 阿部, 藤田, 天野(正), 岡市,  
和田各委員

松井臨時委員

(大学入試センター) 平川副所長, 中原管理部長

(文部省) 山根大学入試室長, 鳥居調査指導係長

井村委員長主宰のもとに開会。

議事に先立ち委員長から、委員等の補充について、次のように報告があり、新委員の紹介があった。

前回委員会でご審議いただき、人選を委員長に一任とされた委員の補充について、去る6月3日(金)開催の国大協理事会に候補を諮り承認を得たので、ここにご報告するとともに、新委員をご紹介します。

委 員 加藤延夫名古屋大学長(第2常置委員会委員長)(本日欠席)

〃 太田次郎お茶の水女子大学長

〃 阿部謹也一橋大学長

〃 天野正輝京都大学教育学部教授

〃 平林民雄筑波大学生物科学系教授

臨時委員 松井榮一京都教育大学名誉教授

〔議 事〕

### 1. 国立大学の入学者選抜についての平成8年度実施要領、実施細目等(案)の作成について

委員長から次のように述べられた。

去る6月総会において、平成8年度の入試の基本方針は、平成7年度に引き続き「連続方式・分離分割方式併存制」により実施することが了承されたので、前回の本委員会(5月18日開催)の結論に従い、文部省、大学入試センター及び関係委員の方々と相談しながら、平成8年度実

施要領、実施細目及び実施上の申合せ事項の原案を作成した。この原案を「資料2」のとおり7月15日付をもって各国立大学長宛に送付し、意見等があれば9月30日までに回報されたい旨照会したところ、1大学から要望が寄せられた。

その内容は「平成8年度の実施日程で入試業務を実施すると曜日が土日・祝日に重なることが多く、また重ならない場合も、準備等のため休日出勤で業務を行うことが多く、厳しい日程となっている。センター試験の日程が変更されない限り困難と思うが、週休2日制が実施されている現状の中、余裕ある業務が遂行できるように今後の日程の改善をお願いしたい。」というものである。

昨年度も同大学から同趣旨の要望が出されているが、現状のかぎられた試験日程では土曜・日曜日を除いて入学者選抜を実施することは困難なので、要望に応えることは難しいとの結論とさせていただけないか。

審議の結果、この委員長の提案は了承された。また、「推薦入学の適正な実施」に関連する新しい規定を「実施細目」(案)の「Ⅲ. 推薦入学に関する事項」の(1)及び(2)に追加することとし、これを来る11月9日開催予定の理事会に付議のうえ、11月16日、17日開催予定の第95回総会に諮ることとした。

## 2. 平成9年度実施要領(案)、実施細目(案)等の検討について

このことについて、委員長から次のように述べられた。

国立大学の入学者選抜については、平成9年度から「分離分割方式」に統合し実施することを昨年11月開催の第93回総会で決定した。そこで、本委員会としてその実施方法等について具体的検討を始めたい。

なお、本委員会に先立ち、去る9月14日(水)に小委員会を開催し、本日の議題について、予め審議願ったことをご報告する。

### ① 「試験日程」について

第2次試験の試験開始日を早めることについては、これまでに私立大学団体連合会代表者との交渉を、5月9日(第1回)と8月2日(第2回)の2回行ったが、私立大学側は、国大協の考え方についてある程度理解を示しているものの、18歳人口の減少に伴う受験生の減少の危機感もあって、交渉は難しい状況にある。いずれにしても、近日中に改めて先方に会談を申し入れ、理解を得られるよう、引き続き話し合いたい。

### ② 平成9年度実施要領等(案)について

平成9年度実施要領等(案)について、現時点でまだ平成9年度の試験日程が固まっていないので、取敢えず平成8年度をベースにしてA日程・B日程連続方式に係る部分を削除し、さらに全体として字句の表現を見直したうえ検討のたたき台として作成した。これについてご審議いただきたい。

引続き、松井臨時委員から、平成9年度実施要領、実施細目及び実施日程表の各原案について、配付資料に基づき説明があった。

以上の説明について、平成9年度実施要領、実施細目及び実施日程表各原案について審議・検討を行った結果、いずれも基本的に了承されたが、平成9年度の「入試日程」について、現在私立大学団体連合会と協議中であり、また大学入試センター試験の日程も確定していないので、それらの進展を見定めた上で文部省、大学入試センター等の関係機関と十分連絡協議を行い、本委員会として最終的に原案を固めることとした。

なお、原案の審議に関わり、次の事項について意見交換があった。

- 追加合格の取扱いについて(前期、後期それぞれ別個に追加合格業務を行うかどうか)
- 前期及び後期の試験日程のバランス
- 試験開始期日を早めることとなった場合の試験日程案について
- 再試験日の確保を前提としてセンター試験繰り下げの可能性について
- センター試験の2単位科目と4単位科目間の受験者層の違いによる評価の公平性について
- 大学入学者の学力レベルの確保とセンター試験の科目指定の範囲について
- ③ 平成9年度からの「分離分割方式実施に伴う募集人員分割についての例外措置等」の取扱いについて

いくつかの大学から国大協事務局へ、分離分割方式への統合に伴う具体的な取扱いについてガイドラインの作成希望も含めて照会があったが、平成5年11月総会で承認された「統合についての基本方針」には、例外措置の取扱いを含めて要点が集約されており、これ以外の細則は作成せず、これにもとづき各大学の判断で実施していただくこととしてはどうか、と考える。本件の取扱いについてお伺いしたい、と委員長

から発言があった。

審議の結果、本委員会としては、本件について別途に細則等を作成しないことを確認した。

### 3. 国立大学の入学者選抜をめぐる中・長期的な諸問題について

このことについて意見交換が行われた。その主な点は次のとおり。

- 不本意入学等により休学する新入生の増加とその対策について
- 18歳人口の減少と進路指導変化への期待（偏差値から大学の個性、学部・学科の特色に基づく進路指導へ）
- 選抜尺度の多様化（偏差値中心の選考からの

脱脚）の必要性、論文試験の意義

- 個性型学生受入れの難しさ（推薦入学でも学力本位の選考、変らない偏差値重視の教官意識）
  - 18歳人口の減少に伴う大学入学者の学力の低下の懸念とこれに対する入試対応
  - 私立大学との入試日程問題
  - 私立大学の試験科目と国立大学の試験科目について
- 以上をもって本日の議事を終了した。

なお、来る10月24日（月）に開催される第2常置委員会に本日の審議状況を報告することとし、松井臨時委員が出席することが了承された。

## 生涯学習特別委員会

日時 平成6年10月25日（火） 13:30～16:00

場所 国立大学協会会議室

出席者 加藤委員長

荒川、船越、津布菜、尾上、田村、岡市、高田、横山各委員

山本、小川、佐々木各専門委員

（文部省）佐久間生涯学習振興課課長補佐

（国立教育会館）西崎館長、岡理事（社会教育研修所長）、広瀬事業課長

加藤委員長主宰のもとに開会。

初めに委員長より、本日出席の文部省の佐久間生涯学習振興課課長補佐の紹介があったのち、あとから出席の西崎国立教育会館長による事業協力の説明について、あらかじめご了解を得ておきたい旨述べられ、了承のち議事に入った。

〔議事〕

### 1. 生涯学習について国立大学の果たす役割

委員長より、次のように述べられた。

最初に文部省における生涯学習に関する最近

の状況について、佐久間課長補佐からご説明していただき、質問等があればお聞きすることにして、そのあと国立大学の果たす役割について、自由討議したい。

ついで、佐久間課長補佐から次の説明があった。

生涯学習全般についての動向の概要を述べてみると、平成2年に生涯学習振興法が制定され、平成4年に生涯学習審議会から第1回の答申が出された。これに基づき、生涯学習の推進が図られ、現在次のようになっている。

- 生涯学習の基盤整備

## 組織体制

生涯学習部局：都道府県，指定都市

生涯学習推進会議：都道府県，6指定都市

県の生涯学習審議会：26都道府県，1指定都市

生涯学習推進センターの設置：22都道府県，2指定都市

\*広範的なサービス網の整備は，生涯学習審議会の社会教育文化審議会の部会で纏めている。

○ 学校の生涯学習教育機能の拡充  
昼夜開講制，科目等履修生制度の創設，公開講座の開設

○ 高等教育の生涯学習への対応  
公開講座の実施状況

国立大学：平成5年度 95大学 786講座

平成6年度 96大学 879講座

国公立大学：平成3年度397大学3,578講座  
受講者477,019人

以上が生涯学習に関する現状であるが，大学公開講座については，大学の専門的な教育研究機能を開放していただき，社会人に広く学習の機会を提供する大変重要な企画の一つと考えている。受講者数は，年毎に増加の傾向にあり，今後とも量的，質的な充実を図っていただきたい。そのためには，地域のニーズ把握が重要なことではないかと思料される。文部省としても公開講座の経費拡充に努力しているので，内容充実について一層の努力をお願いしたい。

このあと，主として次の点について意見交換があった。

- 公開講座の全国開催状況とその把握
- 県又は市と大学が連携し開催する公開講座受講料の問題
- 複数の国立大学による公開講座実施状況

○ 生涯学習研究センターの職務と学内部局との関係

○ 学外（遠隔地）で開催する場合の経費の問題

（西崎国立教育会館長，岡社会教育研修所長出席）

○ 公開講座のリフレッシュとリカレント教育の区分による講座内容

○ 学部夜間主コースと社会人との関係

## 2. 生涯学習に関して国立教育会館との共同事業（シンポジウム）の申し出について

西崎国立教育会館長より，同館における事業内容の概要説明があったのち，共同事業について，次のような説明があった。

国立教育会館社会教育研修所では，生涯学習・社会教育専門職研修を業務の一つとしているが，内容は生涯学習計画専門講座，生涯学習推進セミナー等で，社会教育主事等を対象として何回かに分け長期間の研修を行っている。本日ご理解していただき，ご協力をお願いするのは，当館での生涯学習関係事業と高等教育との関係をどのように結び付けて行くかにある。別紙の「社会教育主事の状況」の表では，全国に6,036名（平成5年度調査）が在職し，地域における社会教育の一つとして生涯学習の仕事に従事している。実態としては，カルチャー講座，市民大学等を主として行っている。当館での研修においても高等教育との繋がりを指導しているが，社会教育主事等は大学の科目等履修生制度，昼夜開講制，放送大学等高等教育機関が生涯学習に示す意欲的な取り組みの実状を十分には把握していない。仮りに知り得ていたとしても，アクセスの手段が分からないために，意識も向かないと言うのが現状ではないかと思っている。

生涯学習は、本来高等教育機関と密接な関係を持ち、その推進を図るべきで、地域の指導者はその結び付けに努力すべきであると考え。当面の課題として来年度に「生涯学習フォーラム」の実施を当会館主催で計画し、現在予算要求を行っている。この催しに是非とも国大協のご協力を得たいので、ご検討下さるようお願いしたい。

この他に、社会の趨勢から最近社会人が求めているものに、公開講座を正規のカリキュラムに取り入れた講座の設置要望があり、一部の私立大学では行われている例もあるので、科目等履修生制度を生かした履修者の大学における評価、単位認定等の実現に国立大学においてもご検討いただけたらと思っている。

引き続き委員長より、明年度実施予定の生涯学習フォーラムへの協力、国立大学が生涯学習に積極的に係わって行く場合の問題点等、忌憚のないご意見をお聞かせ願いたい旨述べられ、主として次のようなことについて意見交換が行われた。

- 生涯学習フォーラムの開催趣旨と参加対象者
- 生涯学習フォーラムと生涯学習フェスティバルの相違
- 生涯学習教育研究センターの役割と今後の問題点
- 外国の大学における生涯学習の地域活動
- 科目等履修生制度の社会への広報活動の不足
- 公開講座の都市中心街での開催の必要性と教職員の確保の問題

以上の意見交換ののち、委員長より次のように諮られ、了承された。

国立教育会館からお申し出の生涯学習フォーラム開催計画について、趣旨、テーマ共賛同できるので委員会として協力することにしたい。ご了承が得られたら、次回開催の理事会で了承を得ることとする。

以上了承ののち、高等教育の生涯学習への対応について、種々の意見交換が行われた。

以上をもって本日の協議を終了した。

# 第95回総会国立大学協会事業報告

(注) 第94回総会より今総会まで

## 1. 諸 会 合 (39回)

### (1) 第94回総会

6. 6.14 (火)

6.15 (水)

### (2) 事務連絡会議

5. 6.17 (金)

### (3) 理事会

6.11. 9 (水)

### (4) 常置委員会 (13回)

#### 1) 第1常置委員会 (大学の組織・制度, 研究・教育体制)

(主要審議事項) 21世紀に向けての国立大学の在り方

—教育・研究支援体制を中心に—

(委員会開催状況)

6. 9. 7 (水) 第4常置委員会小委員会との合同小委員会

10.31 (月) 常置委員会

#### 2) 第2常置委員会 (学科課程, 入学試験等)

(主要審議事項) ①職業科出身者の受入問題について

②平成9年度以降のセンター試験の追試験について

(委員会開催状況)

6. 9. 5 (月) 常置委員会

10.24 (月) 常置委員会

#### 3) 第3常置委員会 (学生の厚生補導)

(主要審議事項) ①留学生の学生生活及び日本語教育上の問題点

②就職協定について

(委員会開催状況)



6. 9.26 (月) 常置委員会

4) 第4常置委員会 (教職員の待遇改善)

- (主要審議事項) ①「提言」についての意見調査のまとめ  
②研究支援体制について  
③人事院勧告の取扱いに関する要望

(委員会開催状況)

6. 7.25 (月) 小委員会  
9. 7 (水) 第1常置委員会小委員会との合同小委員会  
10.18 (火) 小委員会  
10.26 (水) 常置委員会

5) 第5常置委員会 (大学間の協力)

- (主要審議事項) ①UMAP-JAPAN '94開催について  
②日米大学長シンポジウムについて  
③日米大学間学生交流について

(委員会開催状況)

6. 7.28 (木) UMAP小委員会  
10.17 (月) JUSSEP小委員会とAAC&Uとの合同会議  
10.21 (金) 常置委員会

6) 第6常置委員会 (大学財政・学費)

- (主要審議事項) ①国立学校特別会計概算要求について  
②国立大学の学生納付金の在り方について

(委員会開催状況)

- 6.11. 2 (水) 常置委員会

(5) 特別委員会 (16回)

1) 学術情報特別委員会

- (主要審議事項) 大学図書館経費実績調査の実施

2) 医学教育に関する特別委員会

- (主要審議事項) 医学部・附属病院の課題と改善について

(委員会開催状況)

- 6.10. 4 (火) 特別委員会

3) 教養教育に関する特別委員会

(主要審議事項) 教養教育の改善状況に関するアンケート調査のまとめ

(委員会開催状況)

6. 9.16 (金) 小委員会

10.11 (火) 専門委員会

〃 特別委員会

11. 4 (金) 専門委員会

4) 教員養成制度特別委員会

(主要審議事項) 大学における教員養成

—調査結果の考察と提言のとりまとめ—

(委員会開催状況)

6. 7. 8 (火) 小委員会

9. 9 (金) 〃

10.11 (火) 〃

10.28 (金) 特別委員会

〃 小委員会

5) 大学院問題特別委員会

(主要審議事項) 「国立大学大学院の現状と今後のあり方」の調査案の作成

(委員会開催状況)

6. 7. 8 (金) 調査専門委員会

8.30 (火) 〃

9.19 (月) 特別委員会

6) 入試改善特別委員会

(主要審議事項) ①平成8年度入学者選抜の実施要領等

②入学者選抜をめぐる諸問題について

(委員会開催状況)

6. 9.14 (水) 小委員会

10. 3 (月) 特別委員会

7) 生涯学習特別委員会

(主要審議事項) 生涯学習についての国立大学の果たす役割

(委員会開催状況)

6.10.25 (火) 特別委員会

(6) その他の諸会合 (8回)

- 6. 6.14 (火) 就職問題懇談会
- 7.20 (水) 全国高等学校長協会と懇談
- 8.12 (金) 日本私立大学団体連合会と懇談
- 10. 4 (火) 就職問題懇談会
- 10.17 (月) ~19 (水) 日米大学長シンポジウム
- 10.26 (水) 全大教との懇談
- 11. 9 (水) 日本私立大学団体連合会と懇談
- 11.14 (月) 就職問題懇談会

2. 要望その他の諸活動

- 6. 7. 7 教養教育の改善状況に関するアンケート調査実施
- 7. 8 「国立大学教官等の待遇改善に関する要望書」を人事院及び文部省へ提出
- 7.13 「厚生補導施設の整備充実に関する要望書」を文部省へ提出
- 8.11 教室系技術職員に関する提言についての意向調査実施
- 9.20 「人事院勧告の取り扱いに関する要望書」を総務庁、大蔵省、文部省へ提出
- 9.30 大学図書館経費実績調査実施
- 10.14 「国立大学の学生納付金の在り方についての要望書」を大蔵省、文部省へ提出

3. 要望書の受理

前総会以後、本協会宛提出された要望書等は下記のとおりである。

受付日	提出団体等	要望事項等	関係委員会
6. 6. 7	全国大学演習林協議会	建物施設の充実, 経費の増額, 演習林職員の充実	第6常置委員会
6.14	全国大学高専教職員組合	教職員の待遇改善, 定員, 予算について	第6常置委員会 第4常置委員会
6.28	夜間主コース設置 大学懇談会	夜間主コース専用施設の充実と担当教官の処遇について	第6常置委員会 第4常置委員会
6.29	東京大学職員組合	「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況についてに対する回答を踏まえての提言」に対する見解	第4常置委員会
7. 4	中国・四国地区大学一般教育研究会	教養教育教員の増員, 校費の増額, 施設機器の充実, 実験科目化について	第6常置委員会 教養教育特別委

6. 7. 7	全国普通科高等学校長会	平成9年度からの大学入学者選抜に関する意見	第2常置委員会 入試改善特別委
7.14	全国大学付属農場協議会	農場職員の処遇改善, 施設充実, 予算の増額	第6常置委員会 第4常置委員会
7.19	朝鮮大学校長	大学院への受験資格認定について	第2常置委員会 入試改善特別委
7.22	日本高等学校教職員組合	大学入試改善について	第2常置委員会 入試改善特別委
7.22	全国大学高専教職員組合	教室系技術職員問題に関する国大協「提言」への見解について	第4常置委員会
7.28	全国国立大学教養(学)部長会議	教養学部の将来計画, 教職員増加, 施設充実, 実験学科目化, 校費増加に関する要望, 授業料に関する要望	第6常置委員会 第4常置委員会 教養教育特別委
7.28	国立大学工学部部長会議	予算の増額, 大学院の充実, 支援職員の待遇改善, 定員削減廃止, 学部別授業料制度反対	第6常置委員会 第4常置委員会
8. 5	国立大学一般教育担当部局協議会	臨時増募教官に関わる措置 授業料の値上げに関する要望	第6常置委員会
8. 8	全国アイソトープセンター長会議	特別調整額の支給について	第4常置委員会
8.12	国立7大学理学部部長会議	最先端設備費の配分, 建物基準面積, 校費, 設備費, 学生指導旅費の増加, 大学院の入学科について	第6常置委員会
9. 5	全国農業高等学校協会ほか	職業高校からの大学進学について(要望)	第2常置委員会 入試改善特別委
9.19	全国大学高専教職員組合	教室系技術職員に関する意見調査の集約にあたって	第4常置委員会
9.21	東北大学職員組合	「教室系技術職員の組織化と研修の進行状況について」に対する回答を踏まえての提言の意見調査への要望と意見	第4常置委員会
10.6	朝鮮高級学校校長会	朝鮮高級学校卒業生の日本の国立大学への受験資格認定に関する要請	第2常置委員会 入試改善特別委
10.7	東京地区大学教職員組合協議会	専行職問題に関する要望書	第4常置委員会
10.14	全大教東北地区協議会	国大協意見調査に対する考え(意見)及び早期専門行政職移行の要望	第4常置委員会
10.24	大阪大学教職員組合	教室系技術職員の専門行政職俸給表の早期適用についての要望	第4常置委員会
10.24	東京大学職員組合	技術系職員の専門行政職移行について	第4常置委員会

#### 4. 刊行物

平成6. 8 会報第145号

6.11 会報第146号

## ／ 諸 会 合 ／

平成 6 年10月～12月

- |                  |       |                                      |
|------------------|-------|--------------------------------------|
| 10月 3日 (月)       | 13:30 | 入試改善特別委員会                            |
| 4日 (火)           | 13:30 | 医学教育に関する特別委員会                        |
| 11日 (月)          | 10:00 | 教養教育に関する特別委員会小委員会                    |
|                  | 13:30 | 教養教育に関する特別委員会                        |
|                  | 10:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会                      |
| 17日 (月)          | 10:00 | 第 5 常置委員会 JUSSEP 小委員会と AAC & U の合同会議 |
| 17日(月)～19日(水)    |       | 日米大学長シンポジウム                          |
| 18日 (火)          | 10:00 | 第 4 常置委員会小委員会                        |
| 21日 (金)          | 13:30 | 第 5 常置委員会                            |
| 24日 (月)          | 13:30 | 第 2 常置委員会                            |
| 25日 (火)          | 13:30 | 生涯学習特別委員会                            |
| 26日 (水)          | 13:30 | 第 4 常置委員会                            |
| 28日 (金)          | 10:00 | 教員養成制度特別委員会                          |
|                  | 13:30 | 教員養成制度特別委員会小委員会                      |
| 31日 (水)          | 13:30 | 第 1 常置委員会                            |
| 11月 2日 (水)       | 13:30 | 第 6 常置委員会                            |
| 4日 (金)           | 13:00 | 教養教育に関する特別委員会専門委員会                   |
| 9日 (水)           | 13:30 | 理事会                                  |
| 16日 (水)          | 10:00 | 第95回総会〔第 1 日〕                        |
| 17日 (木)          | 10:00 | 第95回総会〔第 2 日〕                        |
| 18日 (金)          | 10:00 | 第62回事務連絡会議                           |
| 21日 (月)          | 13:30 | 第 4 回アジア太平洋大学交流会議組織委員会               |
| 29日 (火)          | 10:00 | 教養教育に関する特別委員会専門委員会                   |
| 12月 6日(火)～ 8日(木) |       | 第 4 回アジア太平洋大学交流(UMAP)会議              |
| 16日 (金)          | 10:00 | 教養教育に関する特別委員会専門委員会                   |
|                  | 13:30 | 教養教育に関する特別委員会                        |
|                  | 13:30 | 第 4 常置委員会小委員会                        |
| 19日 (月)          | 13:30 | 第 3 常置委員会                            |
| 22日 (木)          | 10:00 | 医学教育に関する特別委員会専門委員会                   |

# 要 望 書

## 国立大学で受け入れる私費外国人留学生の在留資格認定証明書 交付手続きの郵送による代理申請に関する要望書

平成6年12月6日

国立大学協会会長

吉 川 弘 之

周知のとおり、昭和58年中曾根内閣のもとで策定された、いわゆる「21世紀初頭における留学生受入れ10万人計画」の進展に伴い、既に5万人を超える外国人留学生が我が国の大学で学んでいます。そのうち、日本政府の奨学金による国費外国人留学生は約1割弱で、9割を占める留学生は私費によるものであり、今後は一層、私費外国人留学生が増加するものと見込まれています。

さて、現在、私費外国人留学生の留学査証申請については、在外公館における本人の直接申請が事務煩雑及び極めて長い日数を要することから、日本国内における関係者の在留資格認定証明書交付の代理申請が推奨されています。ところが、当該留学希望者に在日関係者がいるという例外的場合は別として、大部分の場合は、受入れ大学教官（又は職員）が在留資格認定証明書交付の代理申請を法務省（地方入国管理局）に行い、その交付を受けて本人にこれを送付し、在外公館での留学査証を取得させるという形をとっています。

この場合において、代理申請者自らが地方入国管理局に必要書類を持参の上出頭すべきこととされ、郵送による申請は認められていません。このため、私費外国人留学生の受入れのたびに、教官又は職員が直接赴かねばならず、とりわけ大学所在地と地方入国管理局所在地が離れている場合には、毎年、多額の経費及び時間を要し、近時の私費留学生の増加に伴い、もはや対応の限度を超えるに至っています。この状態がこのまま続けば、各大学における私費外国人留学生の受入れの促進は、とてもおぼつかない状況にあります。

しかし、上記「21世紀初頭における留学生受入れ10万人計画」の推進のために、今後、私費留学生の受入れを更に積極的に促進していくことが各方面より強く要請されています。そこで、入国管理局関係者におかれましては、これらの状況及び趣旨をご理解いた

き、代理申請の事務簡素化の一環として、又はその特例として、郵送による在留資格認定  
証明書の交付申請を速やかにお認めいただくよう、強く要望する次第であります。

〔要望先：法務大臣、法務事務次官、  
法務省入国管理局長 他〕



# 資 料

## 阪神大震災で被災した受験生等への配慮について（要請）

平成7年1月27日

国立大学協会会長

吉川弘之

第2常置委員会委員長

加藤延夫

各大学におかれましては、阪神大震災で被災した受験生に対して、入学願書の出願期間の延長等すでにいろいろとご配慮を頂いているところではありますが、この度、被災した受験生に対する国立大学の対応について国立大学協会として急遽第2常置委員会を開催し、検討した結果、受験生の進学機会の確保を図る等の観点から、被災地の受験生ができるだけ不利益を受けないよう、各大学がそれぞれの実情に応じた判断に基づいて再試験等を実施するなど、さらにご配慮下さるようお願いすることとなりました。

つきましては、各大学におかれましては上記の趣旨をご理解のうえ、ご対応下さるようお願い致します。

なお、再試験等を行う場合の方法等につきましては、各大学、学部の実情等によって異なると思いますが、例えば、各大学が定めた提出期間内に願書を提出した被災受験生に対し当該大学が個別学力試験実施後に再度試験を行うとか、あるいは従来の追加募集的な試験を行うなどいろいろな方法が考えられます。

また、被災した受験生の範囲及び各大学における再試験の公表等について国立大学として統一した基準を定める必要がありますので、これらについては、今後、文部省と協議のうえ追ってお知らせする予定です。なお、ご疑問等がありましたら、第2常置委員会委員長または国立大学協会事務局にご連絡下さい。

〔送付先：各国立大学長〕

## 阪神大震災で被災した受験生を対象とする特列入試の実施について

平成7年2月3日

国立大学協会会長

吉川 弘之

第2常置委員会委員長

加藤 延夫

阪神大震災の想像を絶する被害を目の当たりにして、各大学におかれましてはそれぞれ御忙しい日々を送っておられることと存じます。国立大学協会としては、本来ならば全大学の参集のもと、いろいろ方策を考えるべきところ、緊急事態下で被災受験生の不利を出るだけ軽減すべく、入試についての緊急臨時措置を異例の審議方法にて進めさせて頂いております。この点につき、是非御理解頂きますよう御願います次第であります。

平成7年1月27日付国大協総第5号で送りました私どもからの要請は、上記のような状況のもと、第2常置委員会で審議した結果に基づいて行わせて頂いたものであります。しかし、同要請は概括的なものであり、とくに実施上起こり得る問題等についての詳細な分析なしに要請したものであったために、各大学で検討を行って頂くために必要な情報が不十分であったと考えます。

本来入試については各大学の自主的判断で行うべきものであることは当然です。しかしその判断の前提として、現下の緊急時において被災受験生の負担を軽減するために可能な手段とそれを取りまく諸条件につき、分析検討をしておく必要があると考えます。

この点について検討した結果につき、以下に御参考に供すべく報告いたします。先の要請に述べましたように基本的な事項については統一的基準を定めるが、個々の試験は各大学の実情にあった方法で行うのが原則であります。しかし無用の混乱を避けるため、本報告を御参照の上慎重な御配慮をお願いする次第であります。

### 阪神大震災特列入試について

#### 1. 基本的考え方

被災受験生の不利の極小化を、伝統的に樹立されている入学試験の公平さ(一般者との、

また被災者間での)を決して乱さないという条件のもとで実現することを目的として特例の入試を行う。これを特例入試と言う。

## 2. 国立大学として統一的に定める事項(文部省との協議の上定めたもの)

### (1) 被災受験生の認定

災害救助法(昭和22年法律第118号)による救助が行われた市町村の区域内に住居又は在学する高等学校等がある者で被災した者又はこれに準ずる者(罹災証明書を提出できる者。罹災証明書が入手できない場合は住民票記載事項証明書及び診断書等その他の被災したことを証明する書類を提出できる者)

### (2) 受験資格

被災受験生と認定された者であって、3月27日の時点で、いずれの国公立大学にも合格していない者。なお、特例入試は国公立大学を通じ一大学に限って受験申請できるものとする。(複数大学の特例入試を受験した場合はすべての受験についてこれを無効とする。)

### (3) 試験期日

平成7年度入学者選抜の入学手続第1次締切期日の翌日(3月28日)以降、各大学・学部は、適宜の日程で実施するものとし、その合格者発表は遅くとも4月20日までにを行うものとする。

### (4) 特例入試の概要等の発表期限

特例入試を実施する大学・学部は、その概要等を平成7年2月15日までに発表するものとする。

## 3. 各大学が特例入試を行う際、定めなければならないと思われる項目とその例

### (1) 大学入試センター試験

大学入試センター試験は震災前に行われたのであるから、当該試験の受験を特例入試受験の資格要件とする。

### (2) 出願状況による受験資格の分類

前出の国立大学統一事項としての被災受験生の認定に加え、各大学でいろいろな要件を課すことになると思われるが、検討の結果、出願状況に関する要件は次の3つのカテゴリーに分類される。

カテゴリー① 第2次学力試験の出願期間内に自大学に出願手続きをとった者に限っ

て特例入試を認める。(再試験)

- ② 再募集を自大学出願者以外にも拡げて行うが、本人の出願先大学が、特例入試を行わない者に限って認める。(再募集その1)
- ③ 対象者を限定することなく再募集を行う。(再募集その2)

この3つのカテゴリーのうちのどれかを大学毎に選ぶと思われるが、カテゴリー③は、特例入試受験者を改めて複数大学間で奪い合うような可能性を持つため、慎重な配慮が必要である。

#### (3) 被災受験生の受験状況による受験資格の分類

被災受験生の受験状況には下記のようなケースがある。

- ① 併願で「前期日程・A日程」を受験できなかった者
- ② 併願で「後期日程・B日程」を受験できなかった者
- ③ 併願で「前期日程・A日程」、「後期日程・B日程」ともに受験できなかった者
- ④ 専願で「前期日程・A日程」を受験できなかった者
- ⑤ 専願で「後期日程・B日程」を受験できなかった者
- ⑥ 専願で「前期日程・A日程」、「後期日程・B日程」ともに受験できなかった者

試験の公平性という視点に立つとき、各大学の試験の性格によってこれらのどれを受験させるかを大学毎に決めることになるだろう。なお、以上すべてを通じて受験できたが、不合格になった者の取扱いも各大学で考慮すべき点である。

#### (4) 受験申請手続

特例入試を実施する大学・学部は、出願した募集単位の試験を受験することができなかった入学志願者からの申し出に基づき、特例入試受験資格認定に必要な各種証明書を提出させ、特例入試受験許可を行うものとする。この時、提出は前もってする場合、試験当日でもよい場合などがあり得る。

#### (5) 受入人員

基本的には募集人員に上乗せするという考え方に立つべきであろう。各大学の特例入試の実施要項等における受入人員については、「若干名」または「約〇名」などとして考えられる。

#### (6) 選抜方法

特例入試を実施する大学・学部は、大学入試センター試験の教科・科目の成績と特例入試において、必要に応じて実施する個別学力検査等の成績とを総合して判定するのが一般

的であろうが、各大学毎に定めるべきことである。

(7) その他

推薦入学などの特別選抜における未受験者等について、同様の特例入試を実施する大学・学部においては、以上のことを準用しながら各大学・学部の判断により実施することも考えられる。

〔送付先：各国立大学長〕

# そ の 他

## ■学長等の異動

### ○ 学長の交代

(大 学)	(前 任)	(新 任)
福 島 大 学	星 埜 惇	吉 原 泰 助
神 戸 大 学	鈴 木 正 裕	西 塚 泰 美

### ○ 委員の委嘱

(委員会)		
医学教育に関する特別 委員会	青 木 繁 伸 (群馬大学教授)	〔任期：平成6年12月10日 から1年間〕
第5常置委員会	高 田 康 成	
JUSSEP小委員会	(東京大学助教授)	

### ○ 委員の解嘱

(委員会)	
第5常置委員会	能登路 雅 子
JUSSEP小委員会	(東京大学助教授)

## 国立大学協会の組織（昭和25.7.13創立）

- 総会（春秋2回開催。各国立大学の代表者）
- 理事会（会長・副会長を含む理事21名，各常置委員会委員長）
- 監事 2名
- 常置委員会
  - 第1常置委員会（大学の組織・制度，研究・教育体制）
  - 第2 “ （学科課程，入学試験等）
  - 第3 “ （学生の厚生補導）
  - 第4 “ （教職員の待遇改善）
  - 第5 “ （大学間の協力）
  - 第6 “ （大学財政，学費）
- 特別委員会
  - 科学技術行政特別委員会
  - 医学教育に関する特別委員会
  - 教養教育に関する特別委員会
  - 大学院問題特別委員会
  - 学術情報特別委員会
  - 教員養成制度特別委員会
  - 入試改善特別委員会
  - 生涯学習特別委員会
- 特別会計制度協議会

## 編集後記

\* 1月、2月は大学にとって多忙な入学試験の時期ですが、折しも未曾有の大震災が阪神地方を襲いました。

国立大学でも、教職員、学生がお亡くなりになられ、心からご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災大学の皆様に心からお見舞申し上げます。なお被災地の大学には被災住民が多数避難生活を送っておられるとこのことで、教職員の皆様のご苦勞はいかばかりかと在じます。厳寒の折からお身体にご留意のうえ頑張られるようお祈りいたします。

\* 阪神大震災では、被災大学に対し、周辺大学等から続々と物的、人的支援が寄せられており、同じ機関に属する者の連帯感の発露でありましょう。人間的にも尊いものを感じます。と同時に震災は何時、何処で起きるか判りません。各大学が今回の経験を他山の石として学内での応援体制、避難住民の受入れ建物、その他危機管理について十分見直し準備しておくことが望まれます。

\* 今号の巻頭エッセーには、将積愛知教育大学長の「まぼろしの天野勅語草案」をご寄稿いただきました。公務ご多端のところご執筆くださった先生のご厚意に感謝申し上げます(T)。

会報発行=年4回(2月・6月・8月・11月)

平成7年2月25日 印刷  
平成7年2月28日 発行 (非売品)

# 会 報 第147号

(第45巻第1号 通巻第147号)

編集兼  
発行者 滝沢 源平

発行所 国立大学協会事務局

郵便番号 113 (東京大学構内)  
東京都文京区本郷7丁目3番1号

電話 03 (3812) 2111 内線 (7950・7951)

03 (3813) 0647

FAX 03 (3818) 8656

印刷・製本 文唱堂印刷株式会社